

目 次

○ 全体概要	A
○ 全体鳥瞰図	B
第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 外部監査実施対象期間	2
5. 外部監査の方法	2
1) 監査の視点	2
2) 主な監査手続	2
6. 外部監査の実施期間	3
7. 利害関係	3
8. 外部監査人補助者	3
9. 金額等单位	3
第2章 包括外部監査監査制度等の概要	4
1. 外部監査制度	4
2. 包括外部監査の事件の選定	4
3. 外部監査人と被監査部署との連携の重要性について	5
4. 包括外部監査の有効利用について	5
5. 大田区の過去の包括外部監査のテーマ	5
6. 大田区の財政のターニングポイントと経営・公共サービス改革と過去の包括外部監査について	7
7. 外郭団体改革プラン（平成23年度の取組状況）	8
1) 取り組みの方向性と視点	8
2) 外郭団体	9
3) 区の出資状況	10
4) 区からの補助金、委託料の支出状況	11
5) 収入と支出の状況	12
6) 職員数と区からの派遣状況	13
8. 大田区公共施設設備計画	14
第3章 監査結果及び意見	16
1. 監査結果表	16
(1) 監査結果に対する年度別措置状況	16
(2) 各年度の措置状況の分類結果	17
第4章 「過去の包括外部監査に対する結果及び意見」に対する是正措置の状況等について	18
措置状況の記号の意味は、以下のとおりである。	

- A・・・是正されていないがやむを得ない
 B・・・是正が不十分
 C・・・是正されていない
 D・・・その他
 E・・・新たに検出した事項があるもの
 (注) 是正済みのものは、記載していない。

【平成17年度 補助金の財務事務執行状況について】

NO	項目	措置 状況	
17006	大田区私立幼稚園等教材・園具補助金	B	18
17007	大田区私立幼稚園等教材・園具補助金	E	20
17009	大田区職員文化会等助成金	C	22
17011	大田区職員文化会等助成金	B	24
17018	大田区文化振興協会運営費・事業補助金	C	26
17019	大田区文化振興協会運営費・事業補助金	C・E	28
17020			
17022			
17038	財団法人大田区産業振興協会補助金	B	31
17040	財団法人大田区産業振興協会補助金	B	33
17057	社会福祉法人E会への補助金	C・E	34
17058	社会福祉法人E会への補助金	B	36
17059	社会福祉法人E会への補助金	B	37
17069	休日・休日準夜診療設備運営費補助金	B	39
17073	社会福祉法人 K園に対する補助金	C・E	40
17074	社会福祉法人Y会に対する補助金	C	43
17075	社会福祉法人Y会に対する補助金	B	44
17076	社会福祉法人Y会に対する補助金	B	46
17077	社会福祉法人Y会に対する補助金	B・E	48
17079	民間緊急一時保護助成	C	50
17082	①大田区老人クラブ連合会補助金 ②大田区老人クラブ助成 ③大田区老人クラブ特別助成	C・E	52
17085	社団法人 大田区Sセンターに対する補助金	C	55
17087	子ども交流センター運営補助	C	57
17091	家庭福祉員運営費補助	B	59
17092			
17095	認証保育所運営費補助金	B	61
17115	在宅薬剤師研修 (少額補助金)	C	63

【平成17年度 財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）の管理運営について】

NO	項目	措置状況
17126	勤労者共済給付金等準備積立基金	B
17133	特定資産の計上根拠	B
17137	基本財産の安全性の確保等	D

64
66
68

【平成18年度 高齢者施設の管理運営について】

NO	項目	措置状況
18008	委託金繰越金について	C・E
18013	委託金の積算について	B・E
18014 18016	指定管理者制度への移行について	B
18018	特別養護老人ホームたまたがわの歯科診療室の有効利用について	B
18021	I園に対する無償貸付について	C
18059	区備品として扱う物品の購入または廃棄の報告	B
18076	特別養護老人ホーム職員住宅について	B
18080	配置定員について	B
18090	医科医療協力委託について	B
18099	在宅介護支援センター・地域包括支援センターの予算管理	B
18102	在宅介護支援センター（現在の地域包括支援センター（さわやかサポート））の契約条項の遵守について	B
18111 18112 18113	滞留債権について	B

70
73
75
77
78
80
82
85
87
89
91
94

【平成19年度 国民健康保険事業について】

NO	項目	措置状況
19A21 ～27	国民健康保険料の収納率向上について	B
19A81		
19A32	延滞金について	C
19A57 ～63	出産育児一時金及び出産費資金貸付について	C
19A64 ～66	画像システムと国保システムの連動について レセプト審査体制について	B
19A74 ～76	滞納処分関係	B

96
102
105
108
110

【平成19年度 特別出張所の管理運営について】

NO	項目	措置状況	
19B01	特別出張所の業務等見直しについて	D	113
19B06	特別出張所・地域施設・付属施設の人件費について	B	115
19B08	窓口取扱件数の近年の推移について	C	117
19B09	妥当な定数についての検討		
19B11	地域振興業務の活動状況について ①	B	120
19B12	地域振興業務の活動状況について ②	A	123
19B18	預かり金出納の現状とその管理について	C	125
19B26	災害時のための用品等の定期的な点検について	C	126
19B31	窓口収納事務における内部統制について	A	127
19B40	空きスペース（会議室等）の利用に関する事務及び状況について	B	128

【平成20年度 民間委託・指定管理者について】

NO	項目	措置状況	
20002	公募をせずに指定管理者を指定することについて	B	130
20004	指定管理料の価格の合理性について	B	136
20030	保育園調理業務の委託	B	138
20033	明確な費用区分について 大田区立中央八丁目保育園運営業務の委託、大田区立萩中保育園運営業務の委託、大田区立西蒲田保育園運営業務の委託、大田区立浜竹保育園運営業務の委託、大田区立東蒲田保育園運営業務の委託、大田区立山王保育園運営業務の委託	B	142
20052	多摩川田園調布緑地の維持管理委託について	B	146
20095	大田区産業プラザ、大田区立下丸子テンポラリー工場、大田区立本羽田二丁目工場アパート、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート、大田区中小企業者賃貸住宅、大田区創業支援施設、大田区新産業創造支援施設、大田区産学連携施設	B	147
20100 ～103 20104 ～107 20108 ～110 20111 ～112	利用料金制について 南六郷福祉園、くすのき園、久が原福祉園、うめのき園（分場含む） 新井宿福祉園、池上福祉園、しいのき園 大田福祉作業所（分場含む）、大森東福祉園、大田生活実習所 はぎなか園	B	150

20113	大田区立母子生活支援施設の管理代行について コスモス苑、ひまわり苑	B	154
20122	業務委託費及び指定管理代行経費に含まれる委託料（再委託費） 大田スタジアム	B・E	156
20132	民間委託ないし指定管理者の導入による費用削減効果の把握等について	B	159
20133	提出された報告書等の検証について	B	161
【平成21年度 資産の管理について】			
NO	項目	措置状況	
21001	土地の無償・低廉貸付 (旧)蒲田東特別出張所	A	163
21003	(旧)保健福祉部機材倉庫		
21008	東六郷一丁目公共事業用地		
21016	(旧)中央四丁目アパート		
21032	全体の内容の検討について		
21006	再開発事業における選定委員会制度 (旧)蒲田保健福祉センター蒲田東庁舎	A・E	165
21011	境界未確定地 羽田旭町売払い予定地	A	167
21012	未利用土地 (旧)仲六郷寮	B	169
21015	(旧)中央二丁目自転車駐車場		
21019	(旧)本庁舎第二分室		
21038	株式会社大田ケーブルネットワーク	A	172
21039			
21042	外郭団体への出えん金 (財)大田区体育協会出えん金	A	174
21043	(財)大田区文化振興協会出えん金		
21044	(財)大田区産業振興協会出えん金		
21065	物品の棚卸 大田区民センター	A・ B・E	176
21070	各区立中学校		
21073	大田区立郷土博物館		
21079	各区立小学校		
21088	X線装置		
21090	経営管理部 総務課 絵画		
21058	指定管理者へ委託している物品の棚卸 大田区民プラザ	B・ C・E	181
21060	大田区民ホールアプリコ		

21064	大田区営アロマ地下駐車場		
21067	龍子記念館		
21069	熊谷恒子記念館		
21077	大田区くすのき園		
21092	休養村とうふ		
21094	自己検査について	A・E	185
21098	福祉部系債権	C	188
	債権の名寄せ		189
21104	福祉部系債権	C	
21110	産業経済部系債権		
21142	産業施設使用料		
	積立基金の積立て及び取崩し		191
21124	減債基金	A・ D・E	
21125	地域力応援基金（旧：大田区区民活動積立基金）		
21126	大田区立学校積立基金		
21127	大田区総合体育館整備資金積立基金		
21128	郷土博物館資料取得積立基金		
21129	自転車等駐車場整備資金積立基金		
21130	羽田空港対策積立基金		
21132	福祉事業積立基金		
21133	公共施設整備資金積立基金		
21135	全体の内容の検討について		

【平成22年度 負債（債務負担行為を含む）の管理について】

NO	項目	措置状況	
22A01	地方債発行の判断基準	A	193
22A03	減税補てん債	A	196
22A04	一部繰り上げ償還	A	198
22A14	歳計外現金について	A	200

【平成22年度 人件費（福利厚生等を含む）について】

NO	項目	措置状況	
22B03	大田区特別職報酬等審議会審議事項	A	202
22B04	大田区特別職報酬等審議会会議の公開	B	204
22B14	定数管理と予算作成との連動	A	206
22B21	カフェテリアプラン等の実際の運用について	B	208
22B22	帳簿の不整合について	B	210
22B23	繰越金残高について	B・E	211
22B25	区の助成金と会費について	B	213

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の2第2項並びに大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

過去の包括外部監査における監査結果及び意見についての是正措置の状況等について

3. 特定の事件を選定理由

第一に、包括外部監査結果報告書のフォローの重要性があげられる。

包括外部監査人は、自治体に対し、監査を通じて発見した結果について報告しなければならない（地方自治法252条の3第5項）。

また、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、自治体の組織及び運営の合理化に資するために、監査の関する結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。（地方自治法252条の3第2項）。

これに対し、自治体は、包括外部監査人の監査結果に基づき措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員はこれを公表することになる（地方自治法第252条の3第6項）。

包括外部監査人は、監査の結果や意見を報告するにあたり、綿密な説明を行っていると考えられるが、措置の具体的な内容は自治体に委ねられており、評価する仕組みがあるわけではない。

第二に、区行財政のおかれている現状と課題を考慮すると、包括外部監査結果報告書の結果または意見の措置状況をフォローすることは、すでに取り上げられている包括外部監査のテーマ（特定の事件）が現在の課題にも対応していることからより一層の住民福祉の増進、経費の抑制、組織運営の合理化、規模の最適化を実現し、課題を解決するポイントになると考えられる。

「大田区財政のターニングポイント2011」では、区行財政の現状と課題が全職員に示されている。

①長期的な財源不足と財政硬直化の進行

②区が抱える財政需要として、（経費の抑制と関連）

i. 少子高齢化と景気低迷による社会関係費全体の伸び

ii. 特別会計繰出金の増加

iii. 公共施設等の維持・更新経費の増加

iv. 償還期限を迎える特別区債等の需要

③他区と比較した場合の職員数（人件費）の現状と課題（組織運営の合理化、規模の最適化に関連）

④おおた未来プラン10年の現状と点検（住民福祉の増進等と関連）

おおた未来プランの着実な推進と新たな財政需要に的確に 대응していくためには、経費削減に向けた主体的な努力の徹底とともに、既存政策の見直しや再構築により財源を確保する必要があると認識している。

第三に、総務省における地方自治法改正の状況を視野に入れる必要がある。

包括外部監査制度自体についても、総務省から平成23年1月26日に「地方自治法抜本改正についての考え方」が公表されている。その中で、監査制度についても詳細な検討を行うとされている。

その後、平成23年3月に起きた東日本大震災の影響で、政府の地方自治体の監査制度改革の検討は十分進んでいない状況にある。

このような背景からも過去の包括外部監査の結果または意見の是正状況をフォローすることに意義があると考えられる。

そこで、上述の状況を踏まえ、包括外部監査の結果報告書の結果又は意見が

- i. どのような方針に基づき、具体的に大田区の行財政に反映されたか
- ii. さらに検討中とされたもののその後のフォローが適切になされているか
- iii. 東日本大震災、円高、欧米経済の不安定化、アジアの成長懸念が我が国への影響等の外部環境要因及び防災計画の修正等、新たな課題が生じたかを検証する必要があると認められたものである。

4. 外部監査実施対象期間

平成17年度から平成22年度

5. 外部監査の方法

1) 監査の視点

- ① 結果及び意見の措置状況が公表されているか。
- ② 結果及び意見の措置状況が適時になされているか。
- ③ 結果及び意見の措置内容が適法かつ適切になされているか。
- ④ 結果及び意見に対する施策が全庁的に講じられ、かつ経営の効率化、財務の健全化が図られているか。

2) 監査手続

- ① 包括外部監査制度の意義、大田区の導入方針、措置の概念について地方自治法等に基づき検討した。
- ② 大田区の包括外部監査の担当課である経営管理部総務課に対して、包括外部監査の対応方針、業務の流れについてヒアリングを実施した。
- ③ 平成17年度から平成22年度までの包括外部監査の結果、意見等に対する基本的な考え方、措置状況について、監査委員が公表した措置に関する資料を検証した。
- ④ 平成17年度から平成22年度までの各年度の個別の監査結果及び意見に対する措置状況一覧表を入手し、措置の状況及びその妥当性について検証した。
- ⑤ 措置状況一覧表を措置時及び現時点の状況を関係部署に照会するとともに担当者が必要に応じてヒアリングを実施するとともに、前監査人の結果、意見についてどのように理解しているか説明を受けた。
- ⑥ 必要に応じて監査対象となった現場に出向き担当者にヒアリングを実施した。

- ⑦ 関連法令、条例、規則、要綱等の根拠規程を確認した。
- ⑧ 必要に応じて関連証憑を確認した。

6. 外部監査の実施期間

平成24年7月20日～平成25年1月22日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 外部監査人補助者

公認会計士	上田 孝二郎	公認会計士	鳥海 美穂
公認会計士	飯塚 賢一	公認会計士	東海林 伸興

9. 金額等单位

記載金額等について、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。
また、集計方法（期末日現在、期中平均）等の相違により一致しない場合がある。

第2章 包括外部外部監査制度の概要

1. 外部監査制度

導入の背景	<p>一部の地方公共団体において不適正な予算執行があり、行政の信頼回復のためには透明かつ公正な事務事業が確保されなければならない、自浄能力を高めることが重要な課題となり、これが外部監査導入の契機となった。都道府県、政令指定都市、中核市では、法で義務付けられている。その他の市町村では、条例化が必要になる。大田区においては、条例化により平成17年度から導入された。</p> <p>従来の監査委員制度と外部監査制度が相まって、監査機能全体の強化が期待されている。</p>	
種類	包括外部監査	個別外部監査
内容	<p>契約により、外部監査人が、年1回以上、地方公共団体の財務等について、必要と認めた特定の案件の監査を行う。</p> <p>財政援助団体（補助、出資等を受けている団体）等については、必要があると認められるときは監査を行うことができる。</p>	<p>次の監査について、請求者等から外部監査の請求があった場合、契約により、この案件毎に外部監査人が監査委員に代わって監査を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務監査請求に基づく監査 ・ 議会からの請求に基づく監査 ・ 区長の要求に基づく監査 ・ 区長の要求に基づく財政援助団体等の監査 ・ 住民監査請求による監査
外部監査人の要件	<p>契約を締結できる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士・弁護士・税理士・監査事務等精通者 	
監査結果	<p>監査結果は、議会、区、監査委員等へ報告し、監査委員が公表する。</p>	

2. 包括外部監査の事件の選定

包括外部監査は、地方自治法第2条14項および15項の規定に特に留意しながら実施される。この監査の重要性は、正確性、合規性、3E（経済性・効率性・有効性）にあり、これを基本としている。

- ① 監査対象の外部環境（行政環境、経済環境、他の特別区の調査分析等）および内部環境（大田区の財務内容の分析、各種内部資料の分析等）を十分に把握し、重要性和危険性を十分に勘案して選定する。
- ② 内部環境を把握するために、必要に応じて、長、監査委員、その他の委員会等から、その意見を聴取する。ただし、その決定は、外部監査人自身の判断に基づいて行う。
- ③ 事務の執行の趣旨を尊重するとともに、次の事項に留意する。
 - ・ 重点政策にかかるものかどうか。
 - ・ 議会が注目しているかどうか。
 - ・ 区民が関心をもっているものかどうか。

- ・ 産業構造の変化、環境の変化、高度情報化、人口変動、高齢化等の構造的な変化に対応するものかどうか。
- ・ 監査委員の監査の結果および意見に係るものかどうか。
- ・ 緊急性を要する事項であるか。
- ・ 公共サービスの提供が「信頼・安定・公正・公平」の観点において低い事項かどうか。

包括外部監査は、包括外部監査人が上記のことを留意して特定の事件について、自らが選定して行う。

3. 外部監査人と被監査部署との連携の重要性について

外部監査人は、選定したテーマについて、必要な監査手続を実施し、被監査部門の協力を得て監査を実施することになる。監査人は、被監査部署に対し、必要な資料の提出を依頼し、ヒアリングを重ねることによって、監査の【結果】、【意見】を提出することになる。

ここで、重要なのが【結果】、【意見】の内容について被監査部署に十分説明し事実誤認がないことや、その後の区の【措置】が、監査人が意図した対応となるように十分な意見調整を相互で実施するということである。

4. 包括外部監査の有効利用について

包括外部監査は、包括外部監査の結果報告書として提出され、大田区のホームページで公表される。包括外部監査は、結果報告書を提出すること自体が目的ではない。

結果報告書の【結果】、【意見】に対して、監査を受けた大田区の行財政について、行政の長、部局（監査対象とならななかつた部局も含む）、全職員、そして、議会、議員、関連団体の責任者、職員が監査の結果を熟読し、指摘された問題点、課題について、監査の【結果】、【意見】に示された是正事項、意見、提言を適時に検討して、実際の行政の運営に有効利用して初めて、区の予算を投じて包括外部監査を実施した意味がある。

5. 大田区の過去の包括外部監査のテーマ

年度	テーマ	外部監査人
平成17年度	・補助金の財務事務執行状況について ・財政援助団体(財団法人 大田区産業振興協会)の管理運営について	中井恭子 (公認会計士)
平成18年度	高齢者施設の管理運営について	中井恭子 (公認会計士)
平成19年度	・国民健康保険事業について ・特別出張所の管理運営について	中井恭子 (公認会計士)
平成20年度	委託契約(指定管理者制度を含む)について	鳥海伸彦 (公認会計士)
平成21年度	資産の管理について	鳥海伸彦 (公認会計士)
平成22年度	・負債(債務負担行為を含む)の管理について	鳥海伸彦

	・人件費（福利厚生等を含む）について	（公認会計士）
平成23年度 ※	生活福祉課の事業（主として生活保護事業）の事務の執行等について	戸高昭二 （公認会計士）

※平成23年度は、対象としていない。

また、各年度の監査結果報告書提出日とそれに対する区の結果及び意見の措置日は以下の通りである。

年度	監査結果報告書提出日	結果の措置日（決定）	意見の措置日（決定）
平成17年度	平成18年1月5日	平成18年8月15日	平成19年9月5日
平成18年度	平成19年2月2日	平成19年8月22日	平成20年2月6日
平成19年度	平成20年3月7日	平成20年9月2日	平成21年1月19日
平成20年度	平成21年1月19日	平成21年9月1日	平成22年3月30日
平成21年度	平成22年1月25日	平成22年8月19日	平成23年3月31日
平成22年度	平成23年1月24日	平成23年8月24日	平成23年12月26日

【説明】

結果の措置、意見の措置までの日数は、短縮の傾向にあるが、特に意見の措置については、結果の措置と同時になされることが、望まれる

6. 大田区の財政のターニングポイントと経営・公共サービス改革と過去の包括外部監査について

大田区財政のターニングポイント	経営改革と公共サービス改革	包括外部監査テーマ
1. 長期的な財源不足と財政硬直化の進行	資産・債務改革	平成21年度 特定の事件 資産の管理について 【参考】大田区公共施設設備計画 平成22年度 特定の事件1 負債（債務負担行為を含む）の管理について
2. 区が抱える財政需要として、 (経費の抑制と関連) i 少子高齢化と景気低迷による社会関係費全体の伸び ii 特別会計繰出金の増加 iii 公共施設等の維持・更新経費の増加 iv 償還期限を迎える特別区債等の需要		平成17年度 特定の事件1 補助金の財務事務執行状況について 【参考】外郭団体改革プラン 平成19年度 特定の事件1 国民健康保険事業について 平成20年度 特定の事件 委託契約（指定管理者制度を含む）について 【参考】外郭団体改革プラン
3. 他区と比較した場合の職員数（人件費）の現状と課題 (組織運営の合理化、規模の最適化に関連)	総人件費改革	平成22年度 特定の事件2 人件費（福利厚生費等を含む）について 【参考】大田区職員定数基本計画 (平成23年度～平成25年度)
4. おおた未来プラン10年の現状と点検 (住民福祉の増進等と関連)		平成18年度 特定の事件 高齢者施設の管理運営について 平成19年度 特定の事件2 特別出張所の管理運営
	外郭団体改革	平成17年度 特定の事件2 財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）の管理運営について 【参考】外郭団体改革プラン

【説明】

区の抱える課題が「大田区財政のターニングポイント」に示されている。また、一般的に自治体が抱える課題が「経営改革と公共サービス改革」として示している。これに、「過去の包括外部監査のテーマ」がどこに帰属するかを示している。

7. 外郭団体改革プラン（平成23年度の取組状況）

1) 取り組みの方向性と視点

区分	大田区の方向性	視点
公益財団法人	<p>公益財団法人としての適切な運営に必要な範囲で、一定の財政支援を継続し、団体が更なる経営改善に努めるように指導・監督。</p> <p>補助金、委託事業の内容、経費の妥当性、効果などを厳しく検証し財政支援の規模の縮減に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区の方針との整合性 ・区の財政支援の必要性 ・区職員の派遣の方向性 ・区の委託事業、補助事業と自主事業の整理
社会福祉法人	<p>社会福祉法人は地域のニーズにより設立されたものが多く、設立の際や運営にあたっての区の関与状況は法人ごとに異なっている。</p> <p>区からの出資はない。したがって、厳密な意味では外郭団体とは異なるが、設立時やその後の運営面において区との関わり合いが深く、また一定の財政支援を継続して行っていることから、区は法人の経営状況について指導監督する責任がある。</p> <p>区は、社会福祉法人に対する財政支援の妥当性、効果を検証しつつ、社会福祉法人に対し、可能な限り自主自立した経営を求め、財政支援の規模の縮減に努める。</p>	
その他（地方公社、株式会社）	<p>土地開発公社については、土地の先行取得の必要性等の理由から今後も存続させることとする。</p> <p>運営にあたっては、補助経費の検証等により支出の縮減に努める。</p> <p>蒲田開発事業株式会社については、会社設立の原点であるまちづくり事業の増大を図り、地域に根ざしたまちづくり会社への転換を進めるとともに、区の委託事業を見直し、さらなる経営の効率化を求める。</p>	

2) 外郭団体

NO	団体名称	設立年月	沿革等
1	社会福祉法人 池上長寿園	昭和37年10月	区内の婦人団体を中心となった大田区老人ホーム建設協力委員会が前身。委員会の解散と同時に社会福祉法人として発足。
2	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	昭和58年6月	昭和27年11月に大田社協連合会として設立。昭和58年6月、東西にあった社会福祉協議会が合併。平成16年には、財団法人大田区福祉公社の解散に伴い、同公社事業を承継。
3	財団法人 大田区体育協会	昭和59年1月	昭和23年3月に、大田区体育会として加盟7団体で発足。現在の加盟団体は48団体。公益財団法人の認定に向けて準備中。
4	蒲田開発事業 株式会社	昭和61年12月	蒲田のまちづくり推進を目的に、区と地元商店街、企業等の出資により設立。
5	公益財団法人 大田区文化振興協会	昭和62年3月	区民の芸術文化の振興を目的に設立。平成22年4月、公益財団法人に認定。
6	大田区土地開発公社	昭和63年10月	公共用地の早期先行取得のため、「公有地の拡大に関する法律」に基づき設立。
7	社会福祉法人 大田幸陽会	平成5年3月	昭和61年4月に、大田区知的障害者育成会がまごめ第2作業所を開所。同施設の法内化を目指して法人設立準備委員会が発足。平成5年に法人化。
8	公益財団法人 大田区産業振興協会	平成7年10月	区内産業の振興を目的に設立。大田区産業プラザ(平成8年2月開設)を中心に事業展開。 平成23年4月、公益財団法人に認定

3) 区の出資状況

No.	団体名称	基本財産等	出資額	出資割合
1	(社福)池上長寿園	472,249,805	—	—
2	(社福)大田区社会福祉協議会	3,000,000	—	—
3	(財)大田区体育協会	200,000,000	100,000,000	50%
4	蒲田開発事業(株)	15,000,000	8,500,000	56.7%
5	(公財)大田区文化振興協会	350,000,000	220,000,000	62.9%
6	大田区土地開発公社	10,000,000	10,000,000	100%
7	(社福)大田幸陽会	3,000,000	—	—
8	(公財)大田区産業振興協会	530,000,000	530,000,000	100%
合 計		1,583,249,805	868,500,000	

4) 区からの補助金、委託料の支出状況

区は、外郭団体が実施する公益的な事業を推進、支援するために、外郭団体が支出する運営費や事業費の一部に対し補助金を交付している。

また、区が直接実施するよりも外郭団体が実施する方が効率的、効果的な事業について、区は外郭団体に事業委託している。

補助金

(単位：円)

No.	団体名称	内容	平成 22 年度 決算額	平成 23 年度 決算額
1	(社福)池上長寿園	人件費・管理運営費補助	21,871,000	21,677,000
2	(社福)大田区社会福祉協議会	人件費補助・事業費補助	208,930,886	224,170,651
3	(財)大田区体育協会	人件費補助	40,441,429	46,874,565
		運営費・事業費補助	2,787,245	2,665,446
4	蒲田開発事業(株)	—	—	—
5	(公財)大田区文化振興協会	運営費補助	111,355,559	88,152,297
		事業費補助	70,273,374	65,929,270
6	大田区土地開発公社	運営費補助	31,630,624	33,046,548
7	(社福)大田幸陽会	人件費等補助	85,145,092	96,277,925
8	(公財)大田区産業振興協会	運営費補助	242,265,226	246,368,699
		事業費補助	200,400,863	202,312,408
合 計			1,015,101,298	1,027,474,809

委託料

(単位：円)

No.	団体名称	内容	平成 22 年度 決算額	平成 23 年度 決算額
1	(社福)池上長寿園	施設管理代行	275,172,381	221,974,852
2	(社福)大田区社会福祉協議会	施設管理代行	17,023,473	—
		業務委託	40,681,504	37,053,569
3	(財)大田区体育協会	施設管理代行	189,962,770	182,417,143
		業務委託	32,381,510	31,285,985
4	蒲田開発事業(株)	業務委託	178,699,342	173,614,114
5	(公財)大田区文化振興協会	施設管理代行	791,945,306	766,583,901
		業務委託	17,622,450	17,549,892
6	大田区土地開発公社	—	—	—
7	(社福)大田幸陽会	施設管理代行	822,437,107	520,387,311
8	(公財)大田区産業振興協会	施設管理代行	25,117,073	26,050,806

	施設管理委託	225,722,714	221,855,444
	業務委託	5,902,929	0
合 計		2,622,668,559	2,198,773,017

5) 収入と支出の状況

(単位：円)

No.	団体名称	当期収入 (A)	当期支出 (B)	比率 (B/A)
1	(社福)池上長寿園	5,796,312,237	5,357,455,744	92.43%
2	(社福)大田区社会福祉協議会	543,463,591	527,884,783	97.13%
3	(財)大田区体育協会	295,064,133	292,987,860	99.30%
4	蒲田開発事業(株)	190,956,078	184,861,375	96.81%
5	(公財)大田区文化振興協会	1,125,517,918	1,126,116,239	100.05%
6	大田区土地開発公社	3,054,481,666	3,054,429,644	100.00%
7	(社福)大田幸陽会	2,009,786,576	1,881,681,223	93.63%
8	(公財)大田区産業振興協会	1,043,243,455	1,056,423,982	101.26%
合 計		14,058,825,654	13,481,840,850	95.90%

6) 職員数と区からの派遣状況

外郭団体は、区とは独立した機関とし自主的な運営を行っている。一部の団体においては、区が実施する事業との効果的な連携や、より円滑な事業運営を実現するため、区の職員を外郭団体に派遣している。

区派遣職員については、外郭団体の経営状況を勘案しながら支援規模の縮小に取り組んでいる。

No.	団体名称	区派遣職員数（人）		
		H22. 4. 1 現在	H23. 4. 1 現在	H24. 4. 1 現在
1	(社福)池上長寿園	2	1	1
2	(社福)大田区社会福祉協議会	2	2	2
3	(財)大田区体育協会	0	1	1
4	蒲田開発事業(株)	0	0	0
5	(公財)大田区文化振興協会	8	5	4
6	大田区土地開発公社	2	2	2
7	(社福)大田幸陽会	2	3	2
8	(公財)大田区産業振興協会	10	9	6
合 計		26	23	18

※区派遣職員以外の団体職員に関する情報は集約していない。

8. 大田区公共施設設備計画

平成21年3月に大田区公共施設設備計画（10カ年の施設設備に関する基本方針）が作成されている。

1) 計画の位置づけ

公共施設設備計画は、「大田区10カ年基本計画」を踏まえ、大田区が保有し管理する公共施設（特別出張所・保育園・学校等の公共建築物及び道路・橋梁・公園等の都市基盤施設）について、区民活動が充実し行政サービスが向上する施設の管理・運営を目指し、10カ年の公共施設設備の基本方針として策定するものである。

2) 計画の期間

平成21年度を初年度とする10年間を定め、概ね5年を改定の時期とし大田区基本計画との整合性をはかる。

3) 背景と目的

① 施設の老朽化と改築・改修等に要する経費の増大

既存の公共建築物は、昭和40年から50年代に集中的に建築されたものが多く、施設本体や設備類の老朽化が進行している。

② 人口構成等の変化

少子高齢化が進み、また人口や人口構成の地域差もあることから、公共施設の整備については、将来的な区民からの施設需要の動向を加味し、地域の実情に応じた規模の適正化や、施設の複合化、用途の転換等、公共施設を地域資源として有効活用する視点が必要である。

③ 区民ニーズの変化

今後、大田区を取り巻く環境は大きな変化が予測される。また、少子高齢化、防災、地球温暖化など区域を越えた問題への区民の関心が高まっている。

4) 対象とする公共施設

① 公共建築物

区民施設：区民の文化・地域活動の促進や福祉の増進の目的で設置された施設(区長部局で所管する施設)

学校施設：教育目的で設置された施設
(教育委員会事務局で所管する施設)

② 都市基盤施設

道路、散策路及びこれに付随する施設（橋梁、公衆便所、自転車駐車場等）

河川、水路等及びこれに付随する施設

公園、緑地及びこれに付随する施設

5) 事業量の将来予測(10カ年)

No.	用途別施設	事業内容	概算事業費(億円)
1	庁舎関係	庁舎の改修 特別出張所の改修 庁舎の改築 特別出張所の改築	65
2	ホール会館等	集会所の改修 区民センターの改修 文化センターの改修 区民保養施設の改修 集会施設・区民センターの改築 郊外施設・保養所の改修	184
3	福祉施設	老人いこいの家の改修 特別養護老人ホームの改修 高齢者在宅センターの改修 障がい者施設の改修 障がい者施設の改築	38
4	児童施設	保育園の改修 児童館の改修 フレンドリー大田事業 保育園の改築 児童館の改築	52
5	学校施設	体育館の改修 プールの改修 便所の改修 緑化の推進 屋上・外壁の改修 全面改築 体育館の改築	444
6	社会教育施設	スポーツセンターの改修 総合体育館の改築 図書館の改築	97
7	住宅施設	区営・区民住宅・高齢者住宅の改修 区営・区民住宅の改築	56
8	その他	創業支援施設の改修 複合施設の改修 プールの改修 清掃事務所の改築	45
	合計		981

※緊急工事費用や一般工事費用及び設備の管理費用は含んでいない。

第3章 監査結果及び意見

1. 監査結果表

(1) 監査結果に対する年度別措置状況

年度	結果 ／意見	件数	平成18 年措置	平成19 年措置	平成20 年措置	平成21 年措置	平成22 年措置	平成23 年措置	平成24 年措置	措置合計
平成17年度	監査結果	20								20
	意見	48								48
平成18年度	監査結果	26								26
	意見	52								52
平成19年度	監査結果	17								17
	意見	46								46
平成20年度	監査結果	29								29
	意見	93								93
平成21年度	監査結果	61								61
	意見	98								98
平成22年度	監査結果	20								20
	意見	37								37

【説明】

平成18年度から平成24年度の措置が空欄なのは、実際に措置された年度が把握されていないためである。

【監査結果・意見の件数の把握方法】

- 平成17年度：基本的に結果報告書本文の○印に基づく。
- 平成18年度： //
- 平成19年度： //
- 平成20年度：結果報告書p.284の総件数に基づく。
※p.284上の表の「10特になし」の件数については、数値としてカウントしない。
- 平成21年度：基本的に結果報告書p.326の総件数に基づくが、結果の件数は61とする。
※理由⇒物品の章を実際にカウントしたが、「結果」として記載されていても、やむを得ないとする記載があり、措置する必要がない部分があったため。
- 平成22年度：テーマ1結果報告書p.153、テーマ2結果報告書p.185の総件数に基づく。

(2) 各年度の措置状況の分類結果

年度	監査結果/ 意見件数	分類区分				
		是正されたと考 えられる事項	是正されていな いがやむを得な いと考えられる 事項	是正が不十分と 考えられる事項	是正がされてい ないと考えられ る事項	その他
平成 17 年度	139	91	1	16	13	18
平成 18 年度	116	65	2	12	2	35
平成 19 年度	136	75	23	22	11	5
平成 20 年度	136	65	12	38	0	21
平成 21 年度	155	73	56	11	10	5
平成 22 年度	57	12	13	6	0	26

【説明】

監査結果と意見は、分類区分上複合的な関係にあるため、区分表示していない。
また(1)の監査結果に対する年度別措置状況と集計方法が異なるため一致しない。

第4章「過去の包括外部監査に対する結果及び意見」に対する措置の状況等について

【結果等の理解のための説明】

平成17年度から平成22年度までの措置状況について、整理番号を付し概要、前監査時の監査人の見解とその後の措置状況、現監査人の見解を【結果】、【意見】を述べている。【結果】は、いわゆる指摘事項（主として合規性の問題）、【意見】は、監査の結果に添えての意見あるいは、合規性の問題としては取り上げないが経済性・効率性・有効性の問題である。

区の措置・対応状況の妥当性に対する現監査人の見解は、是正済み、是正されていないがやむを得ない・是正が不十分・是正されていない・その他 に分類している。さらに、現監査人が新たに検出した事項を記載している。

なお、『全体鳥瞰図』では全ての措置状況を集計しているが、以下においては、是正されていないがやむを得ない・是正が不十分・是正されていない・その他 に分類された措置状況の内、現監査人が重要と認めたものについて記載している。

平成17年度 補助金の財務事務執行状況について

【1】大田区私立幼稚園等教材・園具補助金

【着眼点】補助金で購入する教材・園具は、補助の趣旨に沿っているか。

ここがポイント

購入教材・園具は、保育上園児が直接使用するものである。

NO	17006	所管部署	教育委員会幼児教育センター
概要	私立幼稚園等教材・園具補助金の目的 私立幼稚園及び幼稚園類似施設が必要とする教材・園具購入費の一部を補助し、もって幼児教育の一層の充実と向上に資するとともに保護者に係わる経費負担の軽減を図ることを目的とする。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	補助金の交付対象となる教材・園具は、園児が直接間接に使用するもので保育上必要性があり、その成果が十分に期待できるものであることを基準に選定する。 よって、本来の教材・園具という文言から解釈すると園児が直接使用するもので、保育上必要性を認めたものが、補助の対象として優位で選定されるべきである。 しかし、補助金の使用で園児の間接的使用と考えられる物件で金額的にも大なるもの（例 理想印刷機 1,678,000円）が見受けられる。直接使用に重点を置くような執行を検討されたい。		

区の措置・対応状況	園児の直接使用と認められないもの（例：印刷機やパソコン本体など）や健康管理費補助金による購入とするほうが適切であるもの（例：浄水器カートリッジなど）については、購入計画書の提出があった段階で対象としない取扱としている。
現監査人の見解	
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正されていない／その他
結果・意見区分	意見
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>① 補助金申請書・実績報告書を点検したところ、業務用パソコンやトランシーバーが補助金で購入されていた。パソコンやトランシーバーは園児の直接使用と認められず本補助金の対象として相応しくない。購入計画書の提出があった段階でのチェックを充実されたい。</p> <p>② 現状、100万円を超える遊具等の購入について区では見積書、納品書、領収書のチェックはなされていない。 区の補助金の効率的な執行からは、各幼稚園の規定（随意契約、見積合せ等の状況）を一覧できる様式にして提出させることが区の補助金の低減に役立つ。</p> <p>例 A幼稚園 1社随意契約20万円未満 2社以上の見積合せ随意契約20万円超 見積書 2月28日 納品日 3月10日 領収書 4月30日</p>

【2】大田区私立幼稚園等教材・園具補助金

【着眼点】監査の意見に対し、体系的に対応がなされているか。

ここがポイント

監査に対する措置・対応については、組織としての対応を記録に残す。

NO	17007	所管部署	教育委員会幼児教育センター
概要	<p>私立幼稚園等教材・園具補助金の目的 私立幼稚園及び幼稚園類似施設が必要とする教材・園具購入費の一部を補助し、もって幼児教育の一層の充実と向上に資するとともに保護者に係わる経費負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>私立幼稚園等振興費補助金の目的 私立幼稚園及び類似施設（以下「私立幼稚園等」という。）における教育の重要性並びに区内の未就学児の3歳児、4歳児、5歳児の過半数以上が私立幼稚園等に在籍している現状に鑑み、これらの施設の振興に要す経費に対する補助が必要と考えられるため。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>大田区私立幼稚園等振興費補助金と私立幼稚園等教材・園具補助金は、申請額で交付され、用途も裁量の余地が高いものも認められているので、要綱をひとつにまとめ、園児数などの規模に基づいた算出基準による適正額を算出し、補助金執行の効率化を図ることが必要である。</p>		
区の措置・対応状況	<p>平成17年度対応状況 “ 現在、統合に向け協議中である。” →現時点の対応状況 “平成17年度検討の結果、教材・園具の補助金に関して、保育上必要であり園児の直接的な使用によるものというように裁量の余地を制限して対応することとし、振興費補助金と教材・園具補助金の統合は実施しなかった。”</p>		
新たに検出した事項			
概要	<p>前監査意見に対する対応報告が適切に行われていなかった。</p>		
結果・意見区分		意見	
検出した事項及び結果・意見の内容	<p>“平成17年度包括外部監査における「意見」についての対応状況”（区長決定平成19年9月5日）では統合に向け協議中との記載であるが、今回報告を受けた“現時点での対応状況”では“平成17年度検討の結果、---振興費補助金と教材・園具補助金の統合は実施しなかった。”と記載されている。</p> <p>上記区長決定は19年度であり、19年度で“検討中”であるにも拘わらず今回の回答では、17年度で実施を見送った旨記載されている。そして担当課からは“これらの経緯のわかる資料については、担当者の検討資料のみで、相当年数を経過していることから、確認できませんでした。”との回答を得ている。</p> <p>本件について監査意見に対する対応報告が適切に行われていなかったことが</p>		

明らかである。今後このような不適切な報告が行われないよう、監査結果、意見に対する対応の引き継ぎを明確にする原則を設定し遵守されたい。

新たに検出した事項

結果・意見区分

結果

概要

区の私立幼稚園等教材・園具補助金は、大田区私立幼稚園連合会・大田区幼児教育協議会（以下「連合会等」という。）を補助の対象としており、これは連合会等が私立幼稚園等へ行う教材・園具補助金の原資となっている。

区から連合会等へは“大田区私立幼稚園等教材・園具補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）”に基づき補助が実施されており、連合会等から私立幼稚園等へは“大田区私立幼稚園教材・園具補助金交付要領（以下「交付要領」という。）”に基づき実施されている。

検出した事項及び結果・意見の内容

交付要綱、交付要領には、以下のとおり種々適正を欠く条項があり、相互の関係を明確に認識し不適切な条項を修正されたい。

- ① 交付要綱“第5 補助教材の選定”では“補助金の交付の対象となる教材・園具は”との表現があるが、補助金の交付の対象は連合会等が私立幼稚園等へ行う補助金であり、教材・園具の購入費は連合会等が私立幼稚園等へ行う交付対象経費である。
- ② 交付要綱“第10 交付決定の取消し”（2）に“補助金を第5に定める用途以外に使用したとき”との表現があるが、上記①に記載のとおり本補助金の用途は連合会等が私立幼稚園等へ行う補助金であり、連合会等が行う補助金と混乱した表現になっている。
- ③ 交付要領等には上記“第10 交付決定の取消し”（2）に相当する規定がなく、私立幼稚園等が適正な用途以外に補助金を使用したときは、区は連合会等から補助金の返還を求められるが、連合会等は私立幼稚園等から補助金の返還を求められない可能性がある。
- ④ NO17006 で本補助金は園児の直接使用が認められないものは対象外とする旨方針が表明されていることから、交付要綱“第5 補助教材の選定”で“園児が直接または間接的に使用するもの”との表現を修正することが必要である。

【3】大田区職員文化会等助成金

【着眼点】補助金の審査が有効に行われる組織になっているか。

ここがポイント

経営管理部と職員文化会が相互に牽制されるような人員配置にする。

NO	17009	所管部署	経営管理部人事課
概要	<p>補助の目的 大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会に関する条例 第1条 区に勤務する職員は、職員相互の共済及び福利厚生を目的とする大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会を組織する。 第2条 区は、大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会の事業を助成するため、毎年度予算の範囲内で交付金を交付する。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>職員文化会には、区の経営管理部長・職員課長・職員課福利係長がそれぞれ事務局長・事務局次長・庶務会計部長に就任している。補助金の申請を審査する担当課長等が、申請する側の職員文化会の事務局の要職を兼ねるのはその業務を互いに徹底することに疑義が生じる。</p> <p>直接審査する側とされる側の要職を兼ねることがないような人員配置を検討されたい。</p>		
区の措置・対応状況	<p>大田区職員文化会会則第12条に基づき、役員を選出している。 現在、文化会担当者と助成金の審査担当は分けており、文化会担当者については、分担替えを毎年実施している。</p> <p>また、監事（別組織の職員）による決算監査及び理事会・評議員会審議等をおして、透明性を確保している。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正 されていない／その他</p>	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成24年7月現在も区の経営管理部管理担当部長・人事課長・人事課福利担当係長がそれぞれ事務局長・事務局次長・庶務会計部長に就任しており、組織変更により名称は変わっているが、実質的に何ら変更はない。</p> <p>職員文化会の助成金交付申請書の起案者が経営管理部の人事課員であり、同一人が職員文化会と区双方の担当者として案件の処理に当たっている等区と文</p>		

化会の中に全く牽制機能がない。

以下のような職員文化会の決算書誤りが職員文化会の監事監査及び区の審査で発見されずに処理されている一因と判断される。適切な審査機能牽制機能が発揮されるよう、専門家による任意監査等の方法を検討されたい。なお、22B22も同様な問題点指摘であり参照されたい。

- ① 平成20年度特別区職員互助組合貸付事業債権譲渡特別会計歳入・歳出決算書の歳出額全額 91,326,257 円が“借入金償還金”と表示されているが、正しくは“積立金繰出金”である。当該金額は区に送金されず職員文化会の口座に入金されている。
- ② 平成21年度特別区職員互助組合貸付事業債権譲渡特別会計歳入・歳出決算書の歳出額全額 27,307,106 円が“借入金償還金”と表示されているが、正しくは“積立金繰出金”である。当該金額は区に送金されず職員文化会の口座に入金されている。
- ③ 平成23年度大田区職員文化会一般会計歳入・歳出決算書の歳入“区交付金”8,174,270 円のうち1,946,270 円は特別区職員文化体育会からの入金であり、決算書の表示が誤っている。

【4】大田区職員文化会等助成金

【着眼点】寄附金の帰属はどうあるべきか。

ここがポイント

保険の集金事務費を原資とする寄付金は、寄付者の意向に係わらず区の収入とする。

NO	17011	所管部署	経営管理部人事課
概要	<p>補助の目的 大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会に関する条例 第1条 区に勤務する職員は、職員相互の共済及び福利厚生を目的とする大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会を組織する。 第2条 区は、大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会の事業を助成するため、毎年度予算の範囲内で交付金を交付する。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>平成16年度助成金のうち、21,004,000円は特別区職員互助組合等からの寄付金を原資としているが、区は当該寄付金を次の制度を背景として受領している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区職員互助組合等が窓口となり、特別区職員を対象に生命保険・損害保険の団体（扱）保険の募集を行っている。 ・団体（扱）保険は給料からのチェックオフが前提であり、一般の保険に比べ割安な保険料が設定されている。 ・給料チェックオフは区が行うが、保険会社は集金事務費を特別区職員互助組合等に支払う。 ・特別区職員互助組合等は、受領した集金事務費の一部を各区に寄付する。 <p>従って、受領した寄付金は区のチェックオフ業務の対価と概ね判断できることから、これを全額職員文化会への助成金の原資とすることは適切とは言い難い。</p>		
区の措置・対応状況	<p>特別区互助組合からの寄付金は、平成18年度に廃止された。 今後、このような寄付が行われた場合は、意見に基づき適切に対応していく。 平成23年度、共済企画センターからの寄付金1,322万8千円の内訳は、区700万円、文化会622万8千円である。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正</p>	

	されていない／その他
結果・意見区分	意見
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>現在も保険窓口は、特別区職員互助組合で、損害保険代理店として有限会社共済企画センターがある。平成23年度の寄付金13,228,000円の区と職員文化会間の配分は、共済企画センターの寄付金目的が“特別区政の発展及び特別区職員の福利厚生の実現”にあることから、この趣旨に則り行われている。</p> <p>区は現在会員1名当たりの金額に対象人数を乗じて助成金を算出しこれとは別枠で本寄付金を基に助成金を支出している。</p> <p>当該寄付金は前監査人指摘のとおり区のチェックオフ業務の対価と概ね判断できることから、会員1名当たりの助成額を先ず決定し、その内枠として共済企画センターの寄付金を使用すべきと考える。</p>

【5】大田区文化振興協会運営費・事業補助金

【着眼点】受領補助金が更に他団体に補助される場合、当該補助をチェックしているか。

ここがポイント

内部管理等再補助先団体に補助金を適正に使用できる体制を構築すべき。

NO	17018	所管部署	地域振興部地域振興課
概要	<p>補助の目的 財団法人大田区文化振興協会に対する助成に関する条例（条例25号）に基づき財団法人大田区文化振興協会の管理運営に関して補助を行う。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>U協議会について 上表において内訳を示したように、財団法人大田区文化振興協会（以下、「文振」と称す）に対する大田区の補助金は、その一部をU協議会（以下、「協議会」と称す）への助成金として支出している。</p> <p>協議会への助成金支出に関しては、文振において補助要綱を作成しており、これに基づいて助成事業が行われている。協議会への助成は一次的には文振の事業だが、その原資は大田区より文振への補助事業の対象経費であることから、文振への補助事業の所管である地域振興部地域振興課でその執行の監督をより強化されたい。</p> <p>1) U協議会事業活動助成金交付要綱第7条には会計年度終了後、事業実績報告書（活動報告書及び事業会計決算書、助成額の精算書）の文振理事長への提出が義務付けられている。しかし、活動報告書及び助成額の精算書は毎年提出されているが、事業会計決算書の提出は、なされていないし、徴収もしていなかった。補助事業の執行あるいは精算を審査するためには事業会計の決算書が必要であり、確実にその入手を図るべきである。</p> <p>2) U協議会事業活動助成金交付要綱第7条に定める事業実績報告書の提出期限は会計年度終了後20日以内（すなわち4月20日）とあるが、監事による会計報告は5月2日付となっていた。監事による会計報告日付をもって収支報告書は確定すると考えられる。確定後の収支報告書に基づく補助金の精算を行うべきであり、20日以内の決算の確定が困難であるのであれば、要綱上の提出期限を見直す必要がある。</p>		
区の措置・対応状況	<p>大田文化の森運営協議会事業活動助成金交付要綱第7条に基づき、事業実績報告書（事業活動報告書、事業会計決算書、助成金収支精算書）を会計年度終了後20日以内に提出させた。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p style="color: blue;">是正されていないがやむを得ない</p> <p style="color: green;">是正が不十分</p> <p style="color: red;">是正</p>	

		されていない／その他
結果・意見区分		結果
妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容	<p>U協議会は以下の点等相当な額の補助金を受領する団体としては、内部管理が不十分である。</p> <p>① U協議会の基本規則として“U協議会会則”があるが、“第2章運営組織”で会長、役員会が規定され、この他“第3章文化会議”で文化会議が規定されている。しかし、協議会内での相互の職務分担や権限規定等明確でなく、協議会の基本規則として不十分である。</p> <p>② 文化会議議事録の中には出席者名が記載されておらず、定足数を充足しているか不明なケースがある。</p> <p>③ U協議会はパソコン・トランシーバー等の備品を購入しているが、備品管理規程がない。</p> <p>協議会への助成は一次的には文振の事業だが、その原資は大田区より文振への補助事業の対象経費であることから、地域振興課は適正な内部管理の構築を指導されたい。</p>	

【6】大田区文化振興協会運営費・事業補助金

【着眼点】補助金申請額は、決算書等と照合しやすい形で区分されているか。

ここがポイント

補助金精算額は補助先の決算書等と照合して正確性をチェックする。

NO	17019, 17020, 17022	所管部署	地域振興部地域振興課
概要	補助の目的 財団法人大田区文化振興協会に対する助成に関する条例（条例25号）に基づき財団法人大田区文化振興協会の管理運営に関して補助を行う。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	平成16年度確定の収支決算書と補助金精算書が以下のように一致していない。確定した収支決算書と整合が無い補助金精算書では適正な精算が行われたかどうか判断しがたい。		
区の措置・対応状況	補助金精算書と協会の収支計算書では、全部を一致させることは困難であるが、補助金精算書と協会の収支計算書が照合しやすくなるよう今後の検討課題にしたいと考えている。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／ 是正 されていない／その他		
結果・意見区分		意見	

財団法人大田区文化振興協会の補助金は次の構成で申請されている。

財団運営費補助	人件費	本部
		事業課
		本部経費
事業費補助金	文化事業	
	文化の森運営協議会	

一方、正味財産増減計算書内訳表は、次の構成になっている。

公営目的事業会計
収益事業等会計
法人会計

補助金の申請内訳から、上記“財団運営費補助”“人件費”“本部”及び“財団運営費補助”“本部経費”の平成23年度補助金精算額と、平成23年度正味財産増減計算書内訳表の法人会計が対応すると判断し費目毎に比較すると次の通りであった。

(円)	補助金精算書	正味財産増減計算書内訳表
	本部精算額	法人会計記載額
給料手当	9,117,888	5,419,364
福利厚生費	3,602,702	710,068
管理委託費	1,603,899	0
委託費	8,332,620	840,000
賃借料	3,104,343	0

上表のとおり、補助金精算額は正味財産増減計算書内訳表の法人会計記載額を大幅に上回っている。財団担当者から、この原因は“本部”を対象とする補助金に事業会計に含まれる人件費経費が含まれているためであるとの説明があった。

補助金の精算は、正味財産増減計算書等監事等の監査を受けた決算書に準拠して行うべきであり、現在のような精算書では精算額の正確性を検証することは非常に煩雑になる。

従って精算額のチェックを適正に行うためには、補助金の申請を正味財産増減計算書内訳表と整合性のある構成で行うよう指導することが必要である。検討されたい。

妥当性
判断の
理由及
び結果
・意見の
内容

新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

概要

平成23年度決算書に誤りがある。

検出した
事項
及び結
果・意見
の内容

平成23年度決算書に以下のとおり誤りがある。今後決算書について担当課として充分チェックされたい。

- ① 東京都歴史文化財団等からの助成金を主催事業収益等に計上しているが、事業補助収入に計上するのが正しい。
- ② 貸借対照表の一般正味財産の特定資産への充当額 3,565,400 円と注記3“基

本財産及び特定資産の財源等の内訳”の特定資産の（うち一般正味財産からの充当額）が0と異なっている。

- ③ 重要な会計方針によれば、満期保有目的の債券は償却原価法によっているとの記載があるが、額面金額と取得原価の差額は取得時に一括して処理されており、償却原価法は適用されていない。

【7】財団法人大田区産業振興協会補助金

【着眼点】補助金の精算内容について、区は適切にチェックを行っているか。

ここがポイント

書面によるチェックだけでなく、証憑の確認も実施すること。

NO	17038	所管部署	産業経済部産業振興課
概要	<p>補助金算定方法（当時） 「財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱」の2条によれば、区長は、協会に対し、協会が行う事業に要する経費のうち次に掲げるものにつき、予算の範囲内で補助金を交付することが出来る。 （1）人件費、事務費及び事業に係る経費 （2）区長が特に必要と認める経費</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		結果	
前監査人見解	<p>実績報告時に補助金執行についての、補助金精算及び返納額内訳書並びに補助金精算内訳書を入手しているが、補助金の精算内容について、詳細なチェックがなされていない。 第一に、申請外の支出に対して補助がなされている（固定資産取得支出1,130,325円）。 第二に、特定預金支出等に対して補助がなされている。 第三に、証憑による照合がなされた形跡がない。 財団に対しては、実績で平成16年度405百万円の補助金が支出されていることを鑑みると、補助金精算及び返納額内訳書の厳格なチェックをするとともに、検討結果の資料も適切に整理保存すべきである。</p>		
区の措置・対応状況	<p>“第一”については、施設運営上必要なため購入した。全体的な補助金の枠の中の対象のものと考えている。計画変更を要する場合の手続きを明確にした（補助金交付要綱第5条）。 “第二”の特定預金支出等の退職給与引当金支出は人件費の補助として認められたものである。公益法人会計システム賃借料については、管理運営上必要なものと考えている。 “第三”については、点検項目・点検者を明記し、厳格なチェックを行うこととした（第6条～第7条）。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及	<p>① 退職給付引当金の支出は実際に資金が支払われる項目ではなく、実際に資金が移動するのは職員の退職時である。 財団の財政状況を鑑みれば実際の支出年度に補助すべきである。また、当該</p>		

<p>び結果 ・意見の 内容</p>	<p>資金を特定預金とすることで、財団に利息収入が生じることとなる。区と密接なかかわりがある財団については、補助金交付の執行時期についてもより一層の公平性が望まれる。</p> <p>② 区は改正された要綱第6条に基づき、財団への指導・監督業務を行っている。財団への補助金の中で予算項目が未執行となったものや予算を目的外に使用した事業がある場合に、区は財団にその理由の報告を求めるなど、その業務対象は主に予算執行状況の確認である。</p> <p>この確認に際して区と財団との間で行われる質問及び報告は、両者の書面のやりとりが中心であり、前監査人が求めていた証憑（請求書、領収証他）による照合は行われてはならず、区が言う「厳格なチェック」が行われているとは言い難い。補助金の執行状況を書面で確認するだけでは不十分である。</p> <p>財団からの外部委託契約等契約方式によって事業費の削減を図ることができる支出や、その結果補助金の削減が図れる支出の中で、内容あるいは金額が重要なものについては、契約書・仕様書・請求書・振込書等を確認すべきである。その際の点検基準とした金額については、点検項目の結果報告書に明記する。</p> <p>重要なことは、事業実施にあたっては最少の支出で最大の効果をもたらすという視点を、交付側及び交付される側がともに認識することである。</p> <p>さらに、交付される団体が事業の効率化にどれほど努力したかについても報告させるべきである。要綱等の改正で対応することを検討されたい。</p> <p>(参考) 公益財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱 (検査) 第6条 区長は、必要があると認めるときは、協会に対し事務事業の執行状況について書類等により報告させ、検査することができる。 2 区長は、前項の規定による検査の結果、必要な指摘、指導又は助言を行うことができる。 3 協会は、前項の指摘、指導又は助言を受けたときは、速やかに対応し、その結果を区長に報告しなければならない。</p>
----------------------------	--

【8】財団法人大田区産業振興協会補助金

【着眼点】区と財団との関係に適切な牽制機能が働いているか。

ここがポイント

区の財団審査担当部署である産業振興課関係者が理事を兼務している。

監事ではなく理事となる実質的理由は乏しく、区民目線から見ても疑念を抱くことは見直すべき。

NO	17040	所管部署	産業経済部産業振興課
概要	産業経済部長が大田区産業振興協会の理事を兼務している。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>協会の予算策定の段階で、実質的に大田区の産業経済部の審査が入るために、予算におけるコントロールが働いている。</p> <p>しかし、産業経済部長が大田区産業振興協会の理事を兼務しているため、補助金の申請を審査する担当部長が、申請する側の財団の理事を兼ねるのはその業務を互いに徹底することができるかどうか疑義が生じる。直接審査する側とされる側の要職を兼ねることがないような人員配置を検討されたい。</p>		
区の措置・対応状況	<p>区の産業振興推進のため、産業経済部長が大田区産業振興協会の理事として、協会事業の執行を把握していたが、平成19年度からは、理事を兼ねないこととした。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p style="color: blue;">是正されていないがやむを得ない</p> <p style="color: green; border: 1px solid black;">是正が不十分</p> <p style="color: red;">是正されていない</p> <p style="color: black;">/その他</p>		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成22年度に副区長を理事長、産業経済部長を評議員、産業振興課長を理事として選任しており、その理由として協会運営が区の産業振興施策に添った一層の効果を果たす体制にするためとの区の説明があった。</p> <p>すなわち前監査時は産業経済部長が理事であったが、現在は産業経済部産業振興課長が理事となっている。産業振興課長は産業経済部長の指揮監督下であり、また財団への補助金の申請を審査する部署の長である。前監査時の指摘と同様に申請者と審査者が要職を兼務している状態で、財団への指導・監督が徹底できるかどうかの疑義が残り、見直しをすべきである。</p> <p>監督の役割を果たす役員は監事であり、現在監事になっている大田区会計管理者を通じて区の指導・監督は可能である。検討されたい。</p>		

【9】社会福祉法人E会への補助金

【着眼点】内部留保は、一般的な基準から適正な水準であるか。

ここがポイント

補助金算定に当たっては、支出先の財務内容を分析し必要性を判断する。

NO	17057	所管部署	福祉部福祉管理課
概要	<p>福祉活動を推進する各団体の中核的存在であるE会に助成を行うことにより、住民福祉の向上をはかることができるとして、社会福祉法人E会に対する助成に関する条例第2条に基づき補助が行われている。</p> <p>社会福祉法人E会に対する助成に関する条例第2条 E会に対して、次に掲げる経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。</p> <p>(1) E会の行う事業に関する人件費及び事務費 (2) 区長が特に必要と認めた事業に係る経費</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>「補助金を交付することができる」という条例であるので、E会の収支の状況、財産の状態等を勘案して、その必要性を検討するものと解される。収支の状況とは、収入がどのような内容に基づいて構成されているかを単年度ではなく、経年比較で検討することを意味する。また、財産の状態とは、資産と負債がどのような構成になっているかを検討することを意味する。</p> <p>そして、E会の収支の状況及び財産の状態を、単年度ではなく、継続的に把握し、当該団体の財源的裏付けを勘案して補助金を交付すべきである。</p>		
区の措置・対応状況	<p>事業実績報告書や収支決算書等必要な書類を徴し、毎年度補助の必要性について検討し、見直しを行っている。法人は、平成23年3月に「事業運営改革プラン」を定め、法人の「自主性」「主体性」を高めるための方策を計画した。同プランの中で、区補助事業の見直しや、自主財源の確保についても取り組みを進めている。</p> <p>こうしたなかで、「ホームヘルパー養成研修事業」のように、財源の見直しにより自主事業として行うこととなったものもある。</p> <p>内部留保は、「市区町村社協経営指針」（全国社会福祉協議会）で事業経費のおおよそ3分の1程度を目安にすると指針に基づき、概ねその範囲で推移している状況である。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正 されていない／その他</p>	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の	<p>E会の平成23年度決算によれば、事業経費451百万円（事業活動収支計算書）に対し純資産295百万円である。従って、事業経費の3分の1である150</p>		

理由及び結果・意見の内容	<p>百万円に対し、純資産は約2倍となっている。純資産 295 百万円のうち大きな部分を占めるのは運用基金積立金 231 百万円であるが、当該積立金はその目的が限定的で容易に取り崩しができないものとは判断されないことから、内部留保から除外することはできない。</p> <p>E会の事業活動収入のうち経常経費補助金収入と共同募金配分金収入が 57% を占めており（平成23年度）、このような収入を元に一般的な基準を大幅に上回る内部留保を維持しているのは、適正とは考えられず、今後の補助金算定に当たって、考慮されたい。</p>
--------------	---

新たに検出した事項

結果・意見区分	結果
概要	<p>社会福祉協議会への補助金については、助成に関する条例とこれに付随して“人件費補助に関する要綱”と“食事サービス助成事業に対する補助金交付要綱”が定められている。</p>
検出した事項及び結果・意見の内容	<p>“人件費補助に関する要綱”第3条2号は補助対象となる手当を定めているが、管理職手当は記載されていない。従って補助金の対象外であるが、23年度補助金として管理職手当 2,636,400 円が支給されている。返金処理を含め適切に処理されたい。</p> <p>(参考) 社会福祉法人大田区社会福祉協議会に対する人件費補助に関する要綱</p> <p>(社協職員の人件費の補助) 第3条 区長は、社協に対し、次に掲げる経費につき、予算の範囲内で補助する。 (1) 前条第2項に定める給料に要する経費 (2) 扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当に要する経費 (3) 事業主負担分の共済費及び社会保険料に要する経費 (4) 福祉厚生に要する経費</p>

【10】社会福祉法人 E 会への補助金

【着眼点】補助金は決算書に適正に表示されているか。

ここがポイント

補助金算定は決算状況が重要な判断基準になるので、正確な処理が必須。

NO	17058	所管部署	福祉部福祉管理課
概要	<p>福祉活動を推進する各団体の中核的存在である E 会に助成を行うことにより、住民福祉の向上をはかることができるとして、社会福祉法人 E 会に対する助成に関する条例第 2 条に基づき補助が行われている。</p> <p>社会福祉法人 E 会に対する助成に関する条例第 2 条 E 会に対して、次に掲げる経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。</p> <p>(1) E 会の行う事業に関する人件費及び事務費 (2) 区長が特に必要と認めた事業に係る経費</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>平成 16 年度の資金収支内訳書の地域福祉事業経理区分に、地域福祉推進課の人件費の計上は見当たらない。事業活動収支内訳書の同区分に於いても、職員給与、手当等の計上は、見当たらない。</p> <p>実際の状況をより正確に反映した事業区分別の決算書内訳の作成を指導し、本来補助すべき金額を算出できる資料を入手すべきである。</p>		
区の措置・対応状況	<p>区から「人件費補助」として交付される補助金（事業費補助に人件費相当分が含まれるもの以外）については、法人決算において、平成 18 年度までは経理区分「法人運営」に一括して計上していたが、平成 19 年度以降は、経理区分ごとに按分して計上している。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他</p>	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>前監査人の“実際の状況をより正確に反映した事業区分別の決算書内訳の作成”との意見を反映していない以下の処理が行われているので、是正されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> “要介護認定職員”の人件費が補助されているが、収支計算書では当該補助金収入及び対応する人件費支出は一般会計に計上されている。要介護認定職員の業務は特別会計“要介護認定調査事業”に含まれることから、当該補助金収入・人件費支出とも特別会計に計上すべきである。 		

【11】社会福祉法人E会への補助金

【着眼点】補助金を原資に更に補助が行われる場合、その補助条件は適正か。

ここがポイント

E会への入会を補助条件としているのは、補助金の目的を逸脱している。

NO	17059	所管部署	福祉部福祉管理課
概要	<p>福祉活動を推進する各団体の中核的存在であるE会に助成を行うことにより、住民福祉の向上をはかることができるとして、社会福祉法人E会に対する助成に関する条例第2条に基づき補助が行われている。</p> <p>社会福祉法人E会に対する助成に関する条例第2条 E会に対して、次に掲げる経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。</p> <p>(1) E会の行う事業に関する人件費及び事務費 (2) 区長が特に必要と認めた事業に係る経費</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	E会を通して、間接助成をしている場合であっても、直接助成と同様に管理する必要がある。所管課では、E会から基礎資料を入手しているが、入手すべき書類についての整理保存が徹底されていない。入手すべきリストを作成することにより、整理保存を徹底されたい。		
区の措置・対応状況	社会福祉協議会から他の団体等への助成事業については、交付先・交付金額・事業実施実績についての報告を受けている。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>E会の助成事業に地域福祉活動振興助成があり、社会福祉活動等を行っているボランティア団体等に助成金が交付されている。この交付金はE会の“地域福祉活動振興助成金交付要綱”に基づいて交付されている。</p> <p>本要綱第9条5号で助成団体のE会の企画事業等への協力義務、また6号で助成団体は“E会の会員であること”が義務付けられている。助成金が社会福祉活動を行うボランティア団体の育成を支援することを目的としているにも拘わらず、その目的以外への支出を強制するような規定は不適切と判断する。</p> <p>区の補助金を原資とする事業であることから適正に指導されたい。</p> <p>(参考) 地域福祉活動振興助成金交付要綱 第9条(責務)</p>		

この要綱により助成を受けた団体は（以下「助成団体」という）は、その趣旨を遵守し目的達成に向け最大限努力するとともに以下の各項についての責務を負うこととする。

2 安全、衛生面について充分配慮すること。

3 可能な範囲で広く区民に開かれた活動とすること。

4 助成対象事業を実施するに当たり可能な範囲で助成金を受けている旨の表示をすること。

5 社協の広告媒体等による助成決定事業の広報及び助成団体の交流を図る企画等への協力をする事。

6 大田区社会福祉協議会の会員であること。

【12】 休日・休日準夜診療設備運営費補助金

【着眼点】 補助金の額は、本事業を継続的に実施するために妥当な額か。

ここがポイント

適正な補助金を算出するために、本事業の収支状況を把握する。

NO	17069	所管部署	保健所保健衛生課
概要	<p>補助の目的 休日診療、休日準夜診療及び土曜準夜診療事業を確保し、その業務の円滑を図るため。</p> <p>補助額 A 医師会・ C 医師会 @4,000,000 円 B 医師会 @3,000,000 円</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>従来は、補助額が定額であり、実績がかなり補助金額をオーバーするため、証憑のチェックはなされていなかった。しかし、実績をみると算入経費にも各医師会ばらつきがあるため、証憑に基づくチェックを実施する必要がある。その結果、経費の実績に応じた補助金交付も検討すべきである。</p>		
区の措置・対応状況	<p>補助要綱に則り相当な額を交付している。様式の統一化を図り、補助対象の内容及び積算根拠を明記している。証憑のチェックについては、内容を精査する上で必要に応じ実施している。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他</p>		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>23年度の各医師会から提出された“実績報告書内訳”によれば、各医師会とも費消した費用合計に対し補助額は一部に留まっている。特にC医師会は12百万円の費用に対し、補助金は4百万円で8百万円不足している。</p> <p>一方休日・休日準夜診療には、診療報酬による収入がある。事業を継続的に実施するための補助金であるなら、当補助事業についての各医師会の収支計算書（或いは同等の情報が記載された書類）を入手し 必要な補助額を精査することを検討すべきである。</p>		

【13】社会福祉法人 K園に対する補助金

【着眼点】補助金は事業を継続するための必要最低限の額に抑えられているか。

ここがポイント

補助額は単に対象となった費目だけでなく、事業全体の収支を見て判断する。

NO	17073	所管部署	福祉部介護保険課
概要	補助の目的 当区の特別養護老人ホーム等の受託法人である当法人に対し補助を行うことにより、同法人の健全な運営を確保する		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	補助金は必要最低限の金額を支出することにより効率的に運用されるべきである。補助金額が収受する団体にとって必要最低限で適切な水準であるかどうかの判断基準を、その団体の正味財産額等の内部留保等の金額を用いることが有用である。 区では、補助事業の対象法人が事業を運営するに当たり保持すべき内部留保金額等の水準については、明確には基準を設けていないが、今後は検討されたい。		
区の措置・対応状況	養護老人ホームの主な内部留保金は施設整備費積立金であり、大規模修繕を目的とした積立である。 平成19年度に補助金交付要綱（20年4月1日施行）を整備し、それに基づき補助金を交付している。また補助金は精算方式である。養護については法人の自主事業という位置づけから区が内部留保金の水準を設定することはしていない。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／ 是正 されていない／その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	平成23年度の養護老人ホーム決算書によれば、以下の点が指摘出来る。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動収支内訳書（養護）、補助金収入 45,820 千円（都補助金を含む）経常収支差額 38,391 千円、施設整備積立金積立額 40,000 千円 ・貸借対照表（養護）、総資産 837 百万円、純資産 815 百万円 ・経常収支差額の大きな部分が補助金によっており、当該額が施設整備積立金の積み増しとなっている。また財務基盤もきわめて健全である。 前監査人の指摘どおり、必要とする内部留保の基準を明確にせず、補助金が内部留保に積み増されていくことは、補助金支出として適切とは言えない。養護老人ホーム事業に対する補助金水準について検討されたい。		

新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

概要

従来、介護職員 2 名分の人件費が補助されていたが、平成 19 年度に“養護老人ホーム池上長寿園補助金交付要綱”が制定され、人件費の交付基準が変更になった。

上記補助金交付要綱によれば、人件費に係る補助金は“老人福祉施設定員規模別職員配置表に規定する配置すべき人員を超えて支援員が配置される場合に交付するものとし、当該配置すべき人員より 1 名多いときは主任支援員 1 名分を、2 名以上多いときは主任支援員 1 名分及び支援員 1 名分を限度として交付する”と規定されている。

老人福祉施設定員規模別職員配置表に規定する配置すべき人員と 24 年 3 月末の長寿園の職員体制は次の通りである。

配置基準表	主任介護職員	介護職員	合計
定員階級区分 51～60	1	5	6
長寿園	支援員（常勤）	支援員（非常勤）	
	4	4	8

老人福祉施設定員規模別職員配置表に規定する配置すべき人員は、全員常勤者と判断されるが、上記人員配置に基づき、平成 17 年度の長寿園人件費実績で試算すると次の通りとなる。

常勤 @5,683 千円、非常勤 @2,500 千円

- ・老人福祉施設定員規模別職員配置表に規定する配置すべき人員 6 名
人件費総額 @5,683 千円×6 名=34,098 千円
- ・長寿園配置人員 常勤 4 名 非常勤 4 名
人件費総額 @5,683 千円×4 名+@2,500 千円×4 名=32,732 千円

上記のとおり、非常勤職員を多く採用していることで国の基準より人件費支出が少ないにも拘わらず、交付要綱が常勤・非常勤の区別なく単に配置人員のみで補助額を規定していることから、平成 23 年度で主任支援員 1 名分及び支援員 1 名分計 11,001 千円が補助金として支出されている。

常勤職員、非常勤職員の構成によって、人件費が大きく異なる実態に応じた補助金算出方法に改める必要がある。検討されたい。

(参考)

養護老人ホーム池上長寿園補助金交付要綱

(交付の対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、池上長寿園の施設維持管理経費並びに主任支援員及び支援員の人件費とする。

2 人件費に係る補助金は、老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号厚生労働省老健局長通知）別紙 3 老人福祉施設定員規模別職員配置表に規定

検出した事項及び結果・意見の内容

する配置すべき人員を超えて支援員が配置される場合に交付するものとし、当該配置すべき人員より1名多いときは主任支援員1名分を、2名以上多いときは主任支援員1名分及び支援員1名分を限度として交付する。

新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

概要

平成23年度補助金申請書の科目別内訳と申請書に添付された資金収支予算書の科目別内訳には、多くの科目で差額が発生している。

検出した事項及び結果・意見の内容

本件について、区担当者の説明は次のとおりである。
 “補助金申請書と資金収支予算書の作成時期が異なるため、差額が生じます。補助金申請書は予算用として作成するため、前年度の決算額を元に請求額を決めており、資金収支予算書は、業者と打ち合わせや見積提出を受けて当該年度に決定しています。補助金申請には、予算用に作成したものが添付されています。”

上記説明によれば、区の予算作成時に提出された数値が補助金申請書に記載されるため、その後作成される資金収支予算書と差異が発生するとの事である。

しかし、社会福祉法人に対する助成に関する条例第4条（申請手続）で収支予算書の添付が要求されているのは、申請法人の正式の予算に基づき、申請額を決定せよとの趣旨であると判断する。

区の予算作成時の暫定的な事業計画及びこれに基づき支出見込額とその後の法人側での検討で事業計画などに変更があった場合は、当然補助金の検討も再度行う必要がある。実務的な観点から大幅な変更がない限り、その間の差異は認めるとしても、重要な変更があった場合は再検討するルールを定める必要がある。検討されたい。

- (参考)
 社会福祉法人に対する助成に関する条例
 (申請手続)
第4条 法人が、第2条に規定する助成を受けようとするときは、申請書に次の書類を添えて区長に提出しなければならない。
 (1) 理由書
 (2) 事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 (3) 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類
 (4) その他区長が必要と認める書類

【14】社会福祉法人Y会に対する補助金

【着眼点】補助金申請の内容は、条例等の規定を遵守しているか。

ここがポイント

補助金申請書は条例等で要求されている書類がすべて添付されていることを確認。

NO	17074	所管部署	福祉部障害福祉課
概要	<p>補助金の目的 社会福祉法人Y会が設置経営する知的障害者通所授産施設（現 就労継続支援B型施設）について、区立授産施設（現 就労継続支援B型施設）と概ね同水準の処遇内容を確保するため、人件費等運営費の一部を補助する。 （就労対策事業）社会福祉法人が実施する離職障害者の就労対策事業に対して、人件費等を補助する。 （本部事務局）Y会の本部事務局体制を整備する。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		結果	
前監査人見解	<p>「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」の第3条第3号によれば、補助金申請に当たって“別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類”を添付する必要がある。 知的障害者通所授産施設（現 就労継続支援B型施設）について東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金を受領しているが、当該補助金について第3号書類が添付されていない。</p>		
区の措置・対応状況	<p>平成18年度～22年度までは「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付決定通知書」の添付を受けた。平成23年度からは、補助の再構築が図られ、区市町村が実施主体となる補助事業に位置づけられた。区は「大田区障害者日中活動系サービス推進事業」として、補助金交付要綱を整備、補助している。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正 されていない／その他</p>		
結果・意見区分		結果	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>社会福祉法人Y会に対する補助金は、現在「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」に基づき支出されるものと上記“区の措置・対応状況”に記載されている「大田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱」に基づき支出されるものがある。 後者については特に問題はないが、前者については前監査人の指摘事項が依然として遵守されていない。即ちY会は平成23年度東京都からの補助金を併せて受領しているにも拘わらず、必要とされる書類が添付されていない。補助金を規定している条例等に従い審査手続を徹底されたい。</p>		

【15】社会福祉法人Y会に対する補助金

【着眼点】施設の種類の拘わらず、処遇改善費の基準は公平か。

ここがポイント

通所利用者及び事業者への公平性から、本補助金と指定管理料の算定を出来るだけ比較可能な形で統一化すべき。

NO	17075	所管部署	福祉部障害福祉課
概要	<p>補助金の目的 社会福祉法人Y会が設置経営する知的障害者通所授産施設（現 就労継続支援B型施設）について、区立授産施設（現 就労継続支援B型施設）と概ね同水準の処遇内容を確保するため、人件費等運営費の一部を補助する。 （就労対策事業）社会福祉法人が実施する離職障害者の就労対策事業に対して、人件費等を補助する。 （本部事務局）Y会の本部事務局体制を整備する。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
	結果・意見区分	意見	
前監査人見解	<p>知的障害者通所授産施設（現 就労継続支援B型施設）に対する補助目的として“区立授産施設（現 就労継続支援B型施設）と概ね同水準の処遇内容を確保するため”が掲げられ人件費・施設維持費・処遇改善費・保健衛生費が補助されている。</p> <p>区の施設では少なくとも人件費については、国の基準を上回る看護師等を配置しており、この差が補助の対象になっているが、その他の費目については明確な区の基準が把握できないことから、その基準を上回る費用の把握もできないといわざるを得ない。</p> <p>よって、区は区の基準と国の基準の差を明確にして、この差をカバーするための費用を費目ごとに積算し、補助申請額を審査する必要がある。</p>		
区の措置・対応状況	<p>人件費については、国配置基準と区立施設の配置水準（事務員、看護師、嘱託医、栄養士）に照らし、事業における必要性を審議し補助しています。補助金額については計画的に見直し、減額（栄養士の補助は19年度以降は廃止）等している。</p> <p>また、施設維持費については、1施設を除き、19年度以降補助していない。（補助施設はのぞみ園。まごめ園は現在改築中、さわやかワークセンターは、「ふれあいはずぬま」に19年4月移転につき。）処遇改善費・保健衛生費については、利用者交通費、区立施設で実施のO-157対策経費（菓子製造にかかる検便費用）など区立施設に準じた利用者の直接処遇に関する補助となっている。</p>		

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正 されていない／その他</p>
結果・意見区分	意見
<p>妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容</p>	<p>知的障害者通所授産施設は現在就労継続支援B型施設として運営されているが、区内に15施設、内訳は区立区営3か所、区立民営7か所。国立民営5か所である。本補助金は国立民営の3施設を対象とするものである。</p> <p>一方区立民営施設は、運営主体が自立支援費（現 介護給付費）を収入とする利用料金制へ移行しており、これとともに区が指定管理料を支払っている。本補助金の趣旨は“区立授産施設（現 就労継続支援B型施設）と概ね同水準の処遇内容を確保するため”であるが、この点では区立民営施設に対する指定管理料も同様な趣旨と判断される。</p> <p>就労継続支援B型施設の利用者は区がその通所利用に関与しており、運営方式が異なっても同一なレベルでのサービス提供が求められる。この観点からは、本補助金と指定管理料の算定方法には、例えば本補助金で認められている日額制移行減額分補助は指定管理料では明確な形では計算されていない等違いがある。</p> <p>通所利用者及び事業者への公平性から、本補助金と指定管理料の算定をできるだけ比較可能な形で統一化すべきである。区立区営での処遇内容（区の基準）と国の基準での処遇内容を人員の配置基準、施設維持の水準等で比較し必要差額を補助金・指定管理料共通の支給基準とする等が考えられる。検討されたい。</p>

【16】社会福祉法人Y会に対する補助金

【着眼点】施設の就労支援の努力が施設経営にプラスとなる仕組みになっているか。

ここがポイント

就労者の増加は施設の努力に負うところが大きく、施設への動機付けが重要。

NO	17076	所管部署	福祉部障害福祉課
概要	<p>補助金の目的 社会福祉法人Y会が設置経営する知的障害者通所授産施設（現 就労継続支援B型施設）について、区立授産施設（現 就労継続支援B型施設）と概ね同水準の処遇内容を確保するため、人件費等運営費の一部を補助する。 （就労対策事業）社会福祉法人が実施する離職障害者の就労対策事業に対して、人件費等を補助する。 （本部事務局）Y会の本部事務局体制を整備する。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>離職障害者就労対策事業についての平成16年4月1日の補助金交付申請書によれば“開設以来11年目を迎え--- - - - -開設以来28名の就職者を送り出すことができました。”と記載されている（障害福祉課の調査では、就職者31名）。施設の定員19名に対し1年平均で約3名の就職者である。</p> <p>本事業は、授産施設（現 就労継続支援B型施設）としての側面もあり、補助目的とされる離職障害者就労対策事業と授産施設の双方での実績を分析し、補助金支出とその効果（必要などころに十分行きわたっているかどうかの視点など）を適切かつ継続的に把握する必要がある。</p>		
区の措置・対応状況	<p>補助金については、障害者自立支援法のもと自立支援費（現 介護給付費）で運営する中、大都市部での運営環境、利用者支援水準の確保などを理由に、人件費（非常勤事務員1名＝国配置基準と区立施設の配置水準に照らし必要性を審議）、処遇改善費（就労促進費や利用者交通費など利用者の直接処遇に関する補助）、日額制移行減額分について施設の事業目的、運営内容を審議し補助している。</p> <p>就労状況は次のとおり。（18年度＝定員19名、19年度以降＝定員20名。就労者＝18年度4名、19年度4名、20年度2名、21年度0名、22年度2名、23年度2名。）</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正 されていない／その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性	離職障害者就労対策事業は現在就労継続支援B型サービスとして実施されて		

<p>判断の理由及び結果・意見の内容</p>	<p>いるが、授産と就労移行支援が大きな目的である。Y会は大田区内の就労継続支援B型サービスを提供する施設15か所のうち、4か所を運営している（3か所はY会自営施設、1か所は区立施設の指定管理者）。</p> <p>平成23年度で報告が得られている10施設での就職者は8名であるが、Y会施設は1名である。Y会担当者にヒアリングしたところ、利用者の就職の可能性のあるケースでも、就職後勤務が続けられなくなった場合に戻れる施設がないことを危惧して就職を断念することがあるとのことである。また、現在の支援費の枠組みでは、就職者が出ても施設の経営にメリットを受ける仕組みがない。</p> <p>就労の可能性のある利用者については、施設でも出来るだけ就職に向けた努力を行えるような仕組みを区が構築していくことが望ましい。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就職後一定期間（例えば6カ月間）内に離職した者には、再度施設に戻れることが出来るような仕組みを施設にデメリットがない形で作る。 ② 施設出身者が安定的に就労を続けた場合は、施設にメリットが発生するような仕組みを作る。 <p>就職先の発掘については、障害者就労支援センター（障害福祉課）や大田区障害者就労促進担当者会議（行政機関やハローワーク、施設、特別支援学校などで構成）などのネットワークの中で組織的に対応しているが、施設が企業等への日常的な訪問等で利用者と企業のニーズを合致させて進展するケースも多いと判断されるので、施設の就労支援への努力が反映する仕組みの構築を検討願いたい。</p>
------------------------	---

【17】社会福祉法人Y会に対する補助金

【着眼点】補助金の必要性を補助先の決算状況からチェックしているか。

ここがポイント

補助金は単に費目毎の補助効果だけでなく、補助事業の採算性等も考慮して決定する。

NO	17077	所管部署	福祉部障害福祉課
概要	<p>補助金の目的 社会福祉法人Y会が設置経営する知的障害者通所授産施設（現 就労継続支援B型施設）について、区立授産施設（現 就労継続支援B型施設）と概ね同水準の処遇内容を確保するため、人件費等運営費の一部を補助する。 （就労対策事業）社会福祉法人が実施する離職障害者の就労対策事業に対して、人件費等を補助する。 （本部事務局）Y会の本部事務局体制を整備する。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>本部事務局補助についての平成16年4月1日の補助金交付申請書によれば“人員の配置や事務処理機能の強化が必要であります。これらの財源を法人が用意することは難しい状況であります。”と記載されている。 しかし、Y会の平成16年度一般会計事業活動収支計算書によれば、当期活動収支差額及び財産目録による差引純資産から判断すると健全な財政状況と解せられる。 従ってこのような財政状況にある社会福祉法人の法人全体の管理業務（本部事務局）への補助の必要性を再検討されたい。</p>		
区の措置・対応状況	<p>毎年度補助の必要性を判断し、見直しを図ってきている。法人自らも経営改革に着手し、本部機能の強化等に取り組み始めている。法人本部への補助金は、段階的に見直しており平成24年度は区の派遣職員の共済費（事業主負担分）のみの補助とした。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正 されていない／その他</p>		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>社会福祉法人Y会の平成23年度事業活動収支報告書によれば、事業活動収支は137百万円の黒字であり、そのうちに含まれる補助金収入96百万円を除いても41百万円の黒字になっている。 個別に見ても、さわやかワークセンターは補助金を受領しなくても黒字であり、補助金を受領して事業活動収支差額が嵩上げされている。資産状況も純資産が10億円以上と安定した財務状況で偶発的な事故等による賠償資力も充分対応できる体力があると判断される。</p>		

	<p>区立授産施設（現 就労継続支援B型施設）と概ね同水準の処遇内容を提供しながら黒字を計上しているY会に補助金を支出する目的を再確認されたい。</p> <p>なお、平成24年度は区の派遣職員の人件費部分について減額したとの回答であるが、派遣職員は区から直接給与を受領する制度に変更されており、区の実質的な負担に変化はない。</p>	
新たに検出した事項		
	結果・意見区分	意見
概 要	<p>補助金の精算は確定した決算に基づいて行う必要がある。精算額が確定決算により確認されることが必要であり、また補助金の必要性を確定決算でチェックすることが求められるからである。</p>	
検出した事項及び結果・意見の内容	<p>① 平成23年度のまごめ園日中活動系サービス補助金精算書に添付されているまごめ園経理区分の資金収支計算書が正式な決算に基づく資金収支計算書と異なっていた。担当課の説明では、前者は提出時時点のもので、その後決算整理で数値に変動があったとのことである。補助金の精算と決算書とは、上記概要に述べたような関係にあるので、補助金の精算には最終の決算書類を添付させるよう指導願いたい。</p> <p>② 平成23年度決算において、のぞみ園・まごめ園の日中活動系サービス補助金が、大田区からの補助金にも拘わらず東京都からの補助金に計上されている。平成22年度まで東京都へ請求していたため、平成23年度は処理を誤ったとの担当課の説明であるが、Y会へ注意を促すとともに上記概要に記載した趣旨から担当課におけるチェックを徹底されたい。</p>	

【18】民間緊急一時保護助成

【着眼点】例外的取扱は適正になされているか。

ここがポイント

例外的な取扱（事後申請）となっているケースの中に、原則的取扱とすべきケースが含まれている。

NO	17079	所管部署	福祉部障害福祉課
概要	民間緊急一時保護助成の目的 保護者または家族の疾病等により、一時的に保護を必要とする心身障害者（児）を民間人の協力を得て一定期間保護した場合、その役務の提供に対して区が助成することにより障害者福祉の向上を図る。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	緊急一時保護申請書が保護期間開始後提出されているケースが相当数ある。事情により例外的な取扱をせざるを得ないこともあるが、常習的な対象者には是正を求める必要がある。		
区の措置・対応状況	緊急一時保護事業は、原則事前申請となっているが、民間緊急一時保護は事前登録している介護人ではなく、本当に緊急時に近隣の善意の民間の方に預かってもらい、その方に補助金を出すという事業で、状況により事後申請が多くなることはやむを得ないと考えている。 ただ、事前申請が出来たであろうケースについては個々に指導していく。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／ 是正 されていない ／その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	調布地域福祉課の23年度の緊急一時保護申請書ファイルを点検したところ、以下の状況があった。 ① チェックした48件中事後申請は21件、事後申請21件のうち14件が緊急一時保護を必要とする理由を”4休養旅行等”としている。休養旅行の場合は一般的に事前申請が可能と考えられる。特に該当する利用者は殆んどが複数回申請しており、事前申請を利用の際指導することは充分可能であったと判断される。 ② 保護対象者は身体障害者手帳又は愛の手帳（療養手帳）保持者であるが、申請書該当欄に対象者である旨の記載がないケース、緊急一時保護宿泊券決定・発行簿に決定印が押捺されていないケース等があり、本助成が適正に行われているか疑義を感じさせる処理がある。 本制度の運用が適正に行われるよう、チェックする仕組みを整備されたい。		

	<p>チェック体制とは離れるが、点検した申請書の中に保護対象者の父母がお互いに保護協力者になり、助成金を受領しているケースがあった。</p> <p>当制度が前提としている“近隣の善意の民間の方”とは異なると考えられ、一般に理解が得られにくいのではないかと判断する。</p>
--	--

【19】①大田区老人クラブ連合会補助金・②大田区老人クラブ助成・③大田区老人クラブ特別助成

【着眼点】補助金は要綱等の趣旨に沿って使用されているか。

ここがポイント

補助金精算額のチェックは、金銭出納帳・通帳コピー等原書類に遡って行う。

NO	17082	所管部署	福祉部高齢福祉課
概要	<p>補助の目的</p> <p>①大田区老人クラブ連合会会員の福祉の向上と老人クラブの発展のために実施する。</p> <p>② 区内の老人クラブの活動に対してその運営を助成し高齢者福祉の増進に資する</p> <p>③ 老人クラブの会員数の規模別に特別助成金を交付し助成の均衡を図り老人クラブ活動の一層の進展を期する</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>要綱において酒類等は補助対象外経費となっているが、実績報告書の補助対象経費の中に総会用の酒類が入っているクラブがあった。この件に関しては、実績報告書の修正後も補助対象経費合計が区の助成金を上回っていたので、補助事業執行上は結果として問題は無かった。</p> <p>現状、実績報告書の記載のみで審査を行っているので、このような補助対象外経費の混入も、記載がない場合、領収書を見ない限り内容は検出できない手続きとなっている。</p> <p>各クラブには監事等の会計担当が存在し、決算に関するチェックは行っているとはいえ、領収書の添付等による支出内容の確認方法の検討が望まれる。</p>		
区の措置・対応状況	<p>(平成17年度の措置状況・対応状況)</p> <p>実績報告時の領収書提示の義務付けをした。</p> <p>(現時点の措置状況・対応状況)</p> <p>大田区老人クラブ助成要綱(昭和40年11月19日厚福発第391号決定)第9条によれば、「区長は必要に応じて提出書類に係る帳簿、領収書等の提出を求めることができる。」とされており、できる限り助成金交付申請書の提出時には、領収書を提示させ、確認するようにしている。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正</p> <p>されていない／その他</p>		
結果・意見区分		① は結果、② は意見	
妥当性判断の	各老人クラブから提出された“平成23年度歳入歳出決算書”(助成対象経費の内訳が記載されている)と該当クラブの金銭出納帳等のサンプリングチェ		

理由及び結果・意見の内容	<p>ックを行った。</p> <p>① A会については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出決算書の助成対象経費/助成対象外経費の計上額が高齢福祉課が指示している対象区分の基準と異なっている。 ・前年度からの繰越金が歳入歳出決算書と金銭出納帳で異なる。 <p>等から平成23年度歳入歳出決算書の再提出を求めたい。</p> <p>② その他のサンプリングした老人会でも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出決算書の次期繰越額と金銭出納帳の次期繰越額が相異している。 ・金銭出納帳から歳入歳出決算書の助成対象経費の費目別金額がチェックしにくい。 <p>等の問題がある。</p> <p>多数の老人会について領収書を全件点検することは、困難と判断されることから以下のような方法で老人会により丁寧な説明をしつつ、高齢福祉課でのチェック機能を向上させることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人会への説明会で、金銭出納帳への費目別内訳記載の励行を求める。 ・歳入歳出決算書に該当する部分の金銭出納帳及び預金通帳のコピー添付を求める。 <p>検討されたい。</p>
--------------	---

新たに検出した事項

結果・意見区分	意見
概要	単位クラブを対象とした老人クラブ助成金から東京都・大田区老人クラブ連合会の分担金が天引きされている（1クラブ22,200円/年）。
検出した事項及び結果・意見の内容	当該分担金は実質的に連合会への補助金となっている。 大田区老人クラブ連合会へは大田区老人クラブ連合会補助金交付要綱に基づき、補助金が支出されており、単位クラブへの助成額と連合会への助成額を実質的な必要額から修正する必要があるならば、夫々の補助額自体を修正すべきであり、このような迂回した形での連合会への補助金支出は好ましくない。 適切に処理されたい。

新たに検出した事項

結果・意見区分	結果
概要	大田区老人クラブ連合会の決算書（実績報告書）に誤りがある。
検出した事項及び結果・意見の内容	大田区老人クラブ連合会への補助金のうち“基礎助成分”は、次の算式で算出される。（180,420円 + @67 × 当該年度会員数）平成23年度補助金は会員数17,606人で1,360,022円である。 一方連合会の決算書では、基礎助成として1,381,600円計上されており、差異がある。但しその他の助成額全体の決算書計上数字は補助金合計と一致している。従って決算書の他の補助金部分にも誤りがある。

決算書は補助金が補助団体で適切に計上されていることを確認するため提出を求めているのであり、このような基本的なチェックを行い誤りがある場合は対象団体に訂正を求められたい。本件についても適切に処理されたい。

新たに検出した事項

結果・意見区分	意見
概 要	<p>前回監査意見に対する対応報告に一貫性がなく、裏付ける資料も存在しない。</p>
検出した事項及び結果・意見の内容	<p>平成17年度の対応状況と今回求めた現時点の対応状況は明らかに差異がある。</p> <p>平成17年度は領収書の提示を“義務付けた”としているが、現時点では“できる限り助成金交付申請書の提出時には、領収書を提示させ”に変わっている。担当課によればこの経緯について、文書での記録は残っておらず、前担当者へのヒアリングで当時の状況についての報告を受けている。</p> <p>本監査への対応が担当者の個人的な行為に留まり、担当者交代により、組織的な引き継ぎが不十分であるため、組織としての対応を明確にすべく、仕組みを構築されたい。</p>

【20】 社団法人 大田区Sセンターに対する補助金

【着眼点】 補助金の支出目的を明確にする。

ここがポイント

補助金は補助すべき事業を対象とするもので、補助事業主体の存続させるためではない。

NO	17085	所管部署	福祉部高齢福祉課
概要	補助の目的 シルバー人材の活用を補助 補助の対象 (1) 人件費 (2) 区長が特に必要と認める経費		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	補助金は必要最低限の金額を支出することにより効率的に運用されるべきである。補助金額を収受する団体にとって必要最低限で適切な水準であるかどうかの判断基準として、その団体の純資産額及び収支差額等の内部留保に係る金額を用いることが有用である。 区では、補助事業の対象法人が事業を運営するに当たり保持すべき内部留保金額等の水準については、明確には基準を設けていない。補助金額を決定する判断基準を設定すべきと思料する。		
区の措置・対応状況	事業の運営には、一定の運転資金の保有は不可欠となっている。次期繰越収支差額、運用資金積立預金及び固定資産取得積立預金の合計額がおおむね1か月分の配分金を超える場合には、適正な余剰金を保つよう指導していく。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／ 是正 されていない／その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	平成23年度の決算によれば、月当たり受取配分金（＝支払配分金）88百万円に対し、正味財産は165百万円と1か月分の配分金を大幅に上回っている。貸借対照表では未払金が131百万円と未収金120百万円を上回っており、運転資金の需要は大きくない。また平成23年度正味財産増加額が27百万円に達しており、現在の補助額は過大と判断される。 前監査人見解に対する区の対応は、事業運営には1か月分の配分金程度の運転資金が必要で、この額は内部留保で備えておかなければならないとの見解と判断される。しかし区では“公益社団法人大田区シルバー人材センター事業運営資金の貸付けに関する要綱”で50百万円までの運転資金を無利子で貸し付ける制度を用意して、資金繰りのバックアップをしている。短期的な運転資金の		

需要には、この貸付枠の利用により対応する（要すれば限度額の引上げ等も含め）のが、正味財産（剰余金）で対応するより合理的と考えられる。

また、補助金はシルバー人材の活用を推進するために使用されるべきであり、Sセンターの将来の存続基盤を強化するために支出されるものではない。シルバー人材の活用との目的に資する範囲で補助額を算定すべきである。検討されたい。

【21】子ども交流センター運営補助

【着眼点】補助金額決定のため実績額の申告が適切に行われているか。

ここがポイント

区は正確な実績額の申告が行われるように要綱等で明確にするとともに、申告内容を検証すべきである。

NO	17087	所管部署	こども家庭部子育て支援課
概要	<p>子供交流センター活動事業費補助金の目的 大田区区民活動支援施設内に設置する子ども交流センターにおける児童館事業等を実施する団体に対し、その事業費の一部を補助することにより当該事業を円滑に推進し、もって地域の子育て支援を図り児童の健全育成に寄与することを目的とする。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		結果	
前監査人見解	<p>補助金の額を決定するための実支出額の申告が不正確である。Hセンターは、委託事業である学童保育室業務と補助事業である子ども交流センター活動事業双方を実施しているが、事業毎の経費把握が十分でないため補助対象経費の実支出額の申告が正確でなく、補助金が事業実態を反映されない形で決定されている。実支出額の申告を適切にするよう指導されたい。</p>		
区の措置・対応状況	<p>当該NPO法人に対しては、各事業経費について十分に把握し、補助対象経費の実支出額の申請を適切にするよう指導した。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正 されていない／その他</p>	
結果・意見区分		結果	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>区はNPO法人からの平成23年度補助金申請に対して、23,343,667円支出している。この23年度補助金関連書類を確認したところ、NPO法人が実際の執行額の報告を行っていないことが判明した。23年度の実際の執行額が、予算額を33,877円上回っていたため、NPO法人は補助金申請額と同額を精算額として記載し、報告を行っていたものである。</p> <p>予算額の費目別内訳と執行額の費目別内訳を比較すると、予算額に満たない費目がある一方で、予算額をオーバーする費目もみられた。</p> <p>法人側の理由としては、予算額の費目間の流用については、過去に区側の了解を得ていたことや執行額が補助額を上回っていたため、実際の執行額ではなく予算額をもって精算額としていたとのことであった。</p> <p>このような流用執行に関して、要綱上は区と協議するという規定はない。</p>		

今回は全体の予算額をオーバーしていたため区に実損は生じていないが、区は支出実態を何ら確認していなかった。もし、実績が予算に満たなかった場合に、実績と予算が同額という内容で申請がなされていれば、区の適切なチェックがないと補助金の過大交付になっていた。

前監査人が指摘した「実支出額の申告を適切にするよう指導」の実効性が今回なかったため、是正されていない、と判断した。

まず、今回のケースに対応できるように、執行額が費目上予算超過した場合のルールを要綱等に定めるべきである。

さらに、口頭での注意喚起のみの指導ではなく、提出された申告書類から異常性を検証できる体制を構築し、例えば以下のようなチェックリストを作成し運用することで、実効性を担保されたい。

補助金精算時チェックリスト

チェック項目	適否
1. 精算額の報告は期日に間に合っているか。	
2. 精算額の報告は様式〇〇に準拠して作成されているか。	
3. 要綱に規定された書類は添付されているか。	
4. 申請者の捺印はあるか。	
5. 予算額と精算額を比較して異常な差額が生じていないか。 生じている場合は、その理由を確認し妥当性の判断をすること。	
6. 執行額が予算額をオーバーし、他費目に流用されていないか。 流用されている場合、要綱に則った手続きがとられているか。	
7. 予算額と執行額が円単位で同額になっていないか。 なっている場合は、その内容を確認すること。	
8. 必要な項目は満足しているか。	

【22】家庭福祉員運営費補助

【着眼点】補助金の使途を区が適切に検証しているか。

ここがポイント

補助金の使途検証を平成17年度の監査実施以後、今まで一切行われていなかった。監査で指摘対象となったにも関わらず、平成24年度からの実施予定という対応は信じがたい。

NO	17091、17092	所管部署	こども家庭部保育サービス課
概要	<p>家庭福祉員補助金の目的 十分な保育施設がない地域において家庭福祉員を設けて児童の保育に熱意と経験を有するものに児童の保育の受託を勧奨することにより児童福祉の向上を図るとともに女性の社会活動への参加を促進することを目的とする。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>①保育サービス課から、家庭福祉員が毎年度提出する実績報告書の中身のチェックを行っていない旨の報告を受けた。実績報告書は、収支計算の未済および記入の不完全など不備なものも散見された。確実な実績報告書の提出を指導し、かつ金額の中身について重点項目を設けて審査すべきである。</p> <p>②家庭福祉員が毎年度提出する実績報告書には、支出／収入割合を記入する欄があるが、未記入であり活用されていない。 支出／収入の割合は家庭福祉員によって15.4%～121.1%と大きく差があり、収支から見ると補助金の使用に差があり、その結果、数値上の観点からではあるが、均一なサービスが提供されているとは捉えがたい。支出／収入の割合については、何らかの基準を設けて指導すべきと考えられる。それとともに、領収書の添付を義務付ける等、領収書の確認を行うべきである。</p>		
区の措置・対応状況	<p>①平成18年度分の実績報告書より、記載内容について不備がないように指導し、確実な実績報告書の提出を求める。 特に、保育補助者雇用経費、土曜保育補助経費については重点的に審査する。</p> <p>②受託児一人ひとりに対して均一なサービスを提供するにあたり、かかる経費は、ほぼ同じになると思われる。 今回の報告で指摘された支出/収入割合の格差は、実績報告書の記載方法が統一的でなかった面も見られるため、平成18年度の実績報告書の作成にあたって、改めて記載方法について指導したいと考えている。その上で、支出／収入の割合について著しい誤差が出るようであれば、検証し、基準を設けることについて検討したいと考える。</p>		
現監査人の見解			

区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／ 是正 されていない ／その他
結果・意見区分	意見
妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容	<p>①家庭福祉員の支出内容について、区が審査した結果を記録した書類がなく、実際に審査が実施されていたか、どの項目を重点的に審査したかなどが確認できなかった。</p> <p>区担当者の説明では、平成24年度分より補助金項目を精査する等して、実情に合わせた様式に変更し、提出された報告書に基づき審査する、とのことであった。</p> <p>平成24年度から実施するという対応は、平成17年度監査指摘事項の対応として明らかに遅い。区が公表した措置・対応への履行遵守を求めたい。</p> <p>②前監査人の意見にあった「支出／収入の割合の検証」について何らかの基準を設けて指導をおこなっていなかった。23年度と同割合を見る限り、（特殊事情者を除いても）12%～73%と依然大きく差がある。「数値上の観点からではあるが、均一なサービスが提供されているとは捉えがたい」と言える。</p> <p>また、領収書等の確認も平成24年度から実施とのことである。</p> <p>ともに監査人の意見に平成23年度までに何らかの対応をしていたとは言い難い。</p> <p>領収書等の確認だけでなく支出／収入割合の検証についても、区の対応状況記載のとおり検討が実際に行われることを期待する。</p>

【23】 認証保育所運営費補助金

【着眼点】 開設準備補助金の支出決定にあたり、効果的な支出となるよう検証されているか。

ここがポイント

発注内容が適切かつ効率的であるかを区独自に妥当性判断できるようにすべき。

多額の補助金支出の場合は、複数業者の見積もりを申請条件に加えるよう検討すべき。

NO	17095	所管部署	こども家庭部保育サービス課
概要	<p>認証保育所運営費補助金の目的 認証保育所の事業を円滑に実施することで児童福祉の向上と子育て支援の促進を図る</p> <p>同補助金算定方法（東京都と大田区がそれぞれ50%負担（※1）） ①運営費：大田区内に住所を有する児童が入所する認証保育所に対して、要綱別表1に定める基準額の合計額 ②開設準備経費：大田区の区域内の認証保育所に対して、保育にかかる改修経費の2分の1と要綱別表1に定める基準額（3,000万円を限度とする（※2））とを比較していずれか少ない額</p> <p>※1 平成19年度からは特別区財政調整交付金 ※2 現在は、3,500万円が限度となっている。</p>		
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況		
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>工事業者の選定方法あるいは発注に関する相場比較等の何らかの基準を設け、適切な発注金額となるように指導することが望ましい。</p>		
区の措置・対応状況	<p>都の基準に基づき区で補助要綱を定め開設準備経費の補助を行っている。現行の補助要綱では、かかった費用の1/2を、3,500万円を限度として補助している。業者選定にあたっては、複数の工事業者からの見積書の提出を求めるとともに、過去の類似工事等にかかった経費との比較により、適切な発注金額となるよう努めている。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他</p>		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由	<p>平成23年度の開設準備経費については、以下の2件の整備を行っている。</p>		

及び
結果
・意見
の内容

平成23年度開設準備経費内訳（改修補助を除く）

施設	開設年月	定員 (人)	延床面積 (㎡)	開設準備経費 (万円)	左記の内、 工事費(万円)	補助金額 (万円)
A	H24.4	40	230.63	4,762	4,507	2,381
B	H24.4	40	225.58	2,279	2,213	1,139

施設A・Bは定員が同じ、かつ延床面積もほぼ同じであり、各物件の設備等が異なる点はあるものの、開設準備経費（補助金対象額）が倍額以上かかっている。この経費には開設準備期間中の家賃も含まれているため、工事費だけで比較しても約2倍の開きとなる。

過去の新規開設に係った定員、延床面積に対する総工事費と比較した際に、これまでの支出と大きく変わる要因がなく、かつ予算の範囲内での総工事費であったため、区は上記申請を妥当な金額と判断している。工事内容の比較などは行っていなかった。また複数業者からの見積書提出を申請者に依頼していたが、単独の見積書提出でも補助金申請を受理し支出している。

区は予算内であれば妥当と判断しており、当該工事金額の妥当性を区単独で検証していない。高額な補助金の妥当な執行を考えれば、公正妥当な工事単価による工事实施のために、精緻な管理を行い区の負担を軽減する視点を持つことも重要である。見積項目の細分化や、チェックリストを活用した項目評価など、専門知識を有しなくとも区が妥当性を検証することは可能である。

また多額の補助金支出の際には、複数業者からの見積書提出を区独自の要件として要綱等に記載することを検討すべきである。これらの要件は、区民の視点を考慮すれば、区の契約事務規則に準じた業者選定方法であることが望ましい。

(参考)

見積書検証チェックリスト

チェック項目	適否
1. 見積書に業者の捺印はあるか。	
2. 見積書は複数の業者から入手(合見積)しているか。	
3. 発注先の決定は見積金額の一番低い業者に決定されているか。	
4. 見積書の作成日、有効期限は工事期間に対して妥当か。	
5. 見積の対象項目は過去の同規模工事と比して妥当か。	
6. 見積金額は、過去の同規模工事と比して妥当な金額か。 高額あるいは低額の場合、理由を確認したか。 高額である場合、区民視点から効果的かつ効率的なものと言えるか。 低額である場合、最低限項目が充たされ不良工事の恐れはないか。	
7. 必要な項目は満足しているか。	

【24】在宅薬剤師研修（少額補助金）

【着眼点】補助の廃止は実質で判断しているか。

ここがポイント

旧補助金が廃止された場合、同旨の補助金の新設されているのは適正でない。

NO	17115	所管部署	保健所保健衛生課
概要	<p>補助の目的 東京都薬剤師会 A 支部、B 支部、C 支部が行う在宅薬剤師再教育事業経費の一部補助を行うことにより、在宅薬剤師の薬に対する適正な知識の習得と的確な利用方法の実践を促し、区民の健康維持と増進を確保することの一助とすることを目的としている。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>専門家として知識の研鑽を積むことに対する研修費用は、当該専門家個人あるいはその団体の自主財源で行うべきものである。廃止を検討されたい。</p>		
区の措置・対応状況	<p>在宅薬剤師の再教育は、本来個人又は事業主の責任において行うものであると考え、また事業の実績から判断して、平成24年度から廃止することとした。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正 されていない／その他</p>	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>従来の“大田区在宅薬剤師再教育事業補助金交付要綱”は廃止されたが、平成24年4月から“大田区かかりつけ薬局定着促進等補助事業補助金交付要綱”が施行された。新要綱では第2条（補助金の対象）で薬剤師会が実施する教育事業（薬剤師に対する研修を含む）が規定されており、旧規定内容が廃止されたとは言えない。上記区の対応趣旨が実現するよう更に検討されたい。</p>		

平成17年度 財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）の管理運営について

【1】 勤労者共済給付金等準備積立基金

【着眼点】 給付金等準備積立資産は、規定された予算額通りに積み立てられているか。

ここがポイント

平成17年度監査時の指摘が改善されていない。平成25年度からの見直しは明らかに対応が遅い。

NO	17126	所管部署	財団法人大田区産業振興協会
概要	<p>協会では、中小企業勤労者に対する勤労者共済・福祉事業を行っており、当該事業収入は、事業運営のための会費等収入及び区からの補助金収入等から成っている。</p> <p>このうち、協会では会員から徴収した会費を主たる財源として、その活動の残金を勤労者共済事業給付金等準備積立基金（具体的には給付金等準備積立預金及び給付金等準備有価証券から構成され、以下、「基金」と称す）に積立てて運用している。</p> <p>基金の積立については、「財団法人大田区産業振興協会勤労者共済事業給付金等準備積立基金規程」（平成7年10月1日規程第17号）（以下、「基金規程」と称す）第2条（積立金額）で「基金として積立てる金額は、毎年度の予算に定める」と規定されている。</p> <p>しかし、現実には基金の積立額は、前年の「大田区産業振興協会勤労者収入支出決算」における（当期）収入支出差引額を積立てることが慣習になっている。つまり、この慣習によると、予算編成（3月まで）が、前年度の決算の確定（5月まで）を待たずに行われているため、正確な確定額をタイムリーに予算に織り込めず、積立額の当初予算額と決算額に乖離が生じることとなる。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
	結果・意見区分	結果	
前監査人見解	<p>①本来、当該積立基金については、勤労者共済給付金等準備のためのものであり、積立金の目的、事業計画等でその積立金の規模が決まるものと考えられる。よって、目的の必要額を本来予算計上すべきであり、（当期）収入支出差引額、いわゆる当期収支差額に固執する必要はないと考えられる（平成16年度までは、積立金の積立金額につき、特に取扱いの規定は存しなかった）。</p> <p>また、たとえ（当期）収入支出差引額を次年度予算で積立て、翌年度執行するという方法でも、約1年のタイムラグが生じ、基金規程第2条の運用が適切に機能されているとは言い難い。さらに、当初から補正予算が必要と考えられるのも望ましくない。</p>		

	よって、当該積立金の目的に見合う予算措置とその執行をされたい。
区の措置・対応状況	「勤労者共済事業給付金等準備積立基金の処分（運用）等について」の方針を定め、会員福祉の向上と財政基盤の安定化を図ると共に、19年度から積立額を予算化する計画である。なお、基金のあり方については、共済会事業全体の見直しの中で位置づけていく。
現監査人の見解	
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正 されていない／その他
結果・意見区分	結果
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成18年度以降、給付金等準備積立資産の取崩を予算化している。しかしながら、平成18年度以降の給付金等準備積立資産への積立額を確認したところ、前年度の勤労者共済事業の収入支出差引額を理事会で決算承認後翌年度に同額を積み立てしている。平成23年度の差引額も平成24年度に積み立てられており、前監査人指摘事項が改善されておらず、依然、基金規程第2条の運用が適切に機能されているとは言い難い。</p> <p>財団担当者より平成25年度から見直したいとの説明があったが、平成17年度監査の対応としては明らかに遅い。基金設定の主旨を踏まえ、予算措置と執行を適切に行うべきである。</p>

【2】特定資産の計上根拠

【着眼点】特定資産は、妥当な根拠に基づいて計上されているか。

ここがポイント

計上根拠基準がない一部の特定資産は、原則として取崩しすべき。

NO	17133	所管部署	財団法人大田区産業振興協会						
概要	協会では、「退職給与引当預金」、「機器買替等準備積立預金」、「産業プラザ修繕等準備積立預金」、「運営資金等引当預金」、「運営資金等引当有価証券」、「給付金等準備積立預金」、「給付金等準備有価証券」等を、特定預金・引当資産として貸借対照表上、固定資産に計上している。								
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況									
結果・意見区分		意見							
前監査人見解	<p>特定預金、引当資産等のうち、計上根拠に不明確なものが存在する。</p> <p>現在、協会における「退職給与引当預金」以外の特定預金・引当資産等については、支出の発生、目的等が明確化されておらず、「支出の時期は確定していないが、支出の発生が明確に予定され、かつ支出の目的が特定されている預金」という日本公認会計士協会公益法人委員会研究報告第4号の定義に該当しないと解され、同報告の「特定預金の名称を使用したものであっても単なる積立預金や、将来の予想しうる支出額を超えて積立てられた預金」に該当すると解される。</p> <p>したがって、具体的な計画のもとでの積立とは言い難い面もあり、これらの特定預金・引当資産等の計上根拠を明確にされたい。</p>								
区の措置・対応状況	<p>特定預金については、公益財団法人移行にあたり、以下の項目に整理し、内閣府の認定を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職給付引当資産 ・運営資金等積立資産 ・給付金等準備積立資産 ・産業プラザ修繕等準備積立資産 								
現監査人の見解									
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他</p>								
結果・意見区分		意見							
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>協会の貸借対照表には24年3月末現在、以下の特定資産が計上されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">特定資産</th> <th style="width: 50%;">残高 (平成24年3月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職給付引当資産</td> <td style="text-align: right;">9,549,695円</td> </tr> <tr> <td>運営資金等積立資産</td> <td style="text-align: right;">102,378,340円</td> </tr> </tbody> </table>			特定資産	残高 (平成24年3月31日現在)	退職給付引当資産	9,549,695円	運営資金等積立資産	102,378,340円
特定資産	残高 (平成24年3月31日現在)								
退職給付引当資産	9,549,695円								
運営資金等積立資産	102,378,340円								

給付金等準備積立資産	62,446,595 円
産業プラザ修繕等準備積立資産	44,160,157 円
合計	218,534,787 円

上記の4特定資産の内、「退職給付引当資産」は固定負債に設定されている引当金（退職給付引当金及び役員退職慰労引当金）に対応するために備えられた資産であり、両引当金の合計額に一致している。「給付金等準備積立資産」はNO17126を参照されたい。

その他の2特定資産について、財団は将来の支出に備えて積み立てているとのものであったが、前監査人指摘時と同様、計上根拠が不明確である。「運営資金等積立資産」と「産業プラザ修繕等準備積立資産」は平成22・23年度の各年度末現在残高が同額であり、どのような根拠で計上額が妥当と判断したか、財団へのインタビューや内部資料からも明確ではなかった。

協会の運営実態をみると、これらの特定資産は協会運営の資金繰りに一時的に利用されている。

なお、財団の平成23年度財産目録には使用目的等として以下のとおり記載されている。

運営資金等積立資産	運営資金として保有し、運用益を各中小企業支援に係る事業の財源として使用
産業プラザ修繕等準備積立資産	大田区産業プラザの修繕に備え保有し、運用益を各中小企業支援に係る事業の財源として使用

特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約のある預金、有価証券、土地、建物等の資産である。

上記2特定資産は預金や有価証券等の金融資産で構成されており、運用方法を定めた規程は作成しているが、目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件などに関しては明確に文書化されていない。

将来の支出に備えるためという名目で特定資産に計上していても使用目的が特定されているとは言えず、将来の具体的な使途が定められていないため、現状では特定資産を計上する根拠に乏しい。例えば産業プラザの修繕に長期修繕計画等の策定がなく、会計上、産業プラザ修繕等準備積立資産を計上する理由がない。

積立基準も明確ではなく、資産を不当に内部留保するという恣意性が入る余地があり、この状況で特定資産に計上することは適切ではない。

目的を明確化し、積立・取崩の要件等を定めた規程あるいは取扱要領を作成し、それに基づいて特定資産の運営をすべきである。

以上の理由から、現状では上記2特定資産は原則として取崩しをすべきである。

【3】基本財産の安全性の確保等

【着眼点】基本財産を含む金融資産に対して区は適切に指導・監督しているか。

ここがポイント

前監査人の報告直後に安全性に疑義のある仕組債を購入している。

現在は区の管理体制の改善が進んでいるが、金融資産に関しては引き続き注視すべきである。

NO	17137	所管部署	財団法人大田区産業振興協会
概要	協会は、基本財産5億円を仕組債（パワーリバース・デュアル債）で運用している。償還期間は24年から30年と長期にわたるものであるが、利回りは年利3.5～4.5%（当初の金利であり、変動金利）と高利回りと期待されるものである。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>寄付行為第7条2項では、「基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、または国債、公債その他安全確実な有価証券に替えて理事長が保管しなければならない。」とある。このことから、区及び協会は基本財産の安全性を常に注視してゆく必要がある。よって、本運用に関しては、区への定期的でタイムリーな状況報告等がなされるよう望まれる。</p> <p>また、基本財産ではないが、協会が保有する有価証券（流動資産とその他の固定資産に計上分）についても、常に時価を注視して安全性の確保を図られたい。</p>		
区の措置・対応状況	<p>基本財産の運用については、状況報告をする。</p> <p>有価証券については、損益を出さないように留意しつつ、より安全性の高い運用方法へ切り替えた。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p style="color: red;">是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他</p>		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>前監査人の監査結果報告は平成18年1月に行われているが、上記指摘にもかかわらず、財団は平成18年3月に仕組債（パワーリバース・デュアルカレンシー債、期間30年、変動金利、当初利率3.0%）1億円を基本財産として購入している。当時、すべての基本財産の運用を仕組債で継続したことは、偏った金融商品で運用するという点で安全性に疑問がある。</p> <p>なお、平成21年度に大田区監査委員より「平成21年度第2回定期監査及び財政援助団体等監査の結果について（報告）」が公表されており、その中で財団基本財産の管理運用について、上記取引を含む以下の指摘がなされている。</p> <p>① 規定に反した管理運用を行っている。 「平成14年度に理事会の議決を経ずに仕組債1億円も購入しているが、理</p>		

事会へは事後報告となっており、理事会は形骸化している。」

② リスクが高い金融商品で管理運用している。

「仕組債は、必要ときに元本が確実に回収できない流動性リスクのある金融商品であり、また、基本財産のすべてを為替レートで利率が決まる価値の不安定な金融商品で運用し、大幅な評価損となっている。」

③ 包括外部監査の意見が履行されていない。

上述の監査直後の仕組債購入の指摘に加えて、「産業経済部は、協会に対しての適切な指導・監督ができていない。」

その後、財団は基本財産及び運用財産に区分した管理及び運用規程をそれぞれ設け、以前より安全性を考慮した管理を図った。また、区への金融資産状況の報告は指摘以降しばらく行われていなかったが、現在では定期的な運用結果報告を行うようになっている。

直近の仕組債の保有状況・運用実績は下記のとおりである。

(平成23年度末現在)

銘柄	帳簿価格	時価	評価損益	年間 利息収入
KFW インターナショナルファイ ンスインク	1億円	7,656万円	△2,344万円	なし
ドイツ復興金融公庫	1億円	7,694万円	△2,306万円	なし
欧州復興開発銀行	1億円	8,836万円	△1,164万円	なし
国際復興開発銀行	1億円	7,130万円	△2,870万円	なし
合計	4億円	3億1,316万円	△8,684万円	なし

現在では区から財団金融資産への管理体制は改善が進んでいるが、評価損の金額が8千万円以上と大きいこと、円相場に連動する変動金利であるため利息収入が発生していないこと、また前回指摘直後の仕組債購入という事実があったため、注意喚起の意から経過及び現状を記載した。

今後も区は財団運営への管理、特に金融資産への注視を行っていくべきである。

平成18年度 高齢者施設の管理運営について

【1】委託金繰越金について

【着眼点】委託繰越金は契約書に従った処理が行われているか。

ここがポイント

契約期間終了に当たって余剰金が発生した場合は、契約内容を再チェックする。

NO	18008	所管部署	福祉部介護保険課
概要	<p>平成12年度から平成17年度までの委託金繰越金が1,107,160千円であった。委託金繰越金を財源として、平成16年度において移行時特別積立預金が1,062,961千円計上されている。</p> <p>積立預金等の計上は、委託契約書第9条「乙（I園）は、特別養護老人ホーム委託料及び高齢者在宅サービスセンター委託料について、契約期間満了後に剰余金が発生した場合には、乙の会計上繰越金として処理し、次年度以降の入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費に充てるものとする。」の規定に基づき、その将来の支出の目的を明確にした上で、積立預金等に計上したものであるとしている。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>上記積立預金等に関しては、将来の支出に備えて積み立てを行っているということであるが、将来、支出が発生する可能性及び確実性には疑義がある。また、積立預金の設定対象となる支出は、委託契約書に基づき、入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費でなければならず、現在設定されている積立預金の中にはこのような経費とは考えられないものが含まれている。</p> <p>このような状況に対し、区が設定を実質的に容認しており、積立預金等の内容に関し具体的な検討を行っていないことについて、適正な対応が行われているとは言い難い。</p> <p>現在、設定されている積立預金等について、今後の取扱いに関し当事者間での協議を行った上で、区への返還、翌年度委託金等の充当等の措置を講じるか否か検討を要する事項として以下の点が挙げられる。 (以下略)</p>		
区の措置・対応状況	<p>委託繰越金については、その返還及び利用方法について、受託法人側と協議が整ったため、以下のとおり処理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締結した協議書 平成12年度から平成17年度の大田区立特別養護老人ホーム及び大田区立高齢者在宅サービスセンターの管理契約書に関する協議書 ・締結日 平成20年3月31日 ・締結に基づき受託法人から返還を受けた額 		

240,105,000 円	
現監査人の見解	
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／ 是正 されていない ／その他
結果・意見区分	結果
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>上記協議書によれば、区に返還された 240,150 千円を除き、残額 674,000 千円は法人で活用する繰越金とされている。その内訳は“法人基盤整備のための経費” 422,621 千円、“サービス向上経費” 164,231 千円 “緊急施設設備整備費” 87,148 千円となっている。</p> <p>一方委託繰越金については当時の委託契約書第 9 条で「乙（I 園）は、特別養護老人ホーム委託料及び高齢者在宅サービスセンター委託料について、契約期間満了後に剰余金が発生した場合には、乙の会計上繰越金として処理し、次年度以降の入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費に充てるものとする。」とされている。</p> <p>従って“法人基盤整備のための経費”及び“緊急施設設備整備費”は委託契約書第 9 条で定める経費とは判断されない。この点について区担当者は“協議書により、法人基盤整備費は「法人の委託事業等を効率的且つ円滑に遂行するための法人組織経営基盤の強化に活用」し、緊急施設設備整備費は「突発的に破損や故障した施設設備緊急修繕経費に活用する」ものであるため、入所者又は利用者の処遇向上につながるための経費であると考えます。”と回答している。</p> <p>しかし、区担当者の見解通りになる場合も予想されるが、一方、施設の財務基盤は強化されても、入所者又は利用者の処遇向上につながらない場合も予想される。上記“サービス向上経費”は“入所者等のサービス向上-----のために活用する。”と記載されており、まさに委託契約書第 9 条で定める経費に該当し、これと別建で規定されている他の費目は委託契約書第 9 条で定める経費に該当しないと判断される。</p> <p>委託契約書の文言に従えば、確実に入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費に充てる必要がある。検討されたい。</p>
新たに検出した事項	
結果・意見区分	意見
概要	最近作成された重要な協議書について、関連する資料が残されていない。
検出した事項及び結果・意見	本件については、上記“区の措置・対応状況”に記載されている協議書の内容について種々照会したが、当時の検討内容についての回答は得られなかった。例えば、協議書には”結果報告書による指摘事項を、真摯に受け止め“との記載があるが、結果報告書の【意見】に記載されている上記前監査人見解につい

の内容	<p>て本協議書作成に当たってどのような検討が具体的に行われたか、全く資料提供がない。</p> <p>協議書は平成19年度に作成されており未だ5年を経過しておらず、また金額的にも重要性があると考えられることから、本件に対する担当部局の対応は課題がある。</p> <p>担当部局によれば、協議書についての関連文書は廃棄されてはいないが、検討過程を具体的に示すことができる形式としては保存されていないとの説明である。協議書に至る検討過程は、誰にでも説明可能な形で詳細に記録しておくべきである。</p>
-----	--

【2】委託金の積算について

【着眼点】指定管理料の計上趣旨、積算根拠は明確か。

ここがポイント

指定管理料は、その必要性や金額の妥当性を十分説明できなければならない。

NO	18013	所管部署	福祉部介護保険課
概要	<p>I園への委託金額は、次の手順を経て積算される。</p> <p>(1) I園が当初積算額を算出</p> <p>(2) (1)により積算された金額に基づき、予算見積書を区へ提出する。</p> <p>(3) 予算見積書の区での検討結果を受け、I園は予算見積書の修正を行う。</p> <p>(4) 予算見積書の再提出分に基づき、区では最終の受託金額を確定する。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>会計年度終了後に実績額を支出項目毎に計算集計し、予算内訳表と比較することで当初積算額と実績額との予算差異に関し、単価差異や数量差異等の差異分析が可能となり、予算差異の原因分析を具体的に行うことができる。</p> <p>そして、その内容に関し、区とI園とで協議を行うことにより、予算統制に関する区のリーダーシップを発揮することが可能となる。</p>		
区の措置・対応状況	<p>平成21年度から利用料金制度を導入し、指定管理料として支出しているが、指定管理料の積算及び決定については、監査意見で示された手順で実施している。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他</p>		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>上記のとおり、前監査人見解の時は、区から委託料が支払われていたが、現在は利用料金制度が導入され、I園は介護報酬を利用料金として収入するとともに、区から指定管理料を受領している。</p> <p>平成23年度の指定管理料は189百万円であり、その主な内訳は“サービスレベル維持に必要な人件費” “サービスレベル維持に必要な経費” “施設の維持管理経費” “食の安全確保と地域経済振興” “であるが、計上する趣旨、金額の妥当性に疑義がある項目がある。</p> <p>例えば“施設の維持管理経費”は備品購入費等で構成されているが、民立施設と同様に独立採算での運営を求めるのであれば、指定管理料の対象にならない。また、“食の安全確保と地域経済振興”は給食材料地元調達に伴う調理委託費増加分で給食食材を区内事業者から調達している分の増額相当部分とのことであるが、当該指定管理料相当額の算出根拠は不明である。</p>		

指定管理料は減額傾向であるが、必要額を計上する趣旨及び積算根拠に遡って精査されたい。

新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

概要

I園は特養、短期、通所、養護、軽費等の事業別に事業会計を作成している。

I園の平成23年度の指定管理料支払対象になっている特養、短期、通所の事業活動収支内訳書は次のとおりである。

(単位：円)

平成23年度事業活動収支内訳書

	特養事業会計	短期事業会計	通所事業会計	3事業計
事業活動収入	2,932,117,431	438,083,330	1,262,991,603	4,633,192,364
事業活動支出	2,735,990,460	346,176,407	1,037,356,290	4,119,523,157
事業活動収支差額	196,126,971	91,906,923	225,635,313	513,669,207

検出した事項及び結果・意見の内容

上記のとおり、3事業計では、513百万円の収支差額が発生している。平成23年度の指定管理料は189百万円であり、指定管理料を除いても324百万円の差額を得ていることから、民立施設と同様に独立採算での運営が充分可能と判断される。なおI園の23年度末の純資産は31億円で財務的には安定している。

現在の指定管理料はその支出の趣旨が明確でない。指定管理料を区の政策、例えば国の基準を上回る処遇の提供や医療処置が必要な入所者を集中して受け入れることによる増加コスト等その必要性を明確にしたうえ、当該経費等を精査のうえ、実費支給すること（現在は確定払）が指定管理料の透明性向上に寄与すると判断する。

一方I園の経営努力は、利用料金の収支で実現されることになる。検討されたい。（18080は同テーマを取り上げており、参照のこと）

【3】指定管理者制度への移行について

【着眼点】再指定の審査会は、実効性・公平性の高い仕組みになっているか。

ここがポイント

審査会は実質的に適切な審査がなされているとしても、区役所から理事長を含むO Bが勤務している団体に適正な審査がなされていないのではないかと公平性の観点から区民が疑問と感じるような委員の構成は、再考することが必要。

NO	18014、18016	所管部署	福祉部介護保険課
概要	平成18年4月からの指定管理者選定に関しては、平成17年度中に行われ平成23年4月からの2回目の指定管理者選定は平成22年度に行われた。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	5年後に再び、指定管理者の選考が行われるが、その際は、一括指定ではなく分割指定も視野に入れた柔軟な検討及び所定の基準に準拠した選考を行い、福祉サービスの低下にならないよう配慮しつつ、競争原理に基づく活性化を行っていくことが望ましい。		
区の措置・対応状況	<p>現行法人の実績、サービス提供体制、施設運営姿勢の評価が良好であり、又高齢者施設における利用者との信頼関係を考慮した。加えて、介護保険事業所については平成21年度より利用料金制を導入し一層の経営努力が見られることから、今後もサービスの向上と更なる経営の安定化が期待できることから特命指定とした。</p> <p>6特養11在宅サービスセンターの一括運営により、物品購入や業務委託などにおいて、経費の節減を図ることができる。</p> <p>一方サービス面においても、施設間格差の少ない標準的なサービス提供を行うことが可能となるため、一括指定とした。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>大田区立特別養護老人ホーム条例第2条の4によれば、従前の指定管理者である法人から再指定の申し出があった場合は、その法人を選考出来ることになっており、高齢者在宅サービスセンターに関する条例にも同旨の規定がある。</p> <p>平成22年度の選考はI園からこの申し出があり、これを受け、“大田区立特別養護老人ホーム等指定管理者審査委員会”が平成22年9月27日に第1回、10月26日に第2回が開催され、従前の指定管理者が審査基準をクリアしていることが確認された。</p>		

この結果区長の再指定の決定手続を経て、11月に区議会で議決された。以上から実質的な審査は上記指定管理者審査委員会で行われたと判断されるが、以下の点により慎重な対応が必要であったと判断する。

① 審査委員会の委員は7名であるが、このうち3名は区役所職員である。また2名はI園家族会会長であり、純粹に第3者と言えるのは残りの2名のみである。I園へは区役所から理事長を含む5名のOB及び派遣職員1名が勤務している。

実質的に適切な審査がなされているとしても、区役所から理事長を含むOBが勤務している団体に適正な審査がなされていないのではないかと公平性の観点から区民が疑問と感ずるような委員の構成は再考することが必要である。

② 審査会は9月末と10月末に実施されたが、ここで従前の法人が審査基準をクリアしなかった場合、その後23年3月までに別の法人を選考してスムーズな業務移管を行うには不可能と判断する。実質的な審査を行うにはもっと早い時期に再指定法人についての審査を進める必要があると判断する。

(参考)

大田区立特別養護老人ホーム条例

第2条の4 指定期間の満了に伴い、改めて指定管理者を指定する場合で従前の指定管理者である法人から前条第2項の規定に基づく書類を添えて再び指定を受けたい旨の申出があつたときは、区長は、当該法人の指定に係る特別養護老人ホームの管理の実績を考慮して、これを指定管理者とすべきものとして選定することができる。

【4】特別養護老人ホームたまたがわの歯科診療室の有効利用について
 【着眼点】情報の保存期間は明確に定められているか。

ここがポイント

情報管理規程には保存廃棄等のルールを具体的に定める。

NO	18018	所管部署	経営管理部施設管理課
概要	歯科治療ユニットも他の特養が1台に対し特養たまたがわは、2台あり、X線機械室もあり設備がより充実している。ただし、建物完成当時の工事関係の見積書等により当時の歯科室の建設コストを把握しようとしたが、当該資料は、建物完成後5年を経過しているため、区としては、廃棄したとのことで把握できなかった。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	工事関係の書類につき、今後の大規模修繕等に備え、今後担当課にて、その予算概要が必要になること等もあり、一般的な建物の耐用年数等から考えても一律5年間保存というより、その資料の必要性を検討し、文書管理規程との整合性も考慮しつつ、個別判断することも考察されたい。 さらに、補助金の交付を受けて設置された施設であることから補助金の使途内容を明らかにする書類の保存についても、施設完成後使用経過を把握する必要あるいは途中で用途変更の必要などが生じる可能性があり、施設設置後5年で廃棄という点については保存期間が短すぎる感があり検討されたい。		
区の措置・対応状況	平成19年度途中から、施設保全システムが運用を開始し、そのなかで設計図面や工事設計内訳書を入れて電子データとして長期保存している。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正 されていない / その他	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	施設保全システムでの電子データの保存期間等運用ルールを求めたところ、“情報セキュリティ実施手順”の提出を受けた。情報セキュリティ対策を内容とするもので、“第2章情報資産の分類及び管理”“2.2.6 情報資産の保管”箇所があるが、“情報資産を適切に保管する。”との記載のみで具体的な保存期間の決まりはない。 当該電子データは、文書管理規程の電子文書に準じて適正に管理しなければならない。工事関係書類については、“工事関係図書引継ぎ要領”で基本的な保存年限が定められているが、より具体的な保存期間を定める必要がある。規程を整備されたい。		

【5】 I 園に対する無償貸付について

【着眼点】 無償貸付を行う充分納得性のある理由があるか。

ここがポイント

無償貸付のようなイレギュラー対応は公平性の観点から説明できることが必要。

NO	18021	所管部署	福祉部介護保険課
概要	<p>区は、「特別養護老人ホーム池上」が所在する建物を I 園と区分所有している。土地は、すべて区の所有地である。行政目的に供している財産であり、I 園を地方自治法第 238 条の 4 第 2 項及び同法施行令第 169 条表一のハの「公共的団体」該当するとし、行政財産のまま土地の無償貸付を行っている。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>I 園については、大田区は、特別養護老人ホームの管理運営を委託しているが、委託料の積算時についても、無償貸与に係る土地について合理的に算定した賃料を考慮していない。他の社会福祉法人については、有償貸与している場合もある。検討されたい。</p>		
区の措置・対応状況	<p>当該土地の無償貸付の契約期間は平成 23 年度末であったため、その際に、取扱いについて検討した。 その結果、引き続き安定した法人運営のために無償貸付による継続になったが、契約期間は 1 年間として、契約更改時に再度検討することにした。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正 されていない／その他</p>		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>担当者によれば、本件を無償貸付としているのは大田区行政財産使用料条例第 3 条 3 項の“その他区長が特に必要があると認めたとき。”に該当し、その判断は個別具体的な事例に応じて適否を判断するとの説明であるが、具体的にどのような状況があるときに適用されるのについての判断基準には、回答がなかった。</p> <p>他の民立施設と同様に独立採算で運営することが求められており、他の民立施設とのバランスから充分納得のある根拠が必要である。特に I 園の平成 23 年度決算では事業活動収支差額 434 百万円、純資産 31 億円であり“引き続き安定した法人運営のために”無償貸付を続ける必要性はないと判断される。</p> <p>他の事業者との公平性及び区民に対する説明責任を明確にする意味でも無償貸付とした判断基準を明確にし、その内容により再検討されたい。(無償貸付について平成 21 年度【I】参照)</p>		

(参考)

大田区行政財産使用料条例

(使用料の減免)

第3条 区長は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額または免除することができる。

(1) 国または公法人が、公用若しくは公共用に供するため使用するとき。

(2) 行政財産の使用の許可を受けた者が、天災地変その他不可抗力によつて、当該財産を使用の目的に供し難いと認めたとき。

(3) その他区長が特に必要があると認めたとき。

【6】区備品として扱う物品の購入または廃棄の報告

【着眼点】区への報告を適時・的確に実施するよう改善されているか。

ここがポイント

ほとんどの施設の報告は改善されたが、一部施設で期限遵守されていない。
期限の妥当性を含めて、検討すべき。

NO	18059	所管部署	福祉部介護保険課										
概要	区に対する物品の購入又は廃棄の報告について（当時の）運営委託契約書第4条5項では、「I園は、購入価格2万円（消費税を含む）以上の物品の購入又は廃棄をしたときは、購入日の翌月10日までに、まとめて報告しなければならない」とされている。												
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況													
結果・意見区分		意見											
前監査人見解	平成17年度購入物品の報告について、すべての特別養護老人ホームからの報告が、購入日の翌月10日までにされていない。購入日又は廃棄日の翌月10日までの報告を徹底すべきである。												
区の措置・対応状況	I園に対し、毎月定期的（該当無しの施設も含め全施設に）に区に報告するよう徹底した。												
現監査人の見解													
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正されていない／その他												
結果・意見区分		結果											
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	区とI園との間で締結した平成23年度管理代行協定書第10条（10）において、区備品として扱う物品を購入又は廃棄した場合の月次報告期限を、購入日又は廃棄日の翌月15日までとしている。												
	平成23年度の報告書提出状況は以下のとおり、いずれも報告期限を10日前後過ぎた提出であった。												
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区收受日	5/25	6/22	7/27	8/26	9/27	10/24	11/22	12/21	1/26	2/21	3/23	5/1	
I園では各特養からの報告を法人本部でまとめた後、一括して区に提出している。ほとんどの施設では期日内に本部提出ができており、以前より改善はみられるが、1～2施設で遅れが生じている。遅れの原因は、提出方法が日数を要													

する文書交換便であったため、及び施設担当職員が変則勤務でスムーズに連絡がつかない場合があるため、とのことである。

区とI園は、電子メール等による提出方法の変更などで早期提出実現を検討し、平成24年10月分から改善が図られている。ただ、現在の期限翌月15日を翌月20日に変更することで区側に特段の弊害が生じないのであれば、協定書の文言変更でも対応可能である。変更による影響を慎重に検討し、無理のない業務遂行を実行されたい。

【7】特別養護老人ホーム職員住宅について

【着眼点】区財産の目的外使用として徴収している職員住宅使用料は適切な金額か。

ここがポイント

使用料は近隣家賃相場を考慮していない。

時価を反映した使用料徴収をすべきである。

NO	18076	所管部署	福祉部介護保険課
概要	<p>I園は、特別養護老人ホームの糀谷職員住宅を区より使用許可を受けて設置している。</p> <p>目的は、いわゆる勤務する職員の福利厚生及び防災対策、緊急事態に対する職員の確保である。</p> <p>当該住宅については、平成6年に区の行政財産の目的外使用として、区と特別養護老人ホームの管理運営を委託している社会福祉法人に一括貸付を行うものとして、当法人と「特別養護老人ホーム協定書」を締結し、毎年更新してきている。</p> <p>この協定書の内容については、当初賃借した時点から、一部の賃料を除き、見直しがなされていない。</p> <p>使用料として7,260,000円（月額605,000円）受領している。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>特別養護老人ホーム職員住宅については、あくまでI園の職員住宅であり、区の職員住宅とほぼ同様の条件で取り扱うことは、適切とは言い難い。</p> <p>行政財産の目的外使用であることから、使途目的は明らかであるが、I園の方針によって本人家賃は、決められるべきであり、区のI園への貸付条件とは別として取り扱うべきである。</p> <p>よって、区のI園への貸付については、通常の家賃相場を考慮の上、諸条件の検討をされたい。</p>		
区の措置・対応状況	<p>特別養護老人ホーム職員住宅については、区とI園との協定に基づき、住宅入居者が、正規の勤務時間外に火災等が発生した場合の施設入所者の誘導等の応援に従事する義務を果たしており、区立施設として利用者の安全・安心の確保に寄与している。</p> <p>賃料の設定にあたっては、こうした目的に鑑みて、標準となる家賃相当額を算出して検討を行い、人材の安定確保、給与水準とのバランスなどを考慮した上で現行の賃料としたものである。</p> <p>なお、平成21年度分から見直しを実施した。</p> <p>旧 7,260,000円 → 新 8,052,000円</p>		

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正されていない／その他
---------------	---

結果・意見区分	意見
---------	----

糶谷職員住宅の使用料については、前監査人の指摘も踏まえ、平成21年度に見直しを行い一定の改善が以下のとおり行われている。この見直し後の使用料は、I園が職員から徴収している家賃相当額と同額である。

使用料徴収額明細

種類	面積	居住者	月額家賃	部屋数	月計
世帯用	62㎡	管理人	55,000→55,000	1	55,000
単身用	24～26㎡	職員	25,000→28,000	22	616,000
				合計	671,000

$$671,000 \times 12 \text{カ月} = 8,052,000 \text{円}$$

この見直しの際、平成19年に経理管財課が行政財産使用料として妥当な金額を土地・建物の時価から算出したところ年間約1,151万円と算定された。平成24年11月現在の同課の試算によれば、年間約911万円と算定されている。

区担当者からは、以下の2点から現在の住宅使用料設定は著しく均衡を欠くものではないと考えていると説明があった。

- ① 当該職員住宅の入居者には「正規の勤務時間外に各特養又は特養の近隣において、災害が発生した場合は特養入居者の避難誘導の応援に従事する」義務が課されていること。
- ② 当該職員住宅の管理費用をI園が負担していること。
(平成23年度の管理費用は約157万円、内訳は以下のとおり。)

費目	年間金額	内 訳
修繕費	120万円	110万円 居住者入替によるクリーニング・原状回復工事(2部屋)
		10万円 老朽化・不良化による修繕
管理人報酬	37万円	月額30,900円×12カ月
合計	157万円	

21年度の見直し以降、区とI園とは使用料に関する協議を行っていない。区側は管理業務の見直しを検討中であり、今後、同業務について協議する予定とのことであった。

前監査人が指摘した通常の家賃相場を考慮しておらず、現在の使用料年間805万円は依然、妥当な金額とは言えない。以下の4点を踏まえ、区は第三者へ賃貸

妥当性判断の理由及び結果・意見の内容

しているという立場をとり、公平性の観点を踏まえて近隣家賃相場を反映した適正使用料を徴収すべきである。

1. 特養たまがわや特養池上での勤務時間外災害時の対応に、糺谷からは距離があるため、糺谷職員住宅の入居者が有効に対応することは困難と考える。一部の特養の災害時管理対応にしか有効でない糺谷職員住宅に区が使用料を優遇するのは、適切な方策とは考えられない。特養の非常時対応については、I園自体が方針を決めるべき事項である。
2. 当該職員住宅にはI園職員の福利厚生側面がある。I園は特別養護老人ホームの管理・運営を代行しているのであり、区がI園職員の福利厚生に便宜を図る必要はなく、I園側が自らの職員の福利厚生制度を構築し当該費用を自ら負担すべきである。
同じく、現状の使用料算定の基となっている職員から徴収する家賃を徴収すべき使用料に反映すべきではない。職員から徴収する家賃そのものはI園自身が管理方法や福利厚生策等の方針を決めて職員に賃貸すべきことである。
3. I園が負担している修繕費は、通常建物所有者が負担すべき費用である。区は上記修繕費を自ら負担することで、適正使用料を決めるべきである。住宅管理業務は、区の住宅政策の中で行っている住宅管理業務の活用に変更すれば、区は効率化を図ることができ、I園も管理人を使って住宅管理を行う必要はなくなり、本業に専念できる。
4. 特別養護老人ホームに指定管理制度を採用しているため、同ホーム非常時のI園職員の時間外対応については最終的に指定管理料の中で対応すべき事項であり、現況は実質的に特養指定管理者への補助支給とみなすべき状況と考えられる。

【8】配置定員について

【着眼点】特養介護職員の効果的かつ効率的な配置定員が検討されているか。

ここがポイント

介護職員の加算は介護サービスの充実につながるが、効率的な配置について具体的な根拠に基づく検討が十分にされていない。

NO	18080	所管部署	福祉部介護保険課
概要	<p>“指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備ならびに運営に関する基準（平成11.3.31厚令39）”では、介護老人福祉施設における看護・介護職員を入所者数3人あたり1人以上と定めている。</p> <p>I園では特別養護老人ホーム・短期入所の職員配置定員に関して、区の指導により、上記法定基準より多い看護・介護職員を入所者数2.5人あたり1人以上としている。また、さらに区の下承を得て独自に、短期入所について利用定員10名以上部分については、入所者数2人あたり1人以上の配置定員としている。</p> <p>I園では、上記のほかに特養池上の多層階加算の7名、特養たまがわの広面積加算の6名、各施設における看護職加算各1名を配置定員に含めている。ただし、それぞれ具体的な算出根拠は持っていない。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	配置定員の加算については具体的な根拠が求められる。当該配置定員の加算がサービス向上に効果をもたらすことにつながっているかどうかを分析し、具体的なサービス向上の効率測定が可能となるような体制作りを、区は指導されたい。		
区の措置・対応状況	特別養護老人ホーム池上及び特別養護老人ホームたまがわは、施設の広さや階層及び入浴場所への移動等の特殊事情を考慮すると共に、一人当たりの稼働面積などを勘案した上で、職員の加配措置を行っている。 福祉サービス第三者評価の結果も踏まえ、引き続き良好なサービスを提供できる職員配置としていく。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正されていない／その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果	配置定員の加算に関して、特養池上はフロア数が多いため、特養たまがわはフロアが広いためとの区担当者からの説明であり、具体的にこの加算人数が妥当とする根拠は示されなかった。		

・意見の内容

各特養は福祉サービス第三者評価を受審している（参考として最後に概要を記載）。全体的満足度は高めであったが、この第三者評価には職員配置に関する個別質問項目はない。また、全体的に回答割合が低めである。

区でも、指定管理者に対するモニタリングを実施しており、上記特養6ヶ所も対象となった。直近の平成23年度の結果では、いずれの特養も総合所見は4段階評価の上位2番目である「B：適切である」との評価であった。こちらも配置定員に関する個別の評価項目はない。

上記2つの総合結果で特養池上・特養たまがわが一定の評価をされていることから、区担当者は適切な職員配置を行っている結果が反映されたと判断している。

介護職員数の増加・充実は、行き届いたサービス提供が行われこととなり、利用者の総合的高評価の一つの要因につながることは明白である。一方で具体的な評価のない職員加算は、限りある予算の中では無条件で認められるものではなく、効率的な職員配置を実施することが重要となる。効果的なサービス提供と効率的な職員配置のバランスを保つことは難しい判断が必要なことであるが、今後、職員配置の効果を判断する具体的評価方法を導入するよう、その仕組みをI園と協議されたい。

(参考) 福祉サービス第三者評価の概要

施設名	利用者の総合的な満足度	直近受審年度	調査回答数(上段) 利用者総数(下段)
特別養護老人ホーム羽田	37.5%	23年度	8人 100人
同 池上	70.0%	22年度	10人 99人
同 大森	100.0%	23年度	8人 80人
同 蒲田	77.0%	23年度	13人 99人
同 糶谷	74.0%	22年度	19人 99人
同 たまがわ	88.0%	22年度	24人 193人
単純平均	74.4%	—	—

【9】医科医療協力委託について

【着眼点】 区が医師会に支払う医療協力委託金は、実態に見合った金額となっているか。

ここがポイント

協力病院指定料及び空床確保料は、実際の利用者数を把握せずに支出されている。
医療協力の各業務実績を考慮して、契約金額の見直しを検討すべき。

NO	18090	所管部署	福祉部介護保険課																																										
概要	<p>特別養護老人ホームの入所者及び高齢者在宅サービスセンターの通所者の保健医療の向上をはかるために、次の医療協力に関する業務の契約を、医師会と締結している。</p> <p>但し、通所者はホーム等内又は送迎車内において発病又は負傷した場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定協力医病院による入院医療協力 2. 往診医療機関の往診医療協力 3. 通院医療機関の通院医療協力 4. 各科担当医による健康診査 																																												
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況																																													
結果・意見区分		意見																																											
前監査人見解	<p>特養VIにおいては、A医師会の利用は下表の通院協力をみてわかるように、年2回のみで、C医師会の465回、B医師会の93回について比べても極端に低い。また、下表記載の事務費は、事務量の多寡で金額が算出されるのが合理的であるが、特養VIのA医師会分については、C医師会より事務費が高いのは合理的でない。また、協力病院指定料の146万円も実態を考慮して、見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">平成17年度の委託先・契約金額等 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実績内訳</th> <th>特養VI</th> <th>うち A医師会</th> <th>うち C医師会</th> <th>うち B医師会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力病院指定料及び空床確保料</td> <td>4,387,980</td> <td>1,462,660</td> <td>1,462,660</td> <td>1,462,660</td> </tr> <tr> <td>往診医療協力料 @5,290</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>通院医療協力料 @1,560</td> <td>873,600</td> <td>3,120 (2回)</td> <td>725,400 (465回)</td> <td>145,080 (93回)</td> </tr> <tr> <td>健康診査協力料</td> <td>1,684,680</td> <td></td> <td>0</td> <td>1,684,680</td> </tr> <tr> <td>医師会事務費</td> <td>1,723,644</td> <td>468,927</td> <td>395,360</td> <td>859,357</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>433,494</td> <td>96,735</td> <td>129,171</td> <td>207,588</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,103,398</td> <td>2,031,442</td> <td>2,712,591</td> <td>4,359,365</td> </tr> </tbody> </table>					実績内訳	特養VI	うち A医師会	うち C医師会	うち B医師会	協力病院指定料及び空床確保料	4,387,980	1,462,660	1,462,660	1,462,660	往診医療協力料 @5,290	0	0	0	0	通院医療協力料 @1,560	873,600	3,120 (2回)	725,400 (465回)	145,080 (93回)	健康診査協力料	1,684,680		0	1,684,680	医師会事務費	1,723,644	468,927	395,360	859,357	消費税	433,494	96,735	129,171	207,588	合計	9,103,398	2,031,442	2,712,591	4,359,365
実績内訳	特養VI	うち A医師会	うち C医師会	うち B医師会																																									
協力病院指定料及び空床確保料	4,387,980	1,462,660	1,462,660	1,462,660																																									
往診医療協力料 @5,290	0	0	0	0																																									
通院医療協力料 @1,560	873,600	3,120 (2回)	725,400 (465回)	145,080 (93回)																																									
健康診査協力料	1,684,680		0	1,684,680																																									
医師会事務費	1,723,644	468,927	395,360	859,357																																									
消費税	433,494	96,735	129,171	207,588																																									
合計	9,103,398	2,031,442	2,712,591	4,359,365																																									

区の措置・対応状況	<p>特養ⅥにおけるA医師会との通院協力が少ないのは、A医師会の協力医療機関と特養Ⅳが地理的に離れているということが主な要因である。</p> <p>事務費につきましては平成23年度、A医師会 363,726円、C医師会 542,956円と適正な額となっている。</p> <p>協力病院の指定等については、これまでの実績等に基づき、今後医師会と協議していく。</p>
-----------	--

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性	<p style="color: blue;">是正されていないがやむを得ない</p> <p style="border: 1px solid black; color: red;">是正が不十分</p> <p style="color: red;">是正されていない</p> <p style="color: red;">/その他</p>
---------------	--

結果・意見区分	意見
---------	----

<p>妥当性判断の理由及び結果・意見の内容</p>	<p>事務費については、平成17年度で通院回数の多寡と事務費の多寡が逆転していた特養ⅥのA医師会とC医師会の金額に関して、平成23年度では下表の通りある程度の改善がみられた。</p> <p style="text-align: center;">平成23年度の委託先・契約金額等 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">実績内訳</th> <th style="width: 15%;">特養Ⅵ</th> <th style="width: 15%;">うち A医師会</th> <th style="width: 15%;">うち C医師会</th> <th style="width: 15%;">うち B医師会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力病院指定料及び空床確保料</td> <td>4,387,980</td> <td>1,462,660</td> <td>1,462,660</td> <td>1,462,660</td> </tr> <tr> <td>往診医療協力料 @ 5, 290</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>通院医療協力料 @ 1, 560</td> <td>603,720</td> <td>9,360 (6回)</td> <td>460,200 (295回)</td> <td>134,160 (86回)</td> </tr> <tr> <td>健康診査協力料</td> <td>1,684,680</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,684,680</td> </tr> <tr> <td>医師会事務費</td> <td>1,723,680</td> <td>363,726</td> <td>542,956</td> <td>816,998</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>420,001</td> <td>91,787</td> <td>123,290</td> <td>204,924</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,820,061</td> <td>1,927,533</td> <td>2,589,106</td> <td>4,303,422</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、協力病院指定料及び空床確保料については、その対象先である指定協力病院への実際入院者数を把握していない。実際の入院者数を確認することで支出効果の検証を行い、特養利用者にとって効果的かつ効率的な支出となっているかを確認すべきである。</p> <p>協力病院指定料及び空床確保料の契約金額は平成12年度より変動なく一定である。また、事務費についても平成17年度と比較して変動はない（特養Ⅵの事務費内訳は上記のとおり変動があったが、総額は変更していない）。</p> <p>実態を把握し、過去数年間の利用者数の多寡を反映した契約金額とすることなどで、契約内容をもう一度検討し、医師会と協議を進めるべきである。</p>	実績内訳	特養Ⅵ	うち A医師会	うち C医師会	うち B医師会	協力病院指定料及び空床確保料	4,387,980	1,462,660	1,462,660	1,462,660	往診医療協力料 @ 5, 290	0	0	0	0	通院医療協力料 @ 1, 560	603,720	9,360 (6回)	460,200 (295回)	134,160 (86回)	健康診査協力料	1,684,680	0	0	1,684,680	医師会事務費	1,723,680	363,726	542,956	816,998	消費税	420,001	91,787	123,290	204,924	合計	8,820,061	1,927,533	2,589,106	4,303,422
実績内訳	特養Ⅵ	うち A医師会	うち C医師会	うち B医師会																																					
協力病院指定料及び空床確保料	4,387,980	1,462,660	1,462,660	1,462,660																																					
往診医療協力料 @ 5, 290	0	0	0	0																																					
通院医療協力料 @ 1, 560	603,720	9,360 (6回)	460,200 (295回)	134,160 (86回)																																					
健康診査協力料	1,684,680	0	0	1,684,680																																					
医師会事務費	1,723,680	363,726	542,956	816,998																																					
消費税	420,001	91,787	123,290	204,924																																					
合計	8,820,061	1,927,533	2,589,106	4,303,422																																					

【10】在宅介護支援センター・地域包括支援センターの予算管理

【着眼点】予算管理体制の構築状況

ここがポイント

予算管理の有用性の認識を深め、地域包括支援センターの業務充実化につなげるべき。

NO	18099	所管部署	福祉部高齢福祉課
概要	<p>在宅介護支援センター・地域包括支援センターいずれも、契約金額は人数に応じて一律の予算算定である。</p> <p>対象エリア人口に応じて配置人員数、人件費及び経費の金額は決定されており、各事業所の個別の事情又は特性、支出財源の希望所要額等を考慮していない。そのため、各事業所での財務管理のポイントは、事業運営に必要な費用の発生を、規模別に定額の委託料金額の範囲内でいかに抑えるかに置かれると考えられる。このような観点に適した財務管理手法として予算管理体制が挙げられる。</p> <p>この点に関し、平成17年度の在宅介護支援センター・平成18年度の地域包括支援センターに共通するが、I園の担当者から現状の予算管理体制につき聴取したところ、予算実績差異分析など確立された予算管理体制は構築されていなかった。なお、I園では年度末に赤字の事業所に対しては、本部経理区分からの繰入により当該赤字金額の補填が行われている。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	区として、各事業所に予算管理の重要性を理解させると共に、実態に応じた予算管理体制の構築について指導されたい。		
区の措置・対応状況	各受託法人に対し、毎年、委託契約にかかる法人説明会の際や、その他機会あるごとに説明、指導を行っている。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成23年度の予算管理資料を依頼したところ、予算実績比較資料として、各地域包括支援センターの人件費合計及び事務費合計の予算（委託料）と実績を比較した資料の提出があった。予算（委託料）に対し実績が赤字となっている原因について、特に分析した資料は存在しなかった。</p> <p>なお受託法人から区担当者への説明では、赤字の原因は人件費部分であり、高齢者の様々な相談や支援を実施する業務の性質上、ある程度経験を積んだ専門職の職員を雇用する必要があるため、相応の人件費が必要となるため、とのことである。</p>		

予算管理は、予算と実績の対比分析（予算実績差異分析）が基本であるが、対比する対象をある程度細分化しなければ有用性がない。すなわち、大枠でしか対比していなければ、予算対比黒字と予算対比赤字が相殺されてしまい、重要な差異項目を見逃してしまう可能性がある。例えば人件費合計の予算実績比較だけでは、専門職人件費がどの程度予算対比赤字なのか算定できないし、あるいは一般職人件費が相当程度予算対比黒字となっている可能性も把握できない。

予算実績差異分析では科目別、項目別、作業別、あるいはそれらの組み合わせによるなど分析区分は様々であり、事業実態に合致した区分を採用して行うことが重要となる。今事業の場合、少なくとも場所別かつ科目別の区分は必要であろう。

予算と実績を比較し、その差異金額が大きいものについての原因分析をすすめれば、その分析結果が外部要因であろうと内部要因であろうと次年度予算策定に生かすことができる。

受託法人において有用な予算管理が行われるように区は指導し、受託法人の運営円滑化を図ることで地域包括支援センター業務の充実につなげられたい。

【11】在宅介護支援センター（現在の地域包括支援センター（さわやかサポート））の契約条項の遵守について

【着眼点】契約書に規定されている在宅サービス台帳の確認状況

ここがポイント

地域包括支援センターごとに、台帳確認状況にばらつきがある。

高齢者への適切なサービス提供に資するように、重点的確認対象先の選定基準を作り、適切な台帳確認を実行すべきである。

NO	18102	所管部署	福祉部高齢福祉課
概要	<p>在宅介護支援センター運営事業委託契約書第4条（2）“サービス台帳は訪問等により少なくとも1年に1回は内容の確認及び修正等を行うこと”と規定されている。</p> <p>また、在宅介護支援センター運営事業委託契約書第4条（5）にて、“実態把握月60件以上、モニタリングつき10件以上、介護プラン月5件以上”との記載がある。</p> <p>上記契約条項は、実際には守られていない。第4条（2）についてはサービス台帳数が非常に多い在宅介護支援センターが多く、現実的に無理であること、その背景には台帳作成対象についての基準があいまいであるためである。</p> <p>なお、当該条項は地域包括支援センター運営業務委託契約書においても同様に規定されている。</p> <p>第4条（5）については、これら目標数値については規模による加算も反映しない一律の決め方なので現実的ではなく、ほとんどの在宅介護支援センターで守られていない。このような数値を含む契約の表現には、現実の状況にも配慮すべきである。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>契約上で求めている1年に1回確認すべき対象者についての定義を明確にして、現実的に履行可能な契約条項を規定すべきである。</p>		
区の措置・対応状況	<p>登録台帳数が非常に多く、年に1回など具体的な数値を設定して確認を実施することは、現実的に困難なため、現在の地域包括支援センター事業委託の契約上では、台帳の内容確認について「登録の内容を積極的に行うこと」とし、具体的な回数等については規定していない。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他</p>		
結果・意見区分		意見	
妥当性	<p>平成23年度のサービス台帳確認状況は、以下の通りである。</p>		

判断の理由及び結果・意見の内容

地域包括支援センター名	サービス台帳数 (24年3月末現在、 新規作成を除く)	実態把握等により確認 した人数	台帳確認割合
大森	1, 0 2 0	4 8 5	4 7. 5 4 %
平和島	8 4 3	4 9 6	5 8. 8 3
入新井	1, 8 1 7	4 4 3	2 4. 3 8
馬込	2, 1 6 8	5 7 3	2 6. 4 2
徳持	1, 2 4 1	2 7 1	2 1. 8 3
大森医師会	1, 0 5 4	3 9 5	3 7. 4 7
おんたけ山	1, 5 7 7	4 5 1	2 8. 5 9
たまがわ	9 6 0	2 8 3	2 9. 4 7
久が原	7 7 8	2 0 1	2 5. 8 3
上池台	1, 7 0 2	3 9 8	2 3. 3 8
田園調布医師会	7 8 2	2 8 6	3 6. 5 7
六郷東	1, 2 4 2	3 0 0	2 4. 1 5
六郷中	2, 1 4 0	2 5 2	1 1. 7 7
やぐち	2, 0 5 9	2 7 8	1 3. 5 0
西蒲田	1, 8 4 1	9 0 4	4 9. 1 0
蒲田	1, 2 1 9	8 1	6. 6 4
蒲田医師会	5 6 2	3 1 0	5 5. 1 6
大森東	7 6 3	3 5	4. 5 8
糀谷	1, 0 6 5	6 6 5	6 2. 4 4
羽田	1, 7 2 6	6 7 2	3 8. 9 3
合計	2 6, 5 5 9	7, 7 7 9	2 9. 2 8 %

(蒲田及び大森東の台帳確認数及び確認割合が低い、ともに集計方法誤りのためとのことであり、実際の確認数は現時点では算定不可であった。)
上記2ヶ所を除いても、確認割合は12%~62%と大きく幅がある。

在宅サービス台帳は、「高齢者及び家族等の状況等の実態を把握し、区が実施する介護保険制度及び保健福祉サービスが円滑に適用される」ことを目的とし、「高齢者の心身の状況及び生活環境並びに生活機能低下の原因に応じた総合的かつ効果的な援助計画を記載」することとしている(大田区地域包括支援センター事業実施要綱)。

契約文言を変更して全件確認が義務でなくなったとしても、一定割合の確認を実行しなければ、高齢者及び家族等の状況等の実態把握がすすまず、高齢者が必要とする適切なサービスの継続的提供が実施されないおそれが生じる。

なお、蒲田及び大森東の集計方法誤りが見過ごされていたのは、区が委託先に適切な管理を行っていなかったことの表れである。委託者・受託者双方が業務の目的を考慮せずに実施している。

台帳確認作業を優先させて本来のサービスが疎かになってはならないが、一定の年齢以上あるいは一定期間利用がない、要介護者等の重点的確認対象先の選定基準を作り、適切な台帳確認を実行するよう、委託先と協議・検討すべきである。

【12】 滞留債権について

【着眼点】 回収不能と判断できる債権が含まれていないか。

ここがポイント

死亡等によって回収不能と判断される債権は適時に不納欠損処理すべきである

NO	18111・18112・18113	所管部署	まちづくり推進部住宅課																
概要	高齢者アパート、シルバーピア等高齢者居住施設の賃料等で、平成18年3月末における滞留債権の合計は12,530,957円である。このうち生活保護の住宅扶助費受給者に対するものは約70%含まれている。																		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況																			
結果・意見区分		意見																	
前監査人見解	<p>正当な理由無く滞納している場合には、明け渡しを求めることができるので、当該規定によらない場合は、理由を明確にし、明け渡しを求めないことを明確にすべきである。債権については、特別な理由がない場合、公平性の観点から、及び待機者に対する説明責任が生じることからも、一層の回収努力をされたい。また、毎年の債権の計上につき、回収不能となるケースが生じていないかどうかチェックされたい。</p>																		
区の措置・対応状況	<p>滞納者に対しては、納付計画や分割納付などにより、徴収に努めています。さらに、正当な理由がなく滞納している悪質な居住者には、明け渡しを求めていく考えである。</p> <p>具体的には、個別の滞納者の事情を斟酌し、正当な理由のない悪質なケースは、滞納した使用料の回収や住宅の明渡しに係る業務を弁護士に委任する。</p> <p>特別な理由がなく滞納している居住者には、随時の電話や訪問によって、納付指導を強化する。</p>																		
現監査人の見解																			
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他																	
結果・意見区分		結果																	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成24年3月末現在の滞留債権のうち、高額であるものを状況確認したところ、下記の通りいずれも正当な理由がある滞納と判断した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>滞納者</th> <th>施設</th> <th>滞納金額</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>#1</td> <td>区立シルバーピア</td> <td>1,797,000円</td> <td>生活保護代理納付前の滞納、納付交渉進まず</td> </tr> <tr> <td>#2</td> <td>同上</td> <td>287,200円</td> <td>H24.6.20退去、納付交渉進まず</td> </tr> <tr> <td>#3</td> <td>同上</td> <td>474,420円</td> <td>生活保護代理納付前の</td> </tr> </tbody> </table>			滞納者	施設	滞納金額	状況	#1	区立シルバーピア	1,797,000円	生活保護代理納付前の滞納、納付交渉進まず	#2	同上	287,200円	H24.6.20退去、納付交渉進まず	#3	同上	474,420円	生活保護代理納付前の
滞納者	施設	滞納金額	状況																
#1	区立シルバーピア	1,797,000円	生活保護代理納付前の滞納、納付交渉進まず																
#2	同上	287,200円	H24.6.20退去、納付交渉進まず																
#3	同上	474,420円	生活保護代理納付前の																

			滞納、納付断続的
#4	高齢者アパート	797,600 円	分割納付中
#5	同上	384,000 円	納付交渉中
合計	5 件	3,740,220 円	

上記5名は、いずれも生活保護受給者であり、当該滞納債権の大半は代理納付制度（平成19年3月から開始）開始以前の滞納に当たり、すでに費消して手許に現金がないのが実態である。さらにそれぞれの事情から、転居先を求めることが困難な状況であった。

これらを勘案し、また福祉的観点からも区が正当な理由のない滞納者ではないと判断し明け渡しを求めていることは、妥当であると考えます。

一方、上記以外の滞留債権について、その内容を確認した結果、実質的に回収不能と判断できる債権が以下の通り発見された。

滞納者	施設	滞納金額	状況
A	区営シルバーピア	24,600 円	H22. 5. 26 死亡、 連帯保証人無し
B	同上	23,300 円	H17. 1. 31 死亡、 連帯保証人無し
C	同上	1,400 円	H20. 11. 30 死亡、 連帯保証人無し
D	区立シルバーピア	503,200 円	H21. 11. 18 死亡
E	同上	1,660 円	H19. 1. 25 死亡
F	同上	36,080 円	H22. 7. 24 死亡
G	同上	70,800 円	H24. 1. 31 死亡
H	高齢者アパート	69,800 円	H21. 4. 30 死亡、 連帯保証人無し
I	同上	7,500 円	H23. 6. 30 死亡、 連帯保証人無し
合計	9 件	738,340 円	

不納欠損処理（債権の放棄）は、義務ではなく可能と規定されているが（大田区債権の管理に関する条例第5条）、実質的に回収不能な債権であれば、適時に不納欠損処理すべきである。

平成19年度 国民健康保険事業について

【1】国民健康保険の収納率について

【着眼点】国民健康保険料の収納率向上の取組は合理的になされているか。

ここがポイント

国民健康保険料の収納手続き、特に滞納保険料に対する取組は平成20年度の組織改正後の停滞時期に比べて、飛躍的に改善されているが、更なる収納率の向上のための方策として滞納管理システムを適時改善することが必要である。

NO	19A21～19A27、19A81	所管部署	区民部国保年金課				
概 要	平成20年度～平成23年度の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、還付未済額の推移は以下のとおりである。					(単位：円)	
	区分	調定額 金額	収入済額 (純収入額) 金額	不納欠損額 金額	収入未済額 金額	還付未済額 金額	
	20	現年分	18,592,328,594	15,396,732,829	0	3,195,595,765	13,571,036
		滞納繰越分	6,429,501,252	1,365,641,871	1,600,699,255	3,463,160,126	1,472,732
		合計	25,021,829,846	16,762,374,700	1,600,699,255	6,658,755,891	15,043,768
	21	現年分	18,461,739,088	15,165,361,893	0	3,296,377,195	17,953,907
		滞納繰越分	6,514,177,965	1,108,297,822	1,882,615,186	3,523,264,957	30,673
		合計	24,975,917,053	16,273,659,715	1,882,615,186	6,819,642,152	17,984,580
	22	現年分	18,233,026,321	14,821,846,488	0	3,411,179,833	21,319,371
		滞納繰越分	6,753,646,172	1,013,996,376	2,005,605,790	3,734,044,006	129,614
		合計	24,986,672,493	15,835,842,864	2,005,605,790	7,145,223,839	21,448,985
	23	現年分	18,525,148,432	15,647,941,194	2,393,604	2,874,813,634	11,896,458
		滞納繰越分	6,895,701,099	1,121,935,411	2,222,470,359	3,551,295,329	0
		合計	25,420,849,531	16,769,876,605	2,224,863,963	6,426,108,963	11,896,458
	平成18年度～平成23年度収納率推移は以下のとおりである。						
	年度	区分	収納率	収納率の前年 比	特別区平均	特別区との差 異収納率	
	18	現年分	85.26%	0.4	85.21%	0.05	
		滞繰分	23.24%	-0.4	23.54%	-0.3	
	19	現年分	85.56%	0.3	85.34%	0.22	
		滞繰分	24.05%	0.82	25.08%	-1.03	
20	現年分	82.91%	-2.66	82.50%	0.41		
	滞繰分	21.40%	-2.65	22.56%	-1.16		
21	現年分	82.22%	-0.69	82.18%	0.04		
	滞繰分	17.12%	-4.28	22.50%	-5.38		
22	現年分	81.38%	-0.84	82.08%	-0.7		
	滞繰分	15.08%	-2.04	21.45%	-6.37		
23	現年分	84.55%	3.17	83.68%	0.87		
	滞繰分	16.33%	1.25	23.36%	-7.03		
国保年金課では、毎年度“国民健康保険料収納率向上対策”を作成し、現状と課題を分析し、その対応を図り、年間計画の進捗状況を管理している。							

前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況

結果・意見区分	意見・結果
前監査人見解	<p>国民健康保険料の滞納者のより効率的な回収のために、以下の方策が具体的に考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 担当者別に管理している債権について、滞納理由を明確化する。 2. 納期限毎に滞納者へ連絡する。 3. 区役所内での情報共有の徹底による業務の効率化を図る。 4. 滞納整理の厳格化 5. 不納欠損処理の確実な履行および時効完成事案のリストアップ 6. 保険税の導入 7. 職員の管理レベルの向上および業務の平準化
区の措置・対応状況	<p>上記項目番号に対応して、以下の対応を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 納付交渉の際、本人からの事情聴取や生活状況調査等により、滞納原因、生活状況、資産状況等を把握し、滞納原因ごとの滞納整理を進めている。 2. 納付状況が台帳に消込されるまでに、約2週間かかるため、納期限の翌日時点での対応は難しい。H20年度に設置した納付案内センターは、督促状が到達する前後にタイミングよく納付勧奨を行えるように工夫をしている。 3. 組織改正による納税課との分離により、勤務先や不動産物件の把握等は国保年金課単独では困難な状況もある。納税課の特別整理担当職員の力を借りながら実施をしている。 4. 組織改正による納税課との分離により、一時、滞納整理事務が停滞したが、現在は財産調査を徹底。滞納者の状況把握に努めている。 5. 時効予定日は督促状の発行、一部納付等による時効延長により変動し、各世帯の各期別に時効が存在し、結局滞納世帯の半数～全件が部分的に時効を迎えることになるため、時効間近な案件のリストアップによる対応というのは現実的ではない。 6. 大田区が保険者となっている国民健康保険事業は、特別区長会で23区の国保事業の共通基準を定めており、保険料での運営、保険料の料率・均等割額を始めとして給付水準に至るまでを取り決めているので、大田区が単独で保険料から保険税に変えることは困難。 7. 組織改正による納税課との分離や人事異動等により、滞納整理事務経験者の割合が少なくなっている。滞納整理のスキル向上を目指して、納税課と連携して平成23年度から納税課滞納整理担当2名を国民健康保険

料滞納整理の支援員と位置づけ、職場内研修や事例検討の際に支援を受けている。その他、都等が実施する研修に職員を派遣し、債権管理能力の向上、均一化を図っている。

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正
されていない／その他

結果・意見区分

意見

妥当性
判断の
理由及
び結果
・意見
の内容

1. 収納率推移の分析

収納率の推移をみると、平成20年度から極端に収納率が悪化している
これは以下の項目が主な原因と考えられる。

- ① 世界同時不況の影響に伴う経済状況の悪化による失業者の国保加入や納付困難世帯の増加
- ② 平成20年度に後期高齢者医療制度が発足し、比較的収納率の高い75歳以上の方の健康保険が別制度となったこと

また、滞繰分の収納率は平成21年度に、さらに悪化している。

これは、平成21年度に従来、税と国保の滞納債権を一括して扱っていた区民部収納課を、税金は区民部納税課、国民健康保険料は区民部国民年金課国保料収納担当に分けたことに主として起因していると考えられる。

従来は、区が保有する住民税、国民健康保険料に関する滞納債権を一括で対応することが効率的、との考えに基づいていたが、税金・国民健康保険は納期のタイミングも時効のタイミングも異なることから、分離することが管理上妥当との判断で平成21年度に組織改正が行われた。

その結果、国民健康保険料の収納、特に滞納債権の回収に関しては、従来、住民税の収納と一体で一元管理していたが、国民健康保険料部分が切り離され担当者が少人数となったことで、一人当たりの担当件数が増加した。

このため、組織改正直後の管理は十分ではなかったように伺える。

さらに近年、滞納件数（世帯数）の増加により下表のように担当者一人当たり件数も増加してきた。

	担当者一人当たり件数
平成21年度	3,721
平成22年度	4,073
平成23年度	4,210

（なお、組織改正前収納課の担当者一人当たり件数は、税・国保一体管理のため比較できない）

また、従来の状況と同様ではあるが、勤続年数の平均は以下のとおりに2年程度の短い期間である。

従来の組織のように人数が多い職場であれば、勤続年数が短くてもノウハウの引継ぎはある程度行いやすい状況であったと考えられる。

しかし、人数が少なくなった状況での勤続年数の短さはノウハウの蓄積及び継承という点からは非常に厳しい状況になる。

勤続年数推移

年度	勤続年数平均
平成21年度	2.2年
平成22年度	2.2年
平成23年度	2.9年
平成24年度	2.5年

こうした状況の下、低い収納率で推移したなかで、平成21年ころから徐々に対応策を構築し、毎年度作成している“国民健康保険料収納率向上対策”も、年々充実させながら取組みを見直してきた。

その結果、平成23年度は保険料賦課方式の変更、景気の好転等の影響もあり、現年分の収納率が3.17%向上した。23区中、前年比伸び率は第1位であったとのことである。

一方、滞繰分に関しては、滞納処分の強化等により前年度と比べて1.25%収納率が向上し、伸び率のランキングは23区中14位であったものの、特別区の中での順位は21位であり、特別区平均収納率23.36%に比して16.33%という低い水準のままである。

滞繰分の収納率向上の取組には課題を残していると推察される。

2. 納税課との連携について

滞繰分に関する一つの取組として、納税課との連携がある。

納税課で納付相談があった際に国民健康保険料にも滞納がある場合は、納税課から国保年金課に連絡があり、滞納額を確認する。また、差押時に、財産に余力があれば両課で連絡を取り合い、交付要求するなどの効率的な連携を図っている。

納税課の連携による成功例として、下記のような状況が見られた。

事例1	税の滞納額18万7千円で簡易保険48万7千円の差押を行う際、国保の交付要求を行い、税滞納分差引後の約30万円を収納することができた。
事例2	税、国保料の双方とも納付を拒否している者に対して、差押処分、税、国保相互の相談、進捗状況を確認し、情報を共有し、差押え等の滞納処分を足並み揃えて行った。
事例3	国保では連絡がとれなかった滞納者が納税課の滞納相談に来庁した際、相談に同席させてもらい、結果として国保料滞納分の一部を収納することができた。
事例4	財産が判明したが国保料滞納額に対し高額のため、納税課に納付状況確認し住民税も滞納があり、同日双方で差押え予告を送付。滞納者来庁時にも税と国保が同時に納付相談を受けた。結果、税、国保共に完納となった。

平成23年度には納税課特別整理担当2名を支援員と位置付けて、協働体制を強化している。課長・係長による2か月に一度の滞納整理に関するヒアリング時には当該支援員が同席をしている。

3. システムの改修について

現状、平成20年度の組織改正から、相当程度 of 取組改善が認められ、収納率も徐々に上がってきている。

しかし、滞納整理状況を監査しようと資料を依頼しても、滞納整理の進行管理に有用な一覧できる資料、進捗状況を把握できる資料が存在していないことがあった。

理由を確認したところ、システム帳票が目的に沿って出力できないため、手作業での集計が必要で進行管理に支障をきたしているとのことである。

また、手作業での集計は職員の報告を受けてから作成するため、情報にタイムラグが生じやすい仕組みとなっている。

そこで、平成24年度に、的確、かつ迅速に滞納整理を行うために滞納整理に関する一覧・集計帳票のシステム改修を行う予定で、改修の契約はすでに締結され、平成25年3月末までをめどに改修が行われる。

具体的な改修内容は以下の通り。

修正対象	修正内容詳細
収入実績集計表	担当者別に当初受け持ち額に対して、どのような収入状況になっているかを把握できる書式にする。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の滞納整理職員別の表示 ・出納整理期間についての2段書き ・滞納整理職員別の執行率の表示 ・全員分の月次計、類型と粘度計の表示等
滞納者一覧表	口座振替世帯かどうかの表示欄を追加 電話番号の有無別に出力を可能とする
債権差押該当者一覧	滞納整理職員別に、月次系、類型と粘度計の表示 差押え内容(預貯金、生命保険、その他等)の項目別に集計
債権処分履行者一覧	滞納整理職員別に、月次系、類型と粘度計の表示 差押え内容(預貯金、生命保険等)の項目別に集計
基本情報画面	「その他」欄を「注意事項」欄とし、文字入力・表示を可能とする
財産調査照会文書	財産調査対象者の郵便番号・性別・住所履歴を文書に印刷 一覧様式に対象者連番を印刷

上記検討した状況を踏まえて、システムの改善により適時、進行管理等を実施し、全体を一覧で把握することによる重点管理等を行うことにより、より効率的な収納を実現し、滞繰分の収納率も向上することができるものと考えられる。

システム改修にあたっては、当然にシステム改修に係るコストとシステム改修によるコスト削減効果を判断し、効果が上回る場合には、適時に改修をはかるべきである。

ただし、滞納整理システムの改修にあたっては、平成23年1月に基幹系システムの導入が予定されていたことや、区民に直接影響を及ぼす保険料情報の連携に関する両システムの改修を最優先させたこともあり、滞納整理統計に関する改修時期が平成24年度になったとのことである。

平成23年1月の基幹系システム導入との関係からみて、現状分析が適時、十分に行われていないという点から、是正が不十分と判断した。

【2】延滞金について

【着眼点】条例に定める延滞金の徴収は行われていない。

ここがポイント

現状は条例に違反している。将来的には法適合性を確保すべきである。

NO	19A32	所管部署	区民部国保年金課
概要	<p>大田区国民健康保険条例第22条において 「保険料の納税義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期限については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。」と定めている。</p> <p>しかしながら大田区において、延滞金は国民健康保険制度ができて以来、徴収されたことがない。その理由は、東京都特別区国保担当課長会で国民健康保険料の延滞金については徴収しない旨の申し合わせがあり、それが今日に至っているということある。</p> <p>延滞金の免除については、大田区国民健康保険条例第22条の2において 「区長は、保険料の納付義務者が、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前条の規定による延滞金額を減免することができる。」と定めている。</p> <p>上記条例により延滞金の免除を受けようとする者は、延滞金減免申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて区長に提出しなくてはならない。</p> <p>そして、承認・不承認は文書で通知されるとしている（大田区国民健康保険条例施行規則第11条）。しかし、延滞金の徴収を一律に行っていない現状において、本条例の定めるところの延滞金の免除は行っていない。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>国民健康保険料の滞納時に課せられる延滞金の導入は、納期限までに完納した者との公平を図るためにも実行すべきである。住民税については滞納時に延滞金が課されていることから、国民健康保険料の滞納時に課せられる延滞金が課せられないことには合理性が認められない。</p> <p>なお、延滞金を導入する場合、国民健康保険料の過誤納付については、現在、</p>		

	大田区国民健康保険条例に規定がないことから還付加算金を付加していないが、還付加算金も考慮されるべきであり、同時に減免制度等も見直しの上、考慮されるべきである。																
区の措置・対応状況	<p>「料」に関する延滞金については、関係各課との協議、従来の経過や他区の動向を踏まえ、当分の間徴収しない取扱としている。</p> <p>また、平成23年1月稼働の基幹系国保システムにおいて、延滞金処理は組み込んでいない。</p> <p>「国民健康保険料延滞金の一括免除」を規則等に記載するという方針で検討したが、個々の事情による個別免除でなければならないという法令等の解釈により不可となった。結果として、現在も延滞金を徴収していない。23区では中野区が徴収を実施している。</p>																
現監査人の見解																	
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／ 是正 されていない／その他																
結果・意見区分	結果																
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成19年度の包括外部監査人の指摘を受けて、当該延滞金の今後の取り扱いに関する会議が、平成20年1月31日に開催され、その後、平成20年3月5日付で、「国民健康保険料等収納金に係る延滞金徴収に関する検討結果について」がまとめられた。延滞金徴収のメリットとデメリットについて検討吟味された結果、当面の延滞金の徴収は行わないという結論に至っており、前監査人の指摘は是正されていない。</p> <p>延滞金導入のメリット・デメリット</p> <p>メリット</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>延滞金の徴収により被保険者間の公平性の確保と収納率の向上に資する。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>国保行政の方適合性を確保し、住民監査請求や行政事件訴訟などの損害賠償請求を適されるリスクをなくす。</td> </tr> </table> <p>デメリット</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>延滞金徴収のためのシステムを組み込んでいないためシステム改修が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>還付加算金(地方自治法231条の3督促・滞納性分等の第4項、地方税法第17条の4(還付加算金)に基づく)の支給も行っていないため、延滞金を徴収する場合、還付加算金支給のシステム対応が必要に案る。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>延滞金徴収後の遡及資格喪失に伴う保険料額変更による延滞金の返還問題が発生し、事務対応の煩雑さが予想される。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>保険料滞納にたいして給付制限も行われるので、延滞金徴収を行うとペナルティがダブルとなり過重である</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>延滞金を徴収する場合は滞納整理の際の徴収猶予手続きが必要となる</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>納期限後に当初の納付書で納付した場合に後日延滞金だけの納付書を送った場合の住民とのトラブルが予想される</td> </tr> </table>	①	延滞金の徴収により被保険者間の公平性の確保と収納率の向上に資する。	②	国保行政の方適合性を確保し、住民監査請求や行政事件訴訟などの損害賠償請求を適されるリスクをなくす。	①	延滞金徴収のためのシステムを組み込んでいないためシステム改修が必要となる。	②	還付加算金(地方自治法231条の3督促・滞納性分等の第4項、地方税法第17条の4(還付加算金)に基づく)の支給も行っていないため、延滞金を徴収する場合、還付加算金支給のシステム対応が必要に案る。	③	延滞金徴収後の遡及資格喪失に伴う保険料額変更による延滞金の返還問題が発生し、事務対応の煩雑さが予想される。	④	保険料滞納にたいして給付制限も行われるので、延滞金徴収を行うとペナルティがダブルとなり過重である	⑤	延滞金を徴収する場合は滞納整理の際の徴収猶予手続きが必要となる	⑥	納期限後に当初の納付書で納付した場合に後日延滞金だけの納付書を送った場合の住民とのトラブルが予想される
①	延滞金の徴収により被保険者間の公平性の確保と収納率の向上に資する。																
②	国保行政の方適合性を確保し、住民監査請求や行政事件訴訟などの損害賠償請求を適されるリスクをなくす。																
①	延滞金徴収のためのシステムを組み込んでいないためシステム改修が必要となる。																
②	還付加算金(地方自治法231条の3督促・滞納性分等の第4項、地方税法第17条の4(還付加算金)に基づく)の支給も行っていないため、延滞金を徴収する場合、還付加算金支給のシステム対応が必要に案る。																
③	延滞金徴収後の遡及資格喪失に伴う保険料額変更による延滞金の返還問題が発生し、事務対応の煩雑さが予想される。																
④	保険料滞納にたいして給付制限も行われるので、延滞金徴収を行うとペナルティがダブルとなり過重である																
⑤	延滞金を徴収する場合は滞納整理の際の徴収猶予手続きが必要となる																
⑥	納期限後に当初の納付書で納付した場合に後日延滞金だけの納付書を送った場合の住民とのトラブルが予想される																

区民に対する国民健康保険料の納付の公平性を確保するためには、延滞金を一義的に徴収すべきである。延滞金を徴収しないのであれば、概算での延滞金、システム変更に係るコスト、中野区の事例分析その他を総合的に勘案した根拠資料を蓄積すべきである。

上記のとおり、延滞金徴収によるデメリットの方が大きいため、延滞金の徴収は見送られたということである。

現状では、法適合性はないため、是正されていないと判断した。早期のうちに法適合性を確保することが必要である。

【3】 出産育児一時金及び出産費資金貸付制度について
【着眼点】 出産費資金貸付制度の事務管理は適切か。

ここがポイント
 滞留債権の回収取組が不十分である。

NO	19A57～19A63	所管部署	区民部国保年金課				
概要	<p>出産費資金貸付制度とは、大田区国民健康保険出産費資金貸付条例、大田区国民健康保険出産費資金貸付条例施行規則に基づき、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、当該一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金の貸し付けを行う制度である。</p> <p>平成19年度の貸付金額は、原則として、出産育児一時金支給見込額 350,000 円の 80% の金額 280,000 円であった。</p> <p>平成21年10月からの出産育児一時金は 420,000 円であり、その 80% を限度として貸し付けている。</p> <p>平成23年度の事業規模は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>支給件数</td> <td>支給額</td> </tr> <tr> <td>88</td> <td>24,640,000</td> </tr> </table> <p>出産育児一時金と相殺されるのが通常であるが、出産が確認されない、区外転出等の場合は未収債権として管理して、回収努力を行う必要がある。</p>			支給件数	支給額	88	24,640,000
支給件数	支給額						
88	24,640,000						

前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況

結果・意見区分	意見										
前監査人見解	<p>出産費資金貸付金の平成19年3月31日現在の債権残高のうち、平成17年度以前に貸し付けが行われたが、平成19年3月31日現在で未精算の者が7名いた。</p> <p>その者に対する区の対応状況は次の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>国保年金課等での対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成14年8月に貸付。出産の事実が確認できなかったため、平成15年1月から4月に分けて3回に文書にて連絡のお願い。平成15年4月返還請求。平成16年12月区からの事務連絡として本人に連絡のお願い。平成19年11月返還督促。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成16年3月貸付。平成16年3月に他市へ転出。出産育児一時金の交付要件を満たさなくなったため、平成16年3月に出産資金貸付金の返還通知を発送。平成16年12月に返還督促。平成19年11月に返還督促。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>平成18年3月に貸付。平成19年5月に精算。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>平成18年3月に貸付。平成18年5月に振込にて出産育児一時金として、350,000円を支給。結果、280,000円が重複支給となっていたことが、監査の実施過程において判明した。平成19年11月に重複支給金額に係る返還請求のための起案。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3～5は当時収納済みのため省略</p> <p>上記債権のほとんどについて、平成16年12月16日以降平成19年10月31日までの期間において、精算のための債権者への督促等が継続的に行わ</p>	NO.	国保年金課等での対応状況	1	平成14年8月に貸付。出産の事実が確認できなかったため、平成15年1月から4月に分けて3回に文書にて連絡のお願い。平成15年4月返還請求。平成16年12月区からの事務連絡として本人に連絡のお願い。平成19年11月返還督促。	2	平成16年3月貸付。平成16年3月に他市へ転出。出産育児一時金の交付要件を満たさなくなったため、平成16年3月に出産資金貸付金の返還通知を発送。平成16年12月に返還督促。平成19年11月に返還督促。	6	平成18年3月に貸付。平成19年5月に精算。	7	平成18年3月に貸付。平成18年5月に振込にて出産育児一時金として、350,000円を支給。結果、280,000円が重複支給となっていたことが、監査の実施過程において判明した。平成19年11月に重複支給金額に係る返還請求のための起案。
NO.	国保年金課等での対応状況										
1	平成14年8月に貸付。出産の事実が確認できなかったため、平成15年1月から4月に分けて3回に文書にて連絡のお願い。平成15年4月返還請求。平成16年12月区からの事務連絡として本人に連絡のお願い。平成19年11月返還督促。										
2	平成16年3月貸付。平成16年3月に他市へ転出。出産育児一時金の交付要件を満たさなくなったため、平成16年3月に出産資金貸付金の返還通知を発送。平成16年12月に返還督促。平成19年11月に返還督促。										
6	平成18年3月に貸付。平成19年5月に精算。										
7	平成18年3月に貸付。平成18年5月に振込にて出産育児一時金として、350,000円を支給。結果、280,000円が重複支給となっていたことが、監査の実施過程において判明した。平成19年11月に重複支給金額に係る返還請求のための起案。										

	<p>れていたとは言い難い。</p> <p>貸付金額の精算状況について定期的な見直しを行い、精算が長期にわたり滞留している債権については、必要に応じて借受者に督促を行い、督促状況等を管理台帳記録等により整備を行われたい。</p>
区の措置・対応状況	<p>NO. 1については、平成20年7月11日付け「20保福国発第10896号決定」により、納入されないまま消滅時効が成立したため不納欠損処理を行った。</p> <p>NO. 2については、他の債権とあわせて督促を定期的に行い、債権回収に努めていく。</p> <p>NO. 6につきましては、本人より離婚による生活困窮状態にあるため、分納の納付書を再度送付した。</p> <p>NO. 7については、一括納付は困難との申し出があったため、月毎の支払い可能額を話し合い、分納の納付書を再度送付した。</p> <p>出産費資金貸付金未清算債権については、今後も定期的に督促を行い、「出産育児一時金委任払い貸付管理台帳」を作成して出産予定日が近くなったものや、予定日が過ぎたものをチェックし、精算が長期に渡って滞留している債権がないように管理を行っていく。</p> <p>さらに、収支命令書作成担当係とも連携をとりながら定期的に清算が長期に渡って滞留している債権がないか確認していく。</p>

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性	<p style="color: blue;">是正されていないがやむを得ない</p> / 是正が不十分 / 是正 されていない / その他
---------------	---

結果・意見区分	意見
---------	----

妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成23年度末の当該事業の貸付債権残高は以下の通りである。</p> <p>当該表で見ると、平成19年度包括外部監査時にもあったものが、そのまま残っている貸付債権も見受けられる。このため、是正されていないと判断した。</p>														
	No.	貸付年度	貸付額	返還済額	債権額(未返還額)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	1	15	280,000	0	280,000					送付するが戻る	不納欠損処理を取り消し	9月催告	7月催告 12月催告	12月催告 転出先住民票削除判明	
	2	15	280,000	0	280,000										10月催告
	3	18	280,000	0	280,000										10月催告
	4	19	280,000	20,000	260,000									H21.7.1大田区再転入判明	10月催告
	5	20	280,000	60,000	220,000							10,000円ずつ分納	5月催告	4月催告	10月催告
6	22	330,000	60,000	270,000								11月催告	4月催告	10月催告	
<p>上表の対応記録を見ると、精算のための債権者への督促等が継続的に行われ</p>															

てはなかった債権も存在している。

今後は、継続的な督促等の対応が求められるとともに、回収見込みのない債権は、適時に判断して整理すべきである。

No. 1、2は発生より9年を経過しており、住所不明のまま時間が経過しているものもいくつかあるが、転居先を調査し、回収努力し、回収可能性がないと判断されれば早期に整理すべきである。

【4】画像システムと国保システムの連動について

【着眼点】システム間の連携は円滑か。

ここがポイント

現状、システムの導入期で、必ずしも円滑な運用はできていない。

国保中央会主導のため、独力では致し方がないが、円滑な連携が望まれる。

NO	19A64～19A66	所管部署	区民部国保年金課
概要	<p>従来、国保年金課の給付手続では、国保システム及び画像システムそれぞれを利用することにより業務の効率化が図れるため、この2つのシステムが存在しているが、その連携のために事務量を多大に要している。</p> <p>平成23年1月に国保システムは区全体の基幹系システムに、平成23年10月には東京都国保連合会主導の画像システムは国保中央会主導の画像レセプト管理システムに、それぞれの機能を移行し、診療報酬明細書の内容審査や支給要件の審査を行っている。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>現行の国保年金課で、国保システム及び画像システムそれぞれを利用することにより業務の効率化が図れるため、資格審査手続に関し、この2つのシステムが存在している。</p> <p>しかし、エラーが発生して両システムに修正を行わなければならない場合には、それぞれで修正するなど、2つのシステムが存在することにより事務負担が増大している。</p> <p>また、平成23年1月稼働を目標に国民健康保険システムをはじめとした、住民情報、税情報システム等の基幹系システムの再構築作業を進めているところにつき、現行の基幹系システムについては、法改正等の止むを得ない改修を除き、システム改修を凍結している。</p> <p>平成23年1月稼働目標の国保システムに関しては、コスト面を充分考慮の上、画像システムとの連携が可能となるようにシステム設計されることが望まれる。</p> <p>本来、国保連は事務代行機関としての位置付けであり、保険者は大田区であるため、保険者が支払金額を検証できるシステムを構築する必要があるが、今後の取り組みの中でシステム処理ができるように十分な検討を行われたい。</p>		
区の措置・対応状況	<p>新基幹系システムに移行後においては、新画像システムで修正した内容をCSVで取り込み、旧システムよりもより細かいチェックによるエラー更正を図っている。</p>		

現在は、税務、介護保険システムとの連携は比較的良好に行われていますが、新画像システムでは不具合が度々発生しており、その都度基幹系システムの対応が必要となる状況が発生している。そのエラーチェック仕様変更については、随時改修作業を行っている。

機能の不具合、還元データの不備については、国保連に改善要望を行っている。他区とも情報共有し、特別区全体の問題として国保中央会にも働きかけている。

新画像レセプトシステムの不具合により、過誤再審査調整データに正確に反映されない事象が発生するため、新基幹系システムでの検証を行う方向で検討していく。

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性 是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他

結果・意見区分 意見

妥当性判断の理由及び結果・意見の内容

対応状況に記載ある通り、2つのシステムがそれぞれ新システムとなった現状でも、新画像システムと、新基幹系システムの連携には不具合が多々生じている状況にある。

不具合類型

1	レセプト公開時の受入・確認作業・データ取り込み等処理するにあたり、時間がかかるため効率が悪い。
2	連合会からの各種還元データに不備があったり還元日の変更があるため予定通りに作業が進まない。
3	レセプト管理システムの機能が一部使用できなくなる利用制限日のほか、突然のシステムダウンなど、不安定な運用が続いている。

新画像システムの改善は、国保中央会主導となり致し方ないが、重要な項目を優先的に、早期から働きかけているが、先方の回収計画により未だ改善されていない。このため、是正が不十分と判断した。

円滑な連携を図れるまでは、新基幹系システムを駆使して検証手続を確立すべきである。

【5】滞納処分関係

【着眼点】滞納者の滞納処分は適切に行われているか。

ここがポイント

国民健康保険料の滞納者への滞納処分手続きは改善されてきているが、業務量を考慮した人的補充と組織的なノウハウの共有が必要である。

NO	19A74～19A76	所管部署	区民部国保年金課
概要	<p>保険料の収納では、地方自治法第231条の3第3項、地方税法第728条第7項により、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係わる徴収金を完納しないときは、財産を差押なければならないとされている。当該条文に従って、国民健康保険料の滞納者に対する滞納処分は早期に、そして厳格に行う必要がある。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見・結果	
前監査人見解	<ol style="list-style-type: none"> 1. 担当者別の差押件数の平成18年度実績は、最低1件（3名）から最高179件と異常な分布を示している。これは、担当者別に差押の実行にばらつきがあり、適切な執行がなされているか疑問が残る。 2. 不納欠損処理を実施している案件について、その交渉経過を確認したところ、必要な差押の手続が適時実施されていないのではないかと懸念されるものが含まれている。 3. 差押によっても、滞納状況に改善が見られない場合は、対象資産を換価し、その換価代金を滞納保険料に充当することが必要である。 		
区の措置・対応状況	<p>担当者別の差押件数は、担当地域の住民の特性、職員の経験年数、担当者の病欠等を原因として、ばらつきが生じている。差押に関しての課内、課外研修を実施して、実践に向け適切な執行ができるよう努めている。課の運営方針に基づき、職員の取組の統一性や滞納整理の強化に努めている。</p> <p>滞納案件毎に、差押後の状況を的確に把握し、処理を進めている。財産調査を徹底し、滞納者の状況把握に努め、差押、執行停止の処分を行っている。特に、財産があるのに納付に誠意のない滞納者については、厳格に速やかに差押手続きをとる。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他</p>		
結果・意見区分		意見	
妥当性	<p>滞納処分は収納率（特に滞繰分）向上の一つの重要な業務として捉えられ、</p>		

判断の理由及び結果・意見の内容

その業務活動を測る指標には差押件数、換価件数がある。

平成21年度～平成23年度の国民健康保険料に関する差押、換価件数及び人員数推移

	差押件数	換価件数	人員数※
平成21年度	16	2	10/18人
平成22年度	24	12	9/17人
平成23年度	96	20	10/18人

※「滞納整理担当/収納担当全係員」の配置人数を記載

参考までに、区民部収納課当時の人員は90人前後であり、国民健康保険料の差押件数は500件前後、換価件数120件前後であった。

前監査時点の平成20年度以前は、“【1】国民健康保険料の収納率について”で述べた組織改正前の区民部収納課にて、複数の係で税・国保の両方の事務を取り扱っていた。

そのため、区民部収納課当時の人員について、税・国保のそれぞれの従事者数を出すのは困難であり、上記の数値には税の収納に関する人員数が含まれている。

また、収納課で同じ世帯に対して税1件・国保料1件としてカウントした差押件数も、現在は、納税課からの情報提供を受け交付要求しているため国保の差押え件数とはしていない。したがって、これらの数値をそのまま上表の数値と比較することはできない。

しかし、上表から組織改正のあった平成21年度に、差押件数、換価件数が落ち込み、その後徐々に状況は改善されて、平成23年度の状況に至っているということがわかる。

また、担当者別の差押件数は、最低1件から最高26件で、前監査人の指摘にある担当者別の差押件数の差については、全体の差押件数が減ったこともあり、以前より偏りは減少したように伺える。

現在の担当者別の差押件数の差の原因は主に

- ① 地域特性による差
- ② 担当者の病欠による差
- ③ 経験値による差

とのことである。

②については、平成21年度以降は病欠者が毎年おり、実際に業務を行った人員は配置人員より少ないとのことである。

病欠等で業務ができない者がいると、人員が多い組織では影響も少ないが、少ない組織では他の担当者の負担増などの影響も大きいと推察される。

平成23年度滞繰分の収納率が、特別区平均に対して大田区が6.9ポイントも少ない現状は、実働人員の不足も一因であると考えられる。

滞納件数が増加している現状で、滞繰分の収納率を向上させるには、納付能力がありながら納付しない世帯に対する差押や換価等の滞納処分、納付能力を見極めるための調査業務を実施する業務量を的確に算定した上での人員配置が望まれる。

また、③の経験値による差については、組織的なノウハウの共有が重要であるが、平成23年度以降、納税課特別整理担当2名を支援員と位置付けて、滞納処分に関する技能習得や処分方針決定の際に、協力を得ている。

また、課長・係長により2か月に1回程度行われる滞納整理に関する滞納整理担当職員のヒアリング時には当該支援員も同席をしているとのことである。

ただし、業務量に対する実働人員が不足している状況では、せっかく取得したノウハウも組織的な共有・継承までには至らないと考えられる。

以上を総合的に勘案して、是正が不十分と判断した。

平成19年度 特別出張所の管理運営について

【1】特別出張所の業務等見直しについて

【着眼点】特別出張所機能の見直しの検討結果のフォローがなされているか。

ここがポイント

平成13年の特別出張所検討会の検討結果に対する対応は完全でないが、検討会の目標（①地域ニーズへの迅速・的確な対応、②地域区民の視点から機能強化、③区民とともに地域課題を解決する体制作り）が概ね達成されたことは評価できる。

NO	19B01	所管部署	経営管理部企画財政課
概要	平成13年に大田区特別出張所検討会が「特別出張所機能見直しの検討結果」を作成した。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
	結果・意見区分	結果	
前監査人見解	<p>特別出張所の機能・役割等につき全体的な見直しが行われておらず、「特別出張所機能見直しの検討結果」のフォローも明確な形でなされているとは言い難い。以下について早急に総括検討されたい。</p> <p>① 平成13年の「特別出張所機能見直しの検討結果」のフォローをする。</p> <p>② 本庁舎が平成10年に蒲田5丁目の蒲田駅近くに移転してから、特別出張所業務にどのような変化が表われたか。</p> <p>③ 各特別出張所の所在地及び数は従来のものでよいか。</p> <p>④ 地域行政センターの下部組織となっからの特別出張所のあり方について。</p> <p>⑤ 地域施設、附属施設の維持管理等の業務をどう理解して行っているか。</p> <p>⑥ 地域防災、地域振興にどのように関わっていくか。</p> <p>⑦ 窓口業務の取扱件数が減少しているが、配分定数の減少はない。人員の削減をしない場合でも、具体的なデータをもって根拠を保持すべきである。</p>		
区の措置・対応状況	<p>平成19年8月に「おおた再生プラン」を策定し、「特別出張所の地域核機能の検討」「地域行政センターと特別出張所の総合窓口機能見直し」「組織改正（組織再編）の実施」の3課題を重点課題として経営戦略会議小委員会（公募の管理職9名、以下小委員会という）で検討にあたった。</p> <p>この小委員会での検討結果を受けて、区は以下のアクションを起こした。</p> <p>1) 平成21年4月に大幅な組織改正を実施した。具体的には、地域行政センターに設置していた特別出張所を地域振興部へ移管し、本庁組織と特別出張所を直接指揮命令関係に置くことで、地域の課題に迅速に対応できる体制を整備した。</p> <p>これに加え、特別出張所を地域の拠点として位置づけ、その機能の向上・強化を図るため、「地域力推進係」を設置した。</p> <p>また、新たに特別出張所に「副所長」を設置し、地域団体との連絡調整機</p>		

	<p>能の強化も進めた。</p> <p>2) 特別出張所の地域振興機能を強化するうえで、新たな会議体として区民会議を設置した。名称は「地域力推進会議」とし、18地区に「地域力推進地区委員会」を設置した。この委員会は、自治会・町会のほか、青少年対策地区委員会や民生委員・児童委員協議会などあらゆる組織の代表を構成員としたもので、地域の課題を地域で解決することを目的としている。</p> <p>3) 地域が抱える様々な課題に対し迅速・的確な行政対応を図るため、地域行政組織間及び地域行政組織と本庁組織間の円滑な連携・調整を目的とした、地域連携担当部長会議、地域行政連携会議を設置した。</p>
--	--

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他
---------------	-------------------------------------

結果・意見区分	無し
---------	----

<p>妥当性判断の理由及び結果・意見の内容</p>	<p>前包括外部監査人の結論には①～⑦のテーマが存在し、それぞれの措置状況が異なるため、「その他」としている。</p> <p>①については、平成13年大田区特別出張所検討会の検討結果中、幾つかの個別論点があり、その中には未だ区の対応が不十分と思われるものもある。</p> <p>しかしながら、特別出張所検討会の目標は、①地域ニーズへの迅速・的確な対応、②地域区民の視点から機能強化、③区民とともに地域課題を解決する体制作りであり、平成19年おおた再生プランからの一連の取組みにより、これら目標はかなり達成できており評価できる。</p> <p>③について地域振興部について質問したところ、「出張所の老朽化に伴う改築を要望しており、このため、所在地については、管内で移転することにより変更となる可能性はある。</p> <p>現在、「おおた未来プラン10年」の計画事業として「18色の地域力応援プログラム」等を策定し、地域ごとに特色のある地域活動に取り組んでおり、地域力の向上につながっている。</p> <p>なお、地域等からの要望のうち「特別出張所の区域改変」は現在のところない。」との回答であった。</p> <p>なお、②は19B04で、④は19B05で、⑤は19B41～51で、⑥は19B11、12で、⑦は19B06、08、09においてそれぞれ検討している。</p>
---------------------------	---

【2】特別出張所・地域施設・附属施設の人件費について
 【着眼点】業務量の分析により人件費は削減されているか。

ここがポイント

業務量分析は平成21年度以降なされておらず、人件費の削減の余地がある。

NO	19B06	所管部署	経営管理部企画財政課
概要	特別出張所、地域施設及び附属施設の職員は一般職員、再任用職員、再雇用職員で構成されている。 それぞれの業務内容を体系化し、業務量を測定し、改善すべき業務を明確にした上で、一般職員を配置するか、再任用職員または再雇用職員を配置すべきであるが、現状そのような分析がされていない。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	職員配置については、必要な要員数を十分に積算資料により把握し、効率的な人員配置の点から一般職員・再任用職員・再雇用職員を配置するか、業務委託するかを毎年度検討し、コストの縮減を図るべきである。		
区の措置・対応状況	平成21年4月に実施した組織改正において、既存窓口業務と地域団体に係る業務の個別の業務量を分析し、新たに加えた地域力の推進等に係る業務の業務量を勘案したうえ、改めて人員配置の見直しを行いました。 また、各年度の所属長への定数ヒアリングにおいて、効率的な人員配置を検討している。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正されていない／その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	平成18年度と23年度の職員区分別・所属施設別人件費を比較すると次頁の通りである。なお、18年度と比較して増加している項目は青く、減少している項目は赤くハイライトしてある。		

平成18年度 職員区分別・所属施設別人件費明細

施設名	職員区分	人数 (人)	人件費合計 (千円)	換算人数 (人)	換算一人当り 人件費(千円)
特別出張所	一般職員	226	1,949,856	226	8,627
地域施設・ 付属施設	一般職員	37	346,469	37	9,364
	再任用職員	20	57,940	12	4,828
	再雇用職員	39	63,006	23	2,692
	計	96	467,416	72	6,456
合計		322	2,417,272	298	8,100

平成23年度 職員区分別・所属施設別人件費明細

施設名	職員区分	人数 (人)	人件費合計 (千円)	換算人数 (人)	換算一人当り 人件費(千円)
特別出張所	一般職員	219	1,767,539	219	8,071
地域施設・ 付属施設	一般職員	25	229,784	25	9,191
	再任用職員	47	149,706	28	5,309
	再雇用職員	31	49,727	19	2,673
	計	103	429,217	72	5,978
合計		322	2,196,756	291	7,554

※人件費合計には、給料、職員手当、共済費、賞与が含まれている。

※換算人数とは、再任用職員は週24時間勤務、再雇用職員は月12日勤務という勤務形態から、一般職員のフルタイム勤務(週40時間、月約20日勤務)1人に対して、再任用職員、再雇用職員の勤務割合0.6人として換算、集計した数値である。

この比較から、平成18年度に対する平成23年度の特別出張所と地域施設・付属施設の人件費合計額がそれぞれ9.4%、8.2%減少したことが分かる。人件費が減少した理由について、人事課の見解は以下の通りである。

- 1) 配置人数が減少したこと。また、給与・賞与の減額改定が行われたこと。
- 2) 新規採用職員や若手職員が「ミニ区役所」といわれる特別出張所の業務を経験することが、意識啓発・能力開発の観点から大きな意味を持つことから、積極的に配置していること。
- 3) 地域施設において、平成20年4月以降、順次一般職員1名を再任用短時間勤務職員に置き換える配置を進めていること。

以上のように、人件費合計額は平成18年度と比較して削減されている。

しかしながら、前包括外部監査人が指摘した「業務量の分析」は【3】での説明とおり、平成21年度組織改正時に実施されたのみでその後は実施していない。このため、「是正が不十分」と判断した。

業務量の分析は一度実施したら終わりではなく、毎年適正な業務量を把握し適正な人員配置を図り、効率的な組織運営を図るべきである。

【3】 窓口取扱件数と妥当な定数について

【着眼点】 窓口取扱件数は減少傾向だが、職員定数は見直されているか。

ここがポイント

特別出張所の役割も区の政策、区民のニーズにより変化している。精緻な業務量分析を行い効率的、弾力的な定数配置すること。

NO	19B08 19B09	所管部署	地域振興部特別出張所 経営管理部企画財政課
概要	特別出張所の定数見直しを合理的な根拠に基づいて毎年行っていないため、出張所の窓口業務は減少の一途をたどっているが、配分定数の減少はない。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	従来のように前年に比しての仕事量増減分析による定数増減の必要性を判断する方法ではなく、必要な業務量を測定し定数自身を見直す方法へ転換することにより、効率的な定数配置を実現すること。		
区の措置・対応状況	平成21年4月の組織改正において、既存窓口業務と地域団体に係る業務の個別の業務量を分析し、新たに加えた地域力の推進等に係る業務の業務量を勘案したうえ、改めて人員配置を見直した。 また、各年度の所属長への定数ヒアリングにおいて、効率的な人員配置を検討している。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／ 是正 されていない／その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	平成18年度と23年度の窓口収納事務関係取扱件数と窓口サービス関係取扱件数を比較すると次頁の通りである。 平成18年度と比較すると、窓口収納事務関係取扱件数（※1）は86.7%、窓口サービス関係取扱件数（※2）は83.3%に減少していることがわかる。 ※1 窓口収納事務関係取扱件数とは、証明閲覧等手数料、区民税・都民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、弁償金（標識）、有償刊行物頒布料（大田区地図帳）の取扱件数を特別出張所毎に合算したもの。 ※2 窓口サービス関係取扱件数とは、住民基本台帳関係（転入届、転居届、世帯変更、転出届、住民票等発行）、戸籍関係（出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、転籍届、その他の届出等、戸籍証明）、印鑑登録（印鑑登録証、印鑑登録証明）、外国人登録原票記載事項証明書（H18年度は外国人登録済証明書）、母子健康手帳交付事務の取扱件数を特別出張所毎に合算したもの。		

窓口収納事務関係取扱件数と窓口サービス関係取扱件数 (単位:件)

特別出張所	窓口収納事務関係取扱件数		窓口サービス関係取扱件数	
	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度
大森東	28,718	21,806	22,733	17,569
大森西	51,576	43,295	44,476	37,499
入新井	51,933	49,421	49,870	45,970
馬込	64,912	52,497	63,426	48,724
池上	43,050	34,169	37,920	30,293
新井宿	30,904	24,311	26,921	20,641
嶺町	38,187	34,851	40,141	32,337
田園調布	31,212	27,158	31,735	27,301
鶉の木	22,062	17,224	22,403	16,977
久が原	29,146	27,002	28,068	24,768
雪谷	46,509	41,264	46,907	39,139
千束	33,044	29,750	33,294	29,743
六郷	69,601	56,625	52,004	43,429
矢口	32,545	26,684	27,783	21,739
蒲田西	55,899	36,430	45,676	36,854
蒲田東	24,265	25,614	20,979	20,735
糀谷	37,291	52,693	32,229	28,034
羽田	36,915	29,820	31,620	26,329
合計	727,769	630,614	658,185	548,081

対 平成18年度比

86.7%

83.3%

これに対して、全特別出張所の配分定数合計は平成18年度と23年度を比較すると、マイナス7人で比率に換算すると96.7%である。215人からのマイナス7人ではほとんど減っていない。

特別出張所の定数 (単位:人)

特別出張所	平成18年度	平成23年度	増減
大森東	10	10	0
大森西	14	14	0
入新井	13	13	0
馬込	14	14	0
池上	12	13	1
新井宿	11	10	△1
嶺町	13	11	△2
田園調布	10	10	0
鶉の木	10	10	0
久が原	10	10	0
雪谷	13	12	△1
千束	10	10	0
六郷	15	15	0
矢口	14	11	△3
蒲田西	14	13	△1
蒲田東	10	10	0
糀谷	11	11	0
羽田	11	11	0
合計	215	208	△7

(注) 上記定数には区民センター及び文化センター分は含まない。

特別出張所の主たる業務は窓口業務以外に地域振興業務（例：地域団体等との連絡調整に関する事、地域防災に関する事、火災及び風水害の救助に関する事）もある。このため、窓口業務量の減少に比例して配分定数も減少することはない。

実際、平成21年度組織改正により、特別出張所の地域振興機能を強化したためこれに対する業務量が増えているとのことである。

参考までに、平成23年度の全特別出張所と区役所全体の一人当たりの超過勤務時間数を集計してもらったところ、前者が83.8時間、後者が72.5時間で、特別出張所の方が超過勤務時間が長いことが分かった。主な原因は、勤務時間外の会議やイベント等へ出席するためである。

特別出張所の職員配分定数の決定方法については、平成21年4月の組織改正時は、既存窓口業務と地域振興業務の個別の業務量を分析し、新たに加えた地域力の推進等に係る業務の業務量を勘案して決定していた。

しかし、平成21年度以外は、従来通り、次年度の仕事を増減分析し、仕事量が増加する場合は本年度の定数に増員、仕事量が減少する場合は減員して次年度の定数を算出する方法である。このため、我々が想定しているような「個々の業務量を測定し、積上げ計算することにより必要人員を算出する方法」とはなっていない。

特別出張所の定数が合理的根拠に基づいて決定されていることを明らかにするため、平成21年度組織改正時に実施したような精緻な業務量分析を実施されたい。

【4】地域振興業務の活動状況について ①

【着眼点】防災訓練や学校避難所運営協議会へ積極的に働きかけているか。

ここがポイント

全体的には改善しているが、一部、取組みが弱い出張所がある

NO	19B11	所管部署	地域振興部特別出張所
概要	特別出張所では地域防災に関する職務の一環として、①自治会・町会防災訓練、②学校避難所運営協議会、③災害時要援護者支援組織の設立支援といった活動をサポートしている。		
	活動	活動内容	
	①自治会・町会防災訓練	諸災害が発生したことを想定して、地域住民が取るべき防災行動を実践し、地域の連携体制を築くことを目的として行われる。	
	②学校避難所運営協議会	大規模災害時に開設される学校避難所の円滑な管理・運営等について平常時から協議を行うことを目的として行われる。	
	③災害時要援護者支援組織の設立支援	地域を災害から守るため、自治会・町会には防災市民組織が結成されており、災害時における救出活動、初期消火、物資の調達等、および平常時においても、防災訓練各種の計画策定等、地域安全のための活動を行っている。区では災害時要援護者の支援を推進しており、防災支援組織の中に支援体制作りを進めている。	
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	①自治会・町会防災訓練について 防災訓練に特別出張所職員の参加数の少ない出張所があるが、地域防災という重要な活動であるので積極的に参加するべきである。 また、防災訓練に消極的な自治会・町会に対しては、特別出張所が積極的に関与して、活動を勧奨すべきである。		
	②学校避難所運営協議会について 全く会議も訓練も行っていない学校がある。少なくとも特別出張所としては、一切活動していない地域についての活動勧奨を行うべきである。		
区の措置・対応状況	各自治会・町会の取組みは常時把握しており、取組みが消極的なところについては、特別出張所から積極的に関与し、取組みを推奨している。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正されていない／その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判	①自治会・町会防災訓練について 前回監査時の平成18年度と平成23年度の防災訓練の実施回数及び職員参加		

断の理由及び結果・意見の内容

数を比較すると以下の通りである。

防災訓練の実施回数及び職員参加数

特別出張所	自治会・町会数		実施回数			職員参加数(延べ)		
	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度	対18年度比	平成18年度	平成23年度	対18年度比
大森東	5	5	4	3	75%	4	9	225%
大森西	21	21	12	7	58%	7	4	57%
入新井	11	11	4	4	100%	7	5	71%
馬込	19	19	4	5	125%	6	32	533%
池上	11	11	6	5	83%	6	6	100%
新井宿	8	8	5	8	160%	5	8	160%
嶺町	5	5	3	6	200%	4	7	175%
田園調布	9	9	2	4	200%	2	5	250%
鶉の木	7	7	4	6	150%	8	8	100%
久が原	5	5	4	5	125%	8	7	88%
雪谷	9	9	7	20	286%	8	11	138%
千束	8	8	6	7	117%	12	21	175%
六郷	15	15	15	14	93%	15	14	93%
矢口	17	18	32	31	97%	7	16	229%
蒲田西	17	17	12	14	117%	24	26	108%
蒲田東	20	19	15	14	93%	22	15	68%
糀谷※	10	10	6	1	17%	11	7	64%
羽田	19	20	3	12	400%	5	11	220%
合計	216	217	144	166	115%	161	212	132%

※糀谷特別出張所の平成23年度の実施回数は、全10町会合同開催の防災訓練を1回実施したということ。

実施回数、職員参加数共、合計では平成18年度と比較して平成23年度は増加している。

前回監査時以降、防災訓練に積極的に取り組んでいる特別出張所がある一方、一部の特別出張所では取り組みが消極的になっていると思われる。

②学校避難所運営協議会について

また、前回監査時と平成23年度の協議会の会議・訓練実施回数及び職員参加数を比較すると次頁の通りである。

学校避難所運営協議会の会議・訓練実施回数及び職員参加数

特別出張所	所轄内区立学校 (小,中)		会議を行った学校		訓練を行った学校		職員参加数(延べ)	
	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度
大森東	4	4	4	4	4	2	23	19
大森西	2	9	2	4	1	3	5	8
入新井	4	4	2	3	0	0	4	6
馬込	8	7	5	7	2	5	14	72
池上	5	2	4	5	4	2	39	21
新井宿	3	3	0	1	0	0	0	3
嶺町	2	2	2	2	2	2	17	9
田園調布	3	3	3	3	3	2	15	13
鶉の木	4	4	4	4	1	2	12	18
久が原	2	2	2	2	2	0	10	7
雪谷	5	5	3	5	3	2	34	33
千束	5	5	5	5	4	4	30	102
六郷	10	10	7	8	2	1	22	33
矢口	4	4	4	4	1	4	36	63
蒲田西	9	9	1	3	0	4	0	16
蒲田東	8	6	2	2	2	0	4	2
糀谷	5	6	9	0	6	0	24	0
羽田	7	6	4	4	1	2	10	30
合計	90	91	63	66	38	35	299	455

平成18年度と23年度を比較すると、会議及び訓練の回数はあまり変化無いが、職員参加数が1.5倍に増えている。

なお、依然、会議も訓練も実施していない出張所がある。この点について、糀谷特別出張所に質問したところ、「近年、糀谷地区の協議会の活動実績が無く問題があることは認識していた。

このような状況を改善すべく、平成23年度に「糀谷地区避難所運営協議会見直し・検討会」の準備会を開催した。平成24年度は、全避難所運営協議会(6ヶ所)参加による「糀谷地区避難所運営協議会見直し・検討会」を含めた会議及び訓練をそれぞれ22回と6回開催した。職員参加数は延べ66人である。」とのことである。

全体としては前監査時と比較して積極的に取組まれている。

ただし、各出張所単位で見ると取組みが消極的になっているところがあるため「是正が不十分」と判断した。

特別出張所ごとの平成18年度と23年度の自治会・町会防災訓練及び学校避難所運営協議会の職員参加数の変化を見ると、積極的に取組む出張所とそうでない出張所が二極化していることが分かる。

地域的な特色があることは十分理解するが、糀谷出張所の取組みを参考にして、区民が等しく安全安心を享受できるような仕組み作りをされたい。

【5】地域振興業務の活動状況について ②

【着眼点】災害時要援護者支援組織の重要性をより一層認識しているか。

ここがポイント
全体的には改善している。

NO	19B12	所管部署	地域振興部防災課				
概要	19B11の③を参照						
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況							
結果・意見区分		意見					
前監査人見解	災害時要援護者支援組織が完備している地区と、全く整備されていない地区がある。						
区の措置・対応状況	自治会・町会には、災害時要援護者名簿の配布時及び防災訓練等で支援組織の結成について呼びかけを行っている。						
現監査人の見解							
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他					
結果・意見区分		意見					
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	前回監査時と平成24年8月31日現在の支援組織設置状況を比較すると以下の通りである。						
	災害時要援護者支援組織の設置状況						
	特別出張所	自治会・町会数		災害時要援護者支援組織数		設置率	
		平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度
	大森東	5	5	5	5	100%	100%
	大森西	21	21	4	5	19%	24%
	入新井	11	11	1	1	9%	9%
	馬込	19	19	3	3	16%	16%
	池上	11	11	5	6	45%	55%
	新井宿	8	8	2	3	25%	38%
嶺町	5	5	1	1	20%	20%	
田園調布	9	9	2	2	22%	22%	
鷓の木	7	7	3	7	43%	100%	
久が原	5	5	0	0	0%	0%	
雪谷	9	9	3	3	33%	33%	
千束	8	8	0	1	0%	13%	
六郷	15	15	15	15	100%	100%	
矢口	17	18	2	3	12%	17%	
蒲田西	17	17	4	6	24%	35%	
蒲田東	20	19	17	17	85%	89%	
糀谷	10	10	6	6	60%	60%	
羽田	19	20	8	9	42%	45%	
合計	216	217	81	93	37%	43%	
全体的には組織数が増加し改善されている。大森東及び六郷特別出張所は、従来から支援組織設置率は100%となっている。特に、今回、設置率が著しく増加							

した鶉の木出張所の改善理由は、「鶉の木地区町会連合会の理解・協力を得られたことにより、全町会が足並みを揃えて支援組織を設置することができた。」とのことである。

しかし、依然、支援組織が十分整備されていない地区が存在する。各地区連合会内の連携（町会間の関係）のあり方は18地区それぞれ異なっていること、また、出張所はあくまでも設立支援という立場なので、設置率の改善には限界があることも理解できる。

ただ、東日本大震災で大田区でも多くの支援を実施している経緯を踏まえると、地域の方々に災害時要援護者支援組織への理解を深めて頂くことの必要性は更に大きくなっている。

以上の理由により、「是正されていないがやむを得ない」とした。

支援組織の組織率が芳しくない地区については、鶉の木特別出張所での大幅に改善された事例を参考に、地元地区町会連合会への理解・協力を得られる様働きかけをするべきである。

【6】預かり金出納の現状とその管理について

【着眼点】領収書の連番管理の趣旨が理解されているか。

ここがポイント

複写式の領収書による連番管理が有用である。

NO	19B18	所管部署	地域振興部特別出張所
概要	特別出張所が事務受託している各団体への入金に伴い、特別出張所で領収書を発行しているが、この領収書は連番管理がなされておらず、またあらかじめ押印されている領収書を白紙で用意しているケースもあり、現状では、承認を得ない領収書の発行が容易に可能な状態で管理運用されているケースが散見された。		
前回監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		結果	
前監査人見解	小口現金の出納に伴い発行する領収書は、連番で管理されるべきであり、欠番なく発行管理されることにより、勝手な領収書の発行を防ぐことができる。		
区の措置・対応状況	未だ、連番管理されていない出張所もあるため、平成24年度末までに徹底し、厳格な管理を行います。		
今回監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正 されていない / その他	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>ある特別出張所では、会費等の収入の際に、領収書に同じ内容の但書きを何度も記入する手間を省くため、カーボン複写式領収書ではなくパソコンで作成した領収書を発行していた。このパソコンで作成した領収書控には連番が付されていなかった。</p> <p>このため、「是正されていない」とした。</p> <p>パソコンで領収書を発行する者が現金を回収する場合、全く内部牽制が効かなくなってしまう。</p> <p>このため、領収書発行者と現金回収者がどうしても分けられない場合については、連番を付したカーボン複写式領収書を利用すべきである。</p>		

【7】災害時のための用品等の定期的な点検(たな卸しを含む)について
【着眼点】特別出張所の災害用物品は適切に管理されているか。

ここがポイント

災害用物品は毎年調査・確認を実施すること。

NO	19B26	所管部署	地域振興部防災課
概要	特別出張所には地域振興部防災課からの用品が災害時に備え配布されている。しかし、これらの用品は特別出張所の倉庫及び倉庫にしている一室にあり、定期的な点検は、防災課への報告が必要な時にカウントする以外殆ど行っていない。		
前回監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		結果	
前監査人見解	災害時に、特別出張所は、地域の核となって災害対策活動の調整等を業務としていることから、災害時の備えとして用品の保管状況、使用の仕方等を含めた定期的な点検を行い、使用できる状態を確認した上で管理すべきである。		
区の措置・対応状況	特別出張所の物品在庫調査については平成20年度に実施している。防災課は、発動発電機など定期点検が必要な物資は定期点検を実施している。また、ガソリンなど使用期限があるものについては、定期的に入れ替えをしている。		
今回監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／ 是正 されていない ／その他	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>定期点検が必要な物品や使用期限がある物品については適正に管理されている。</p> <p>しかし、定期点検が不要な物品や使用期限のない物品（例えば、毛布、懐中電灯、ラジオ等）は、平成20年度以降の点検は行われておらず、災害等で使用した都度補給しているだけである。この点、鶴の木特別出張所において確認したところ、「利用の都度、防災課に報告することになっているが、最近では物品在庫調査の指示は無い。」とのことであった。</p> <p>このため、「是正されていない」と判断した。</p> <p>防災課では、平成24年内に物品在庫調査し、その後は、定期的な調査・確認を実施する予定とのことであるのでくれぐれも遵守されたい。</p>		

【8】 窓口収納事務における内部統制について

【着眼点】 レジ担当者と証明書等発行者の牽制がなされているか。

ここがポイント

各特別出張所で牽制効果が発揮できる体制を維持すること。

NO	19B31	所管部署	地域振興部特別出張所
概要	レジ担当者と納付書・申請書を取扱う者とが分離されていると回答した出張所は、18出張所中7出張所だった。		
前回監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	レジ担当者と他の担当者を分離して、チェック機能を強化されたい。		
区の措置・対応状況	レジ担当者と納付書・申請書を取扱う者を分離していない出張所については、レジ担当者を一日に複数回交代させたり、申請内容とレジ入力内容及び現金を頻繁にチェックさせたりすること等で対応している。		
今回監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>レジ担当者と証明書等発行担当者を分離している出張所もあれば、分離していない出張所もある。但し、分離していない出張所でも別の方法でチェック機能を掛けている。</p> <p>例えば、鵜の木特別出張所では、職員数が少ない上、一日の証明書等の発行件数が少ないため、レジ担当者と発行担当者を別々に置くことはしていない。</p> <p>しかし、鵜の木特別出張所ではポストレジを利用しており、発行する証明書はポストレジを通さないとレシートが発行できない仕組みになっている。このポストレジには発行した証明書等の件数と金額が集計されている。</p> <p>午前の窓口担当者は業務終了後にポストレジの集計結果と現金を照合し、その後、別の者が再照合。午後は別の者が窓口を担当し、午前と同様の照合をする。さらに、一日の最後に住民サービス係長が照合し、計5回のチェックがなされている。</p> <p>このように、全ての出張所で担当者を分離してはいないが、他の方法で同等の牽制効果を確保しているため、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。</p> <p>現状の体制が、レジ担当者と証明書発行者を分離している場合と同じ牽制効果が期待できるのであれば、費用対効果を考慮しより実態に即した対応を継続されたい。</p>		

【9】空きスペース（会議室等）の利用に関する事務及び状況について

【着眼点】会議室は有効利用されているか。

ここがポイント

有効利用するために、支障の無い範囲で会議室の利用を認めること。

NO	19B40	所管部署	地域振興部特別出張所
概要	<p>平成18年度の会議室利用状況によると、稼働率の最低3.7% 最高44.3%と大変低調である。</p> <p>また、窓口に区民の方がみえた時のスペースが狭く、窓口に置かれた資料を落ち着いて読む場所が無い。</p>		
前回監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>各種資料の閲覧場所、窓口の申請書記入も立ったままでなく座って書けるような場所等の必要性を検討されたい。さらに、地域振興の観点から、地域の方々意見も入れながらスペースの有効利用ができるよう工夫されたい。</p>		
区の措置・対応状況	<p>高齢者が座って申請書が記入できるよう工夫した。また、出張所を改築の際は、区民が使いやすい様レイアウトに配慮している。</p>		
今回監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p>是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他</p>	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成23年度の会議室利用状況は次頁の通りである。地域活動の取組みが増えており、この打合せ場所として会議室を利用するため、平成18年度の稼働率と比較すると改善しているが、依然10%台の稼働率の会議室が多い。</p> <p>稼働率が低調であるのには理由がある。「特別出張所会議室使用要綱」第2条で使用の範囲が定められており、(1)区、(2)官公署、(3)職員の福利厚生で使用する場合、(4)自治会・町会等の地域団体、(5)その他所長が特に必要と認めた場合、に限定されている。所長が特に必要と認めた場合を除き、一般の方が利用することができないのである。</p> <p>会議室の利用目的について、現状のような公益・公共利用を優先するのであれば、低稼働率でもやむを得ないと思われる。このため、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。</p> <p>但し、公共施設の有効活用の観点から、特別出張所長は、支障の無い範囲内で広く第2条5項の適用を認められたい。</p>		

特別出張所会議室の稼働率

特別出張所	部屋名	平成18年度 稼働率	平成23年度 稼働率
大森東	大会議室	8.1%	
	大会議室(2階)		16.7%
	小会議室(2階)		16.6%
大森西	大会議室(2階)	23.2%	17.0%
	中会議室(2階)	7.3%	19.0%
	小会議室(1階)	8.4%	4.0%
入新井	会議室	44.3%	
	会議室(4階)		19.8%
	会議室(兼作業スペース)		66.7%
馬込	会議室(2階)	24.5%	30.1%
池上	大会議室(3階)	26.5%	60.0%
	小会議室(2階)	10.0%	50.0%
新井宿	会議室(2階)	26.0%	10.5%
	集会室(3階)	13.3%	19.9%
嶺町	庁用会議室(1階)	33.3%	35.9%
	会議室(2階)		12.7%
田園調布	小会議室(2階)	6.3%	4.5%
	大会議室(3階)	4.6%	20.5%
鵜の木	大会議室(3階)	10.1%	
	小会議室(1階)	3.7%	
	会議室		17.0%
久が原	集会室	21.7%	63.0%
雪谷	大会議室(3階)	15.7%	37.5%
	会議室(2階)	3.5%	
千束	大会議室(2階)	17.7%	28.0%
	小会議室和室(2階)	5.5%	16.0%
六郷	大会議室(3階)	19.8%	39.0%
	小会議室和室他(2階)	11.3%	24.0%
矢口	大会議室(1階)	19.1%	34.6%
	小会議室(1階)	21.9%	39.2%
蒲田西	会議室(3階)	16.0%	17.4%
糺谷	大会議室(2階)	17.0%	18.0%
	小会議室(2階)	14.8%	19.0%
羽田	大会議室(3階)	18.5%	17.9%
	小会議室(2階)	10.6%	21.7%

※上記稼働率は、年間利用回数/利用可能枠数で計算している。なお、利用可能枠数は、貸し出し単位（午前、午後、夜間 等）を1コマとカウントしている。

平成20年度 民間委託・指定管理者について

【1】公募せずに指定管理者を指定することについて

【着眼点】特命指定は限定的に行うべきである。

ここがポイント

非公募で指定管理者を指定する特命指定は合理的理由がある場合のみとすべきであり、現在45施設の特命指定施設はさらに公募の可能性を検討して、適切な競争の機会を確保すべきである。

NO	20002	所管部署	企画財政課 その他指定管理者を定めている所管部署全て
概要	<p>平成19年度より大田区では指定管理制度を導入している。 指定管理制度とは公の施設の管理・運営を株式会社や財団法人等に包括的に代行させる制度である。</p> <p>総務省は「通知」（平成19年1月31日）の中で「指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続きが求められることから、指定管理者の指定の申請に当っては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行うこと等に努めること」としており、指定管理者の選定は公募を原則とすることを通知している。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
	結果・意見区分	意見	
前監査人見解	<p>公募せずに指定管理者を指定することについては、現段階では違法とまではいえないが好ましい行為とはいえない。</p> <p>大田区では「指定管理者の選定方針について（通知）」（平成20年7月31日、20経企発第10213号）では、非公募で指定する「特命指定」に当たる場合は、例外的に「複数の申請者に事業計画書を提出させること」を行わないでも良いとしている。</p> <p>「特命指定」を安易に認めれば、法の精神が没却されかねないので、「特命指定」についてはごく限定的に使用すべきである。</p>		
区の措置・対応状況	<p>区では平成20年7月31日付け20経企発第10213号通知に加え、平成21年7月に策定した「指定管理者公募・選定ガイドライン」のなかでも指定管理者の選定は原則公募によることとしており、特命指定は限定的な取扱いとしている。</p> <p>施設の特性や手続の透明性、さらには指定管理者交代による施設利用者への心身的負担等を総合的に勘案し、諸要件を総合的に比較検討した結果、公の施設の設置者として自治体が最終的に特命指定を選択するケースもあり得るもの</p>		

と考えている。

選定結果や選定手続等の情報公開については、前述した「指定管理者公募・選定ガイドライン」において留意するよう求めているところである。

平成24年4月1日現在、指定管理者制度導入施設は119箇所となっており、うち特命指定は45箇所（37.8%）となっている。

平成21年度以降新規導入した22施設中、21施設は公募を実施した。さらに当初特命指定した施設においても再選定時は公募を実施した施設もある（平成21年度以降5施設）。

一部に外郭団体を特命指定している施設が残っているが、今後の再指定の際には公募の実施に向けて検討を進めている。

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正
されていない／その他

結果・意見区分

意見

特命指定施設の推移

	指定管理代行施設	うち特命指定施設
平成21年度	101	47
平成22年度	101	47
平成23年度	103	45

妥当性
判断の
理由及
び結果
・意見の
内容

ここ数年、特命指定施設数は減少していないため、是正が不十分と判断した。

特命指定の理由は、指定管理者の選定は公募すべきという原則の趣旨に照らして合理的な理由となるべきである。

現在特命指定となっている施設についても、今後は、かかわり方を見直して、再指定の際には公募の可能性を検討し、公募による選定が可能なものは公募により選定し、特命指定施設数は極力減らして、適切な競争の機会を確保すべきである。

現在特命指定となっている施設、特命指定の理由一覧を以下に添付する。

特命により指定管理者を選定している施設状況一覧

(平成24年4月1日現在)

No.	施設	指定期間	特命指定の理由	次回選定時の方針 (公募導入の検討)	施設所管課
1	大田区民ホール	3年	<p>特命指定の理由</p> <p>(1) (公財)大田区文化振興協会は、地域文化振興のための各種事業を行うことを目的に設立した大田区の外郭団体であり、この目的を効果的・効率的に達成するためには、各施設の管理と事業運営を一体的に同財団に行わせることが必要である。</p> <p>(2) 公益目的事業を主に実施する公益財団へと移行した文化振興協会は、今まで以上に区の地域文化振興のパートナーとして、地域文化活動を通じたまちの活性化や地域コミュニティの広がりを生み出していく役割が求められる。そのため、大田区地域文化振興プラン【基本方針】において、同財団に対し求めたい取り組みとして、「文化拠点施設の運営を通じて地域文化活動の場を提供すること。」、「龍子記念館など地域文化資源の保全と活用を図ること。」を掲げている。</p> <p>(3) 文化振興協会は、この2年間、区と連絡調整を図るなかで良好な管理代行業務の実績を有し、指定管理者の運営に関するモニタリングにおけるアンケート結果においても高い評価を得ている。</p>	<p>地域振興課</p> <p>地域振興課</p> <p>地域振興課</p> <p>地域振興課</p> <p>地域振興課</p>	
2	大田区民プラザ	3年			
3	大田文化の森	3年			
4	熊谷恒子記念館	3年			
5	龍子記念館	3年			
6	区民活動支援施設大森	5年	<p>① 現行の指定管理者である「特定非営利活動法人大森コラボレーション」は発足時からこれまでの間、地域との連携のもとに、区民活動支援施設の特徴を踏まえ、円滑で安定的な業務運営に努めてきている。</p> <p>② 現在、自主事業の芽を伸ばす米が見えるなど、こらば大森が全区的な連携・協働を促進する拠点として発展する途上にある。引き続き管理代行を継続することで、おおた未来プラン10年に掲げる事業「こらば大森の充実」を推進していくことが期待できる。</p> <p>③ 業務実績や評価結果の点でも良好であった。</p> <p>以上のことから、平成24年度からの指定管理については、選定委員会による審査手続を実施した上で、当該法人を特命指定による再指定とすることとした。</p>	大森西特別出張所	
7	産業プラザ	5年	<p>(1) 産業プラザは、大田区と東京都との共有施設であり、施設内には都・区行政事務室や技術支援試験室等の他、指定管理者である協会、東京信用保証協会、(社)大田工連や大田区商店街連合会などの各テナントと、公の施設としての展示ホール等が複雑に混在する複合施設である。</p> <p>そのため、当該施設内にある協会が公の施設部分とそれ以外の部分を総合的に維持・管理していくことが最適である。</p> <p>(2) 産業プラザは、大田区産業の環境基盤を整備し、その活性化を図り、併せて産業活動を担う勤労者の雇込向上に寄与することを設置目的としており、施設利用の多くを産業関連団体が占める中、普段から区内中小企業と連携して事業活動を推進している協会が、事業活動と施設管理を一体的に担うことがプロ・ハート両面から最適である。</p> <p>(3) 協会は、区内産業振興策の推進において、産業プラザを拠点に区と協力して各種のイベントや相談事業などを実施しており、年間を通じて円滑な事業活動が実施できる。</p> <p>(4) 協会は、日常的にモニタリングを実施し、その結果は高い評価を受けており、協会が提供するサービスは決して民間企業に劣るものではない。一方、協会は公益法人であり、収益を追及するあまり結果として利用者へのサービス低下を招くという危惧を払拭できる。</p>	未定	産業振興課

No.	施設	指定期間	特命指定の理由	次回選定時の方針 (公募導入の検討)	施設所管課
8	創業支援施設	5年	(1)当該施設は、大田区企業のイノベーション促進に欠かすことのできない場として位置づけられている。また、新事業創出のためのネットワーク構築や産学連携事業のような研究開発の促進などを組み合わせることで、区内産業発展のため重要であるが、この分野における支援策は、現指定管理者が実施する様々な事業と重なる部分であるため。 (2)当該施設への入居企業選定から入居後のソフト支援までを一貫して行うことで、利用者にとって満足度の高いサービスを提供できるため。 (3)当該施設は、小学校及び区施設の再利用施設であるため、施設活用方法の検討や、日常の修繕対応等において区との綿密な計画、調整が必要であるため。	次回選定時までには検討していく予定です。	産業振興課
		5年			産業振興課
		5年			産業振興課
10	産学連携施設	5年			産業振興課
11	南六郷福祉園	5年	1 指定管理者である社会福祉法人は、指定管理期間において、良好な施設運営の実績を有し、指定管理者の運営に関するモニタリングにおけるアンケート結果においても高い評価を得ている。 2 指定更新する施設は障害者施設であり、環境の変化等が大きな負担等となって現れやすい障害者の利用施設であることを考えると、現在、施設に通所されている利用者・家族の意向等を尊重することが重要となってくる。仮に公募等で新しい法人を選定した場合、引継ぎにおいて利用者支援に関わる部分は現行運営法人と新法人との並行運営期間が必要となるため、係るコスト負担も大きい。以上の理由から現に施設を運営している社会福祉法人から再指定の申し出があった場合は、優先して調査審議し、その結果が良好であった場合は指定管理者として選定することを原則とし、大田区立障害者福祉施設条例第10条、並びに成20年7月31日付「指定管理者選定方針について(通知)」に基づき必要必要な審査を行った。 3 現行法人職員の処遇 別法人が指定管理者に指定された場合、対象施設に勤務する法人職員の処遇が課題となる。各職員がその能力を十分に活用できる場を確保できない場合には、社会福祉サービス従事者育成に積極的に取り組む本区にとっても損失と考えられる。	現時点では未定です。	障害福祉課
12	くすのき園	障害福祉課			
13	久が原福祉園	障害福祉課			
14	新井宿福祉園	障害福祉課			
15	池上福祉園	障害福祉課			
16	うめのき園	障害福祉課			
17	うめのき園分場	障害福祉課			
18	しいのき園	障害福祉課			
19	大田福祉作業所	障害福祉課			
20	大田福祉作業所大森西分場	5年			
21	つばさホーム前の浦	5年	1 指定管理者である社会福祉法人は、モニタリング調査の結果などから良好な運営を行ってきており、大田区立心身障害者自立生活訓練施設条例第18条、大田区立前の浦集会所室条例第16条、並びに成20年7月31日付「指定管理者選定方針について(通知)」に基づき、管理実績を考慮し、優先して審査、調査を行った。 2 区立つばさホーム前の浦、区立前の浦集会所は、大田幸福会の設置経営による就労継続支援B型事業所のぞみ園とあわせて、複合施設を構成しているという特性があり、2施設については、施設の一体的運営から現行法人の特命指定が適切である。		障害福祉課
22	前の浦集会所	5年			障害福祉課

No.	施設	指定期間	特命指定の理由	次回選定時の方針 (公募導入の検討)	施設所管課
23	特別養護老人ホーム羽田	5年	<p>大田区立特別養護老人ホーム条例第2条の4「指定期間の満了に伴い、改めて指定管理者を指定する場合で従前の指定管理者である法人から前条第2項の規定に基づく書類を添えて再び指定を受けたい旨の申出があつたときは、区長は、当該法人の指定に係る特別養護老人ホームの管理の実績を考慮して、これを指定管理者とすべきものとして選定することができる。」、大田区立高齢者在宅サービスセンター条例第3条の4「指定期間の満了に伴い、改めて指定管理者を指定する場合で従前の指定管理者である法人から前条第2項の規定に基づく書類を添えて再び指定を受けたい旨の申出があつたときは、区長は、当該法人の指定に係る高齢者在宅サービスセンターの管理の実績を考慮して、これを指定管理者とすべきものとして選定することができる。」及び大田区立軽費老人ホーム条例第17条「指定期間の満了に伴い、改めて指定管理者を指定する場合で従前の指定管理者である法人から前条第2項の規定に基づく書類を添えて再び指定を受けたい旨の申出があつたときは、区長は、当該法人の指定に係る老人ホームの管理の実績を考慮して、これを指定管理者とすべきものとして選定することができる。」に基づき、指定管理者から再び指定を受けたい旨の申し出があつたため審査を行いました。</p> <p>その結果、書類審査と面接審査の合計が審査基準の7割を超えていたこと及び申請法人は、既に施設の指定管理者としてサービス向上と経営健全化に取り組み利用者や家族の信頼を得ていることから、今後安定した施設運営のもとで更なるサービス向上が期待できるという審査委員会における全会一致の評価であつたことから、指定管理者として選定しました。</p>	<p>現時点では未定ですが、公募導入も含めて検討してまいります。</p>	介護保険課
24	特別養護老人ホーム池上	5年			介護保険課
25	特別養護老人ホーム大森	5年			介護保険課
26	特別養護老人ホーム蒲田	5年			介護保険課
27	特別養護老人ホーム糞谷	5年			介護保険課
28	特別養護老人ホームたまがわ	5年			介護保険課
29	高齢者在宅サービスセンター羽田	5年			介護保険課
30	高齢者在宅サービスセンター池上	6年			介護保険課
31	高齢者在宅サービスセンター大森	5年			介護保険課
32	高齢者在宅サービスセンター南馬込	5年			介護保険課
33	高齢者在宅サービスセンター蒲田	5年			介護保険課
34	高齢者在宅サービスセンター田園調布	5年			介護保険課
35	高齢者在宅サービスセンター徳持	5年			介護保険課
36	高齢者在宅サービスセンター糞谷	5年			介護保険課
37	高齢者在宅サービスセンター下丸子	5年			介護保険課
38	高齢者在宅サービスセンター矢口	5年			介護保険課
39	高齢者在宅サービスセンターたまがわ	5年			介護保険課
40	高齢者在宅サービスセンター大森本町	5年			介護保険課
41	おおもり園	5年			介護保険課

No.	施設	指定期間	特命指定の理由	次回選定時の方針 (公募導入の検討)	施設所管課
42	コスモス苑	5年	入所者の中には、母子共に精神を病んでいたり、日本語を理解できずに日常生活が困難な家庭もあり、それをサポートする施設の職員の力量や経験が重要になってくる。また、施設の基本は、2年間で自立できるよう、日常生活訓練や就労指導等、母子と施設の職員との人間関係が重要である。したがって、指定管理者の選定にあたっては、施設特性や入所者と職員との人間関係の重要性を十分に考慮する必要がある。現行の指定管理者は、母子支援施設の特性を十分に踏まえ、円滑で安定的な業務運営に努めるとともに、業務実績や評価結果が良好であることから、平成23年度からの指定管理については、所要の手続きを実施したうえで、現管理者を特命指定による再指定とした。	公募導入を検討	子育て支援課
		5年			子育て支援課
44	大田スタジアム	5年	大田スタジアムは、平成18年度から財団法人 大田区体育協会が指定管理者として施設運営しております。以下の点を踏まえて平成20年度の選定の際には特命指定いたしました。 1 財団法人 大田区体育協会の設立趣旨が「区内における体育運動を振興し、もって区民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与すること」としており、大田スタジアムの目的である「区民の余暇利用の充実及び健康増進に寄与すること」と合致するうえ、区内のスポーツ団体を統括する団体でスポーツ人口の拡大と充実した施策を展開している。 2 財団法人 大田区体育協会は、平成19年度に行なわれた指定管理者モニタリングにおいて、サービス向上のための取り組みや稼働率の向上への努力、施設の維持に対する積極的な対応などを評価された総合評価で良好な結果(A)をもちっている。	大田スタジアムの次回指定管理者選定は、平成25年度を予定しております。 指定管理者の選定にあたりましては、指定管理者制度導入の趣旨を踏まえて関係法令を遵守し、公募による選定を行なう予定です。	都市基盤管理課
					45

【2】指定管理料の価格の合理性について

【着眼点】特命指定の価格の合理性はどのように担保されているのか。

ここがポイント

指定管理料の額が適切で合理的であるかどうかについて、毎年度多角的に検証していくべきである。

NO	20004	所管部署	企画財政課 その他指定管理者所管部署
概要	<p>前項でも述べたように、総務省は「通知」（平成19年1月31日）の中で「指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続きが求められることから、指定管理者の指定の申請に当っては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行うこと等に努めること」としており、指定管理者の選定は公募を原則とすることを通知している。</p> <p>しかし、公募に寄らず、合理的な理由を根拠に特命指定を行う場合には、指定管理料の妥当性について十分に吟味する必要がある。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>指定管理者制度において非公募制を採用している場合、すなわち「複数の申請者に事業計画書を提出させること」を行っていない場合には、当該、指定管理料の価格が合理的なものであるのか否かの検証は極めて難しいことになる。</p> <p>非公募施設について、価格の合理性の検討が必須の条件であると考え。当該、価格の合理性の検討は、結果として、非公募指定管理者に経営改善等を促すことにもなり、実行の効果が大きいものと考え。</p>		
区の措置・対応状況	<p>平成20年7月に策定した「指定管理者公募・選定ガイドライン」のなかで特命指定する場合は「選定における客観性、妥当性を確保することに留意するとともに、直営で管理した場合とのコスト比較を検証するなど、評価方法を工夫して指定管理料等金額の合理性を確保する必要がある。」と規定した。</p> <p>非公募の施設については、公募を実施した場合と同様に同種、同一規模の他施設の管理経費と比較するなど、可能な限り多角的に検証するべきと考えている。</p> <p>現在、指定管理者制度導入施設の多くは2回目、3回目の指定に入っている。運営係費はいずれの施設もほぼ横ばいの状況にあり、今後の大幅な経費縮減は難しいものと考えている。今後は限られた経費で、より良質なサービスの提供するよう個々の施設において、より一層の創意工夫が求められているものと認識している。</p>		
現監査人の見解			

区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／ 是正 されていない ／その他
結果・意見区分	意見
妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見 の内容	<p>上記ガイドラインにおいて、非公募（特命指定）は3～5年で継続して選定される。毎年度の指定管理料の額が合理的かどうかの検証は、予算査定時に行われている。</p> <p>上記対応状況の中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直営で管理した場合とのコスト比較を検証 ② 同種、同一規模の他施設の管理経費と比較 <p>といった検証法を示している。</p> <p>子育て支援課では、指定管理業者の人件費算定の基準としていた資料が、比較的古い基準であり、現在の状況に照らして若干高額であるとして主として人件費価額の是正を求め、平成21年度から平成22年度にかけて2,548千円減少させており、当該検証法を実践して、効果を上げた事例である。</p> <p>しかし、人件費が妥当かどうかの判断を、指定管理業者が提出した給与規程に基づいて計算されていることの確認程度で行っている部署も多く見受けられた。そのような手続きでは、標準的な相場の価額となっているかどうかは判断できない。</p> <p>前年度の実績をベースとして予算を策定し、指定管理業者から提出された見積書がその予算の範囲内かどうか程度の判断にとどめている部署も多く見受けられた。このため、是正が不十分と判断した。</p> <p>近年の経済情勢から、物価水準は減少傾向であり、そうした点からも価額の妥当性については、過去に定めた基準に依拠した判断（前年比較や、過去の一時点で定めた給与規程に基づく判断）では、世間的な状況を見誤る。</p> <p>ゼロベースで毎年度の状況に照らした判断・検証を実施していくべきである。</p>

【3】 保育園調理業務の委託

【着眼点】 価格の決定は合理的か。

ここがポイント

競争を導入することで、委託料をさらに下げることができる可能性がある。

NO	20030	所管部署	こども家庭部保育サービス課																																				
概 要	平成23年度保育園調理業務委託契約は以下のとおりである。																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>園名</th> <th>契約金額</th> <th>定員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A園</td> <td>17,110,800</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>B園</td> <td>17,110,800</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>C園</td> <td>16,644,600</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>D園</td> <td>17,010,000</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>E園</td> <td>16,165,800</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>F園</td> <td>17,612,700</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>G園</td> <td>17,612,700</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>H園</td> <td>15,334,200</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>I園</td> <td>15,246,000</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>J園</td> <td>17,010,000</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>166,857,600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			園名	契約金額	定員数	A園	17,110,800	120	B園	17,110,800	124	C園	16,644,600	128	D園	17,010,000	122	E園	16,165,800	137	F園	17,612,700	138	G園	17,612,700	118	H園	15,334,200	113	I園	15,246,000	126	J園	17,010,000	135	合計	166,857,600	
	園名	契約金額	定員数																																				
	A園	17,110,800	120																																				
	B園	17,110,800	124																																				
	C園	16,644,600	128																																				
	D園	17,010,000	122																																				
	E園	16,165,800	137																																				
	F園	17,612,700	138																																				
	G園	17,612,700	118																																				
	H園	15,334,200	113																																				
	I園	15,246,000	126																																				
	J園	17,010,000	135																																				
合計	166,857,600																																						
5社とも、保育サービス課長が経理管財課長あてに推薦（「業者推薦書」）することにより決定する、単独随意契約である。																																							
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況																																							
結果・意見区分		結果																																					
前監査人見解	<p>当該委託契約の業者とは、「業者推薦書」に基づき、随意契約を締結している。</p> <p>随意契約の継続が、委託料の高止まりに繋がっていないかどうか問題である。保育サービス課によれば、新たな業者を探している状態にあり、新規参入の促進を妨げていることはないとのことであった。</p> <p>しかし、現状は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に直接的に該当する状況にはないのではないかと考えられる。</p> <p>なぜなら、すでに複数社が受託に応じており、複数による競争は可能であると考えられるからである。</p> <p>現在、業者推薦書によって、業者を絞っているばかりか、各保育園に各業者を貼付けにしており、シャッフリングやローテーション等も行わせていない合理的な理由が見出せなかった。</p> <p>随意契約にするにしても各業者に仕様や計画を争わせる方法（プロポーザル方式等）の方が、価格が下がる可能性がある。</p> <p>見積り金額の積算根拠の合理性も、見積合せ等を行っていないため、立証しにくい状況になっている。改善することが好ましいと考える。</p>																																						

保育所における調理業務の委託については、平成10年2月18日付・児発第86号厚生省児童家庭局長通知により、「保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面での質の確保が図られるべきであり、（略）施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、（略）当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。」と規定されている。

また、受託業者については、「調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。」と規定されている。

上記のことから、食物アレルギー児の除去食対応や、零歳児の離乳食などに習熟している業者による安定した給食提供が可能な事業者を業者推薦している。

業者選定においては、「大田区保育園給食調理業務民間委託業者選定委員会設置要綱」（平成13年11月30日助役決定）に基づいている。

区の措置・対応状況

現在、調理業務委託保育園の保育園長・栄養士から「給食調理業務民間委託業者状況報告書」を年2回受け、これを基に選定委員会が業務内容の評価を行い、業者を選定している。

選定委員会は、各業者の大田区保育園給食への認識が深まっていることや、年々増加する食物アレルギー児の除去食提供など煩雑化する業務に対応していること、保護者及び保育園職員から信頼されていることなど、これまで良好に業務を履行していることを認め、この間受託業者の変更は行わず継続して契約している。

今後は前述の方法で評価を続け、更に区の栄養士の巡回、業者からのヒアリングなどを通して現場の状況を確認しながら業者を継続するかどうかの検討を行っていく。委託料については毎年各業者から見積書の提出を受け、価格交渉を行ったうえで予算の範囲内で契約している。

なお、平成15年度に委託開始した4園を最後に平成16年度以降新規委託は行っていないが、今後新たに委託を開始する際には新規業者参入も含め、より安全で信頼される給食をより安価に提供するための改善を充実させていきたい。

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正されていない／その他
結果・意見区分	意見

妥当性
判断の
理由及
び結果
・意見の
内容

1. 予算の査定について

上記回答の中で、委託料について毎年各業者から見積書の提出を受けて価格交渉を行っているとのことであるが、実際に提出された見積書を拝見したところ、平成23年度の委託業者5社のうち、ほとんどが見積書の表紙のみの提出であった。内容の詳細を提出している業者もあったが、それは区側の要請に基づくものではなく、業者の任意によるものであった。

見積書の表紙のみの提出は、例えば以下のような内容の表記があるのみで、これだけの内容では、価格交渉や十分な予算査定は行っていないと推察される。

大田区役所保育サービス課様 平成22年×月×日

××保育園給食調理業務委託見積書

1. 件名 平成23年度保育園給食調理業務委託
2. 見積額 ×××××円(税抜)

業者名・印

保育サービス課によると、価格交渉は予定価格を超えた場合のみということであったため、予算を超えない範囲であれば内容の詳細査定は行わず、見積書の中身も見なかったと考えられる。

2. 随意契約の見直しについて

委託料の推移、及び食数当たり単価は以下のとおりである。

園名	定員数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
		契約金額	契約金額	契約金額	定員1人当たり単価
A園	120	17,110,800	17,110,800	17,115,840	142,632
B園	124	17,110,800	17,110,800	※	
C園	128	16,644,600	16,644,600	16,644,600	130,036
D園	122	17,010,000	17,010,000	17,010,000	139,426
E園	137	16,165,800	16,165,800	16,165,800	117,999
F園	138	17,612,700	17,612,700	17,612,700	127,628
G園	118	17,612,700	17,612,700	17,612,700	149,260
H園	113	15,334,200	15,334,200	15,334,200	135,701
I園	126	15,246,000	15,246,000	15,246,000	121,000
J園	135	17,010,000	17,010,000	17,010,000	126,000
合計		166,857,600			

※B園は平成24年度より区立民営へ移行した。

平成25年度には2園増加予定とのことであり、これに対応する業者数を広げるとの話であるが、選定方法は従来通りの業者推薦法に基づく随意契約ではなく、プロポーザル、入札等を行うことも検討されたい。

国保年金課の印刷業務委託の契約は、従来の業者推薦による単独随契から入札方式に変更したことにより、以下のように委託料が減少した。

	23年度(決算)	24年度	
		A社	B社
国保事務等	40,750,983	3,459,695	13,037,955
収納事務等	11,552,785	2,380,755	8,149,837
保健推進事業	2,393,957	0	1,634,430
計	54,697,725	5,840,450	22,822,222

※平成24年度B社の額は、単価契約による年間見込額のため確定額ではない。

委託料を下げたことによる質の低下などの問題は生じずに、良好に運営されている。

当該事例は、保育園調理業務とは業種も業態も異なるが、おおいに参考になると考えられる。

保育園調理業務においても入札方式の採用等を検討されたい。

3. 価格の検証について

当該案件のように単独随意契約を継続する場合でも、提出された見積額が予算内であれば特に査定しない、という姿勢ではなく、より精緻な分析により適正価格を追及すべきである。

予算額も基本的には前年実績をベースとしており、客観的積み上げ根拠は乏しいものと予想される。

上記の表にあるような、定員1人当たりの契約単価を比較して、金額が大きいところについてそれでよいのかどうか、他社と比較分析し、交渉するなどという方法も一つのやり方と考えられる。

所管部署に当該定員1人当たりの契約単価の違いについて質問したところ、単価が高いところは優秀な人材がいて、評価も高い、とのことであったが、優秀な人材はその業者の都合でいつ移動するかもわからず、その優秀な人の異動について制限をしているわけではないのであれば、人件費を高くしてもよい根拠にはならない。

まして該当園のみ優秀な人を貼りつけるような契約額になっているのであれば、園の間での公平感は保たれていないように聞こえる。

比較的高い人件費を払って良いサービスを保たせるというのではなく、標準化した条件で人件費を支払い、サービスを競わせるのが筋と考える。

以上を総合的に勘案して、是正が不十分と判断した。

【4】明確な費用区分について

【着眼点】負担する費用は適切か。

ここがポイント

- ① 所管部署は、予算実績差異内容を十分に把握すべきであり、区が負担する費用については明確にすべきである。
- ② 予算項目の算定根拠は業者間で統一をすべきである。
- ③ 予算と実績の差異分析をすべきである。

NO	20033	所管部署	こども家庭部保育サービス課																								
概 要	平成23年度の保育園運営業務委託契約の状況は以下のとおりである。																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">件名</th> <th style="text-align: center;">業者名</th> <th style="text-align: center;">契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A園</td> <td>S社</td> <td style="text-align: right;">145,000,000</td> </tr> <tr> <td>B園</td> <td>T社</td> <td style="text-align: right;">175,130,000</td> </tr> <tr> <td>C園</td> <td>U社</td> <td style="text-align: right;">193,240,000</td> </tr> <tr> <td>D園</td> <td>V社</td> <td style="text-align: right;">195,000,000</td> </tr> <tr> <td>E園</td> <td>W社</td> <td style="text-align: right;">183,103,000</td> </tr> <tr> <td>F園</td> <td>X社</td> <td style="text-align: right;">198,380,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,089,853,000</td> </tr> </tbody> </table>			件名	業者名	契約金額	A園	S社	145,000,000	B園	T社	175,130,000	C園	U社	193,240,000	D園	V社	195,000,000	E園	W社	183,103,000	F園	X社	198,380,000	合計		1,089,853,000
	件名	業者名	契約金額																								
	A園	S社	145,000,000																								
	B園	T社	175,130,000																								
	C園	U社	193,240,000																								
	D園	V社	195,000,000																								
	E園	W社	183,103,000																								
	F園	X社	198,380,000																								
	合計		1,089,853,000																								
<p>保育サービス課長が経理管財課長あてに、プロポーザルの結果に基づき「業者推薦書」を提出することにより決定する、単独随意契約である。</p>																											
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況																											
結果・意見区分		結果																									
前監査人見解	<p>保育園運営業務の「業務委託仕様書」には以下のような規定がある。</p> <p>「（委託料の経理）第10</p> <p>乙は、委託料の経理に当たっては、収支計算書又は損益計算書において、園に係る区分を設け、委託事業と自主事業を明確に区分して処理するものとする。</p> <p>2. 乙は、前項の委託料の経理に関する帳簿及び関係書類を委託業務終了後から5年間保存するものとする。</p> <p>（委託料の返還）第11</p> <p>委託料を他の用途へ使用したときや交付決定に違反したときは、甲は乙に対して、委託料決定の取消し又は返還命令をすることができる」</p> <p>上記仕様書（委託料の経理）第10、（委託料の返還）第11の文言を厳密に解すると、事業者にとっては契約自体が難しいことになる。実際、本件の委託の場合、サンプリングベースで見たところ、いずれのケースも契約金額＝報告金額となっており、いわゆる精算という行為はなされていないし、そのチェックも一定以上の会計的な知識がないと難しいと思われる。</p>																										

選考時点で価格面での競争原理が働いている選考が行われているならば、精算という行為が行われなくても業者の得る利益は一定の範囲で適正なものとなるであろうが、本件においては、プロポーザルによる選考基準での価格面での考慮が審査上の参考としてしか評価されていないために業者の得る利益が適正なものになっているという保証がない。

したがって、契約規定に精算条項をいれるべきかもしれないが、それも行われていない。結局、プロポーザルにより一般業者を委託業者にする場合、この規定はいかなる意味があるのか、プロポーザルでの評価基準に価格面での評価が大きな割合では含まれていないこととともに、この点について再考する必要があると考える。

区の措置・対応状況

業務委託仕様書の「委託事業と自主事業を明確に区分して処理するものとする。」との規定については、保育園の園運営では、大きく分けて、保育園事務費と保育園事業費とに分けており、その中でも区負担と事業者負担とに明確に負担割合を分けることを求めるものである。

現在、契約書の仕様書に費用負担区分表も添付し、委託料でまかなうものと法人で負担してもらうものとに分けて提示し、整理している。

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性 是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他

結果・意見区分 意見

妥当性判断の理由及び結果・意見の内容

1. 決算報告書のチェックについて

当該手続の前提として、業者が提出する決算書をチェックすることを区は必要と考えて、保育園業務委託仕様書第25に各業者は“委託業務終了後、速やかに事業実績報告書及び歳入歳出決算書を区に提出するものとする”とさだめており、区は入手した歳入歳出決算書についてチェックすべきである。

平成23年度に実際に最初入手した業者の歳入歳出決算書上の支出額は以下の通りであった。

	業者名	予算	実績	差異
A園	S社	145,000	120,901	24,099
B園	T社	175,130	175,130	
C園	U社	193,240	193,240	
D園	V社	195,000	195,000	
E園	W社	183,103	183,103	
F園	X社	198,380	198,380	

上記B園の決算内訳

	予算	実績(訂正前)	差異
収入	145,000	141,292	-3,708
人件費	103,619	87,087	-16,532
事務費	23,650	17,637	-6,013
事業費	17,730	16,175	-1,555
経費計	145,000	120,901	-24,099
収支差額	0	20,393	20,393

当初の決算書上は人件費に大きく差異が出て、その結果収支差額上は大きな収入超過（利益）が生じている状態であった。そのままみると、予定されていたサービスを行える人員を手配していないで利益を得たようにみえる。

今回の監査進行過程で、監査人が質問をしたところ、この差異についての明確な回答は得られず、後日に持ち越された。

決算書を入手して、チェックを行う立場の所管部署は、最初に確認を行うべきであった。

2. 費用の負担について

上記経緯を経て、後日訂正された決算書の内訳は以下のとおりである。

	平成23年度予算	平成23年度実績	差異
収入	145,000	141,292	-3,708
人件費	103,619	85,589	-18,030
事務費	23,650	39,526	15,876
事業費	17,730	16,175	-1,555
経費計	145,000	141,292	-3,708
収支差額	0	0	0

収入が145,000千円の予算に対して、実績が141,292千円となっているのは、各月の人員報告に基づいて予定を満たしていない場合に委託料を減額精算する減価採用（保育園運営業務委託契約書第10条）による減算による。

当該業者に関しては、当初予定された人件費が18,030千円も少なく計上され、反対に事務費15,876千円が予算より多く計上されている。

これは、人手不足を解消するための費用であり、具体的には人員不足に関する対応費である。

事務管理費内訳	(単位:千円)
採用募集費	4,293
紹介手数料	3,999
本社における採用緊急プロジェクトメンバー人件費配賦	6,442
社労士・税理士相談費	2,390
リスク診断費(人員不足の中での保育環境診断)	1,102
臨床心理士相談料	902
保育相談等	945
訂正前決算事務管理費	14,110
合計	34,185

当該費目を事務費に含めることは、保育園運営業務委託仕様書添付の“費用

負担の区分けについて”の中からは読み取れない。

こうした支出を認めるのであれば、明確に示すべきであり、認めないのであれば、委託料仕様書第11に基づき、委託契約以外の支出となるので、精算し返還を検討すべきである。

3. 事務管理費等について

その他に予算の段階で費目名が包括的な事務管理費等（一般管理費、予備費を含む）が計上されている。事務管理費等は各社の管理代行業務の管理費、本社費の負担等の性格を持つと考えられるが、計上額は以下のようになっており、計算基準は統一できていないように見える。

業者名	指定管理料	事務管理費	事務管理費の割合
S社	145,000	14,500	10.0%
T社	175,130	23,110	13.2%
U社	193,240	2,910	1.5%
V社	195,000	計上無	0.0%
W社	183,108	22,530	12.3%
X社	198,380	26,507	13.4%

予算段階での事務管理費等については、算定基準の積算根拠を明確にすべきである。

4. 収支が一致した決算報告について

全ての業者が、結果として、収入と支出が一致して収支がゼロ、という決算報告となった。

保育サービス課の話によると、それ以上の支出があり、実際には赤字になるケースもあるとのことである。

そうであれば、収支赤字の実態を示した決算書を提出させるべきである。

収支がゼロということは、なんらかの調整を行っているということであり、それは正しい決算をゆがめており、それでは業者の収支実態を知ることはできない。

以上を総合的に勘案して、是正が不十分と判断した。

【5】多摩川田園調布緑地の維持管理委託について

【着眼点】多摩川緑地広場管理公社の位置づけについて。

ここがポイント

世田谷区との協定であるため、協議を要するため調整が困難であるが、法的位置づけは明確にすべきである。

NO	20052	所管部署	都市基盤整備課
概要	平成23年度多摩川田園調布緑地の維持管理委託契約は以下の通り。		
	契約名	業者名	管理代行経費
	多摩川田園調布緑地の維持管理委託	多摩川緑地広場管理公社	58,398,000
現在の公社は、昭和53年大田区と世田谷区とで締結した覚書により設立され、その後平成10年、両区の議会議決後に締結された協定書に基づき運営されている団体である。 そのため、両区の調整や運営上の整合を図る必要があるなど、施設運営の特殊性から両区が直営（業務委託）で行なっている。			
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		結果	
前監査人見解	多摩川緑地広場管理公社は法人としての申告（法人税、消費税等）を行っていないとのことである。最終的に法人税法上の課税所得が生じていないとしても、「業務委託料」としての収入がある以上、消費税の納税義務は生じていると考えられる。善処されたい。		
区の措置・対応状況	平成24年7月31日及び8月8日に、玉川税務署を訪問し、協議を行っている。 その後、世田谷区と公社と調整を行った後、会計事務所の協力を得て、過年度分を含む申告書類を作成した。納付の時期や方法について12月5日に再度税務署を訪問している。今後も納付にむけて協議を行っていく。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正されていない／その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	当該意見は平成20年度に出されたものであり、その対応を図っていく旨が対応状況に示されているにもかかわらず、法人税の件について玉川税務署へ協議のため訪問したのが、平成24年7月31日という非常に最近のことであった。このため、是正が不十分と判断した。 これは今回の包括外部監査の進行に伴っての対応と思われる。早めの対応をお願いしたい。		

【6】大田区中小企業者賃貸住宅、大田区創業支援施設、大田区新産業創造支援施設、大田区産学連携施設

【着眼点】未収賃料の債権管理は適切か。

ここがポイント

手続基準に従って迅速かつ厳格に行うことにより、債権回収は適切に行われる。

NO	20095	所管部署	産業振興課
概要	<p>大田区では以下の施設について、産業振興、地域産業の活性化等を目的として賃貸を実施している。</p> <p>大田区立下丸子テンポラリー工場 大田区立本羽田二丁目工場アパート 大田区立本羽田二丁目第2工場アパート 大田区中小企業者賃貸住宅 大田区創業支援施設 大田区新産業創造支援施設 大田区産学連携施設</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		結果	
前監査人見解	平成20年5月15日現在の未収額 3,155,000 円につき、大田区は回収を徹底する必要がある。		
区の措置・対応状況	債権額（円）	平成20年度措置状況	現時点
	A1社 A2社	284,000 回収済み	
	B社	1,341,000 弁護士法人より委任契約終了通知（平成19年6月25日付）を受け、今後の回収方法等について総務課法規担当に相談中。	平成24年1月30日に破産債権届出書を提出。平成24年6月15日本破産事件について簡易配当の通知を受領し、本配当額19,751円を充当。 残額について、本件は債権者の放棄事項を規定した「大田区債権の管理に関する条例」第5条第3号に該当することから、「産業支援施設使用料等滞納整理事務処理要綱」第17条の規定に基づき不能欠損処理として対応する。

	C社	1,530,000	平成21年2月24日付で念書及び債務弁済計画書を収受し、平成21年3月10日に852,000円を回収済み。残金678,000円については、平成21年11月より弁済開始予定。	未収額については平成20年度からその額が増加し、7,227,420円となっている。当該企業は平成22年5月19日延滞使用料について「産業支援施設滞納使用料返済計画書」に基づき「納付誓約書」をもって納付することを誓約。滞納者の収入や生活状況等を考慮に入れ、月30,000円の分納をさせている。今後の支払いについては年度ごとに収入状況等を確認し、納付額の上積みについては交渉し、早期の支払い完了を見込めるよう努める。
	合計	3,155,000		

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正 されていない／その他
結果・意見区分	意見
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>賃料が未納となった場合、「産業支援施設使用料等滞納整理事務処理要綱（平成22年4月12日21産産発第12507号区長決定）」に、大田区賃貸工場、大田区大森南四丁目工場アパート、大田区創業支援施設、大田区産業連携支援施設及び大田区中小企業者賃貸住宅の使用料等の滞納整理事務手続きが定められている。</p> <p>債権については、「未納者」（2か月以内）に対して指定管理者が口頭・文書により納付勧奨を行い（産業支援施設使用料等滞納整理事務処理要綱第3条）、「滞納者」（2か月超）となった時点で、指定管理者から区へ引継ぎを行う（産業支援施設使用料等滞納整理事務処理要綱第4条）。その後は、区において債権回収を行う。</p> <p>平成20年度の包括外部監査指摘対象の滞納債権が上記2件、未だに残っており、かつC社については額がさらに膨らんでいる。このため、是正が不十分であると判断した。</p> <p>早期対応の遅れ及び厳格な対応を行わなかったことが当該未収額を増大させ</p>

たとえられる。

特に C 社については工場と住居ともに賃貸していたことに関して、家族の事情等に配慮して、強く退室を求めなかった結果、債権が膨らんでしまったとのことである。結果として区にとっても債務者にとっても負担が増大してしまった。

今後は滞納債権が生じた際には、要綱の手續にのっとり早急で厳格な対応が求められる。

【7】利用料金制について

【着眼点】利用料金制度における指定管理料の予算設定は適切か。

ここがポイント

利用料金に対する指定管理料の割合が指定管理業者によって異なる。
公平で客観的な算定基準に基づいて、指定管理料を検討すべき。

NO	20100~20112	所管部署	障害福祉課
概 要	平成23年度の障害者福祉施設の指定管理料額は以下のとおりである。		
	園名	管理代行経費実績 (区実負担)	
	A園	48,498,482	
	B園	49,596,775	
	C園	159,217,050	
	D園	143,961,216	
	E園	107,940,955	
	F園	117,103,902	
	G園	58,414,462	
	H園	120,827,828	
	I園	55,929,998	
	J園	56,031,373	
	K園	100,473,666	
		1,017,995,707	
平成23年度より利用料金制に移行した。			
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	指定管理料の概算支払は四半期ごとに行っている。 この際、四半期ごとの繰越差額が過大にならないように「所要額」の内容を十分吟味するなど予算主義によらない機動的な対策を講ずる必要がある。		
区の措置・対応状況	平成23年度からは区立指定管理施設に利用料金制を導入し、介護給付費や給食費等は施設の収入とし、不足する施設運営費を委託料として予算化している。 支払い方法は従来どおり4期に分けて支出している。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正されていない／その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	1. 利用料金制度の導入について 利用料金制とは、公の施設の利用にかかる料金を、指定管理者の収入として収受させる制度である（地方自治法第244条の2第8項） 利用料金制度による指定管理料（区が負担する委託料）は以下の式により算出される。		

各施設の指定管理料（委託料）

＝施設運営費－施設が得る収入（介護報酬費または訓練等給付費など）

利用料金制度上の指定管理料は予算において年度の利用料金を見込んだうえで決定され、見込みよりも利用料金が増減してもその分の精算は行われぬ。

このため、利用料金収入を業者自ら増やす努力をすれば、それはそのまま業者の利益となるため、インセンティブが働くとされている。

障害福祉課所管の障害福祉施設では、平成23年度から利用料金制度を導入した。平成22年度から平成24年度の予算までの推移は以下のとおりである。

	事業所型	平成22年度	平成23年度			平成24年度	
		区実負担※1	指定管理料実績 (区実負担)	区実負担 前年比	指定管理業者 前年比収入 増加※2	指定管理料 予算	指定管理料前 年実績対当年 予算比
A園	就	44,701,600	48,498,482	3,796,882	10,186,369	38,451,000	-10,047,482
B園	就	40,670,014	49,596,775	8,926,761	4,902,410	61,774,000	12,177,225
C園	生	182,634,378	159,217,050	-23,417,328	15,746,363	155,714,000	-3,503,050
D園	生	155,189,963	143,961,216	-11,228,747	16,333,209	124,110,000	-19,851,216
E園	生	112,399,799	107,940,955	-4,458,844	17,851,104	104,936,000	-3,004,955
F園	生	131,695,282	117,103,902	-14,591,380	20,544,235	125,495,000	8,391,098
G園	就	37,334,653	58,414,462	21,079,809	25,360,771	30,766,000	-27,648,462
H園	生	130,349,753	120,827,828	-9,521,925	34,722,125	100,555,000	-20,272,828
I園	就	50,100,404	55,929,998	5,829,594	24,756,095	49,424,000	-6,505,998
J園	就	48,889,898	56,031,373	7,141,475	28,302,850	53,749,000	-2,282,373
K園	生	112,290,272	100,473,666	-11,816,606	36,554,035	119,154,000	18,680,334
合計		1,046,256,016	1,017,995,707	-28,260,309	235,259,566	964,128,000	-53,867,707

※1 利用料金制度導入前の平成22年度の区実負担額は、区が指定管理代行業者に支払った指定管理料総額から、区が収受した利用料収入を控除した金額である。

※2 指定管理者前年収入増加額は、

- ①平成22年度に業者が受け取った指定管理料
- ②平成23年度に業者が受け取った指定管理料＋業者が収受した利用料収入の①と②を比較して、指定管理業者の収入総額を比較したものである。

上表を見ると、区の実負担総額は、総額では平成22年度の1,046百万円が平成23年度には1,017百万円に28百万円減少している。

一方で業者の収入は一樣に増え、総額で235百万円増加しており、利用料金制度導入の一定の効果が認められる。

しかし個別に見れば、区の負担が増加している園もある。

利用料金制度を導入した平成23年度は、各施設が障害者自立支援法内の事業所に移行した年度であり、就労継続支援B型事業所（旧知的障害者援護施設、通所授産“就”）は、訓練等給付費（施設が得る収入）が自立支援法内事業所に移行すると、訓練等給付費の一人当たりの単価が移行前の支援費より下がり、区の負担は増えることがわかってきた。

一方、生活介護事業所（旧知的障害者援護施設、通所更生、上表では“生”）では、介護給付費の単価設定が上がる、かつ利用する方の障害程度区分が重い方（認定区分は1～6 5、6は重い方）は、単価が高いため、障害程度区分が高い方が多い施設の場合は、収入が多くなり区の負担は減ることがわかっていました。

以上の事情により施設ごとに収入額が異なる点を織り込んで、平成23年度は必要な指定管理料を予算化し、全体としては区の負担を軽減したとのことである。

2. 予算算定の考え方について

平成24年度予算は施設が得る収入について、平成23年度の実績（利用人数、出席状況から実際に得ている収入額）をもとに見込んでいるとのことであった。

平成24年度の指定管理料予算が平成23年度に比して増えている施設は、長期欠席者が複数いたため平成23年度の収入が減っていた園であるとか、別の施設では利用者受け入れ増に伴い施設運営費全体が増となったなどによる。

指定管理料が平成23年度に比して減った施設は、平成23年度予算で見込んだ額よりも収入実績があったためによる。

当該予算の立て方は、あくまで前年実績の反映となっているが、そもそもその施設運営費の額は妥当であるのか、といったゼロベースの視点が欠けているように感じられる。

3. 利用料収入に対する指定管理料割合について

利用料収入に対する指定管理料の割合を以下に算出を行った。

利用料収入に対する指定管理料

施設	就労支援型/ 生活介護型	収入実績	管理代行経費実 績(区実負担)	収入に対する管理 代行経費の割合
A園	就労支援型	102,930,527	48,498,482	32.0%
B園	就労支援型	97,290,358	49,596,775	33.8%
C園	生活介護	131,986,951	159,217,050	54.7%
D園	生活介護	99,585,135	143,961,216	59.1%
E園	生活介護	97,101,411	107,940,955	52.6%
F園	生活介護	108,801,404	117,103,902	51.8%
G園	就労支援型	87,638,612	58,414,462	40.0%
H園	生活介護	109,520,474	120,827,828	52.5%
I園	就労支援型	129,437,663	55,929,998	30.2%
J園	就労支援型	55,335,670	56,031,373	50.3%
K園	生活介護	117,508,770	100,473,666	46.1%
合計		1,137,136,975	1,017,995,707	47.2%

障害者福祉施設には利用料金収入として、介護給付費と利用者負担金とがある。基本的にはその範囲での運営をめざすべきだが、実際には当該収入のみでは施設運営費はまかなえず、なんらかの資金援助を必要とする。

しかし、利用料金収入以上に、どれだけの補助金等の上乗せ額があるかについては、同じ区の施設間で不公平感をなくすためにも、ある程度統一した割合にて行うべきであると考えます。

また、仮に手厚くする園が存在する場合には、その理由を合理的で明確にすべきである。

上表から見ると、園によって区の負担割合が一様ではない。

利用料収入に対する指定管理料の割合は、就労支援型は30.2%～50.3%、生活介護型は46.1%～59.1%であり、施設によりかなりのばらつきがある。

公平感のある予算設定に検討すべきである。

以上を総合的に勘案して、是正が不十分であると判断した。

【8】大田区立母子生活支援施設の管理代行について

【着眼点】内部留保を認める根拠は明確か。

ここがポイント

内部留保は当該協定のみ認められている。

内部留保を認めた趣旨には、特に業務的特殊性は見当たらない。

当該内部留保条項のあり方を検討すべきである。

NO	20113	所管部署	こども家庭部子育て支援課
概要	平成23年度の大田区立母子生活支援施設の管理代行状況は以下のとおりである。		
	母子生活支援施設名	予算	実績
	業者名		
	大田区立コスモス苑	75,354,000	74,699,469
	大田区立ひまわり苑	73,665,000	73,388,606
	基本協定書第9条において、積立金として200万円までの範囲で内部留保が認められている。 当該積立金の使途や扱い等は基本協定書第10条に規定されている。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	非公募の場合、精算行為を行わせる必要がある。 本件においては、精算が行われているものの一定範囲の内部留保が認められたものとなっている。この留保がなぜ認められているのかについて明確な理由は分からないが、いずれにせよ、ここでは一定の範囲での内部留保が認められており、その根拠を明確に説明できなければ問題があるといえる。		
区の措置・対応状況	前回の指定管理期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間であった。各年度の精算については積立金を除き、各年度に行っていた。 積立金については、指定管理期間中の急な人員配置、施設修繕等に係る指定管理料が生じなかったため、最終年度の平成22年度に全額を精算しました。 本件の積立制度は、基本協定書第10条で規定している。 次回指定管理者選考に際しては、積立金制度の在り方について検討したい。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正 されていない／その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	指定管理者の中で積立金が措置されているのは当該案件のみである。 積立金を認める根拠は、急な人員配置、施設修繕等に対応するため、とのことであるが、そうした状況は他の指定管理者でも起こりえると考えられる。当該案件のみ積立金を認める理由としては納得できない。 当該協定は概算払いである。積立金を必要とするような支払いが見込めるのであれば、予備費的に予算におりこみ、支払時は区の承認をうけて執行するべ		

きである。このため、是正が不十分と判断した。
当該案件の積立金条項については検討が求められる。

【9】業務委託費及び指定管理料に含まれる委託料（再委託費）

【着眼点】再委託の選定手続きは妥当か。

ここがポイント

指定管理業者が行う再委託契約についても基準を定めることで、管理料を減じる可能性がある。

入札によらない民間への業務委託料についても同様である。

NO	20122	所管部署	都市基盤整備課
概要	平成23年度の大田スタジアムの指定管理料は以下の通り。		
	施設名	業者名	管理代行経費
	スタジアム	大田区体育協会	125,853,000
非公募による特命指定である。 年度終了後に指定管理料の精算を行う。年度終了後30日以内に指定管理料の精算書が提出され、精算残金があるときは、返納している。			
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>指定管理者制度の場合、再委託が可能であり、非公募かつ再委託を随意契約で行っていた場合には、その代行費はたとえ精算が行われたとしても、合理性を欠き高額になる可能性がある。</p> <p>非公募によるため他の業者との価格の比較が行われないうこと、さらには、その価格の一部を構成する再委託料についても、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の制約を受けないため随意契約が可能であり、ここでもその金額が合理的に算定されない可能性があること等、がその理由である。</p> <p>したがって、このような場合においては、その金額の合理性については、別の代替的な手続を行わないと立証されないことになる。この点も十分に考慮する必要がある。</p>		
区の措置・対応状況	<p>指定管理料については、指定管理者に対し「委託料」で支出しているが、その内訳については、区における予算科目ごとに構成し、区の予算査定と同様の精査を行っている。</p> <p>このことから現行価格にも一定の合理性はあるものと考え、今後予算査定において更なる精査を行う。</p> <p>また、現行指定管理者が管理代行業務の一部を再委託する場合には、複数の業者間の価格等の比較を行っているが、今後はさらに関連する資料を区に提出させ精査を行う。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／ 是正 されていない／その他	

結果・意見区分	意見																																																												
妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容	<p>指定管理者は、区が所有する公の施設を、区に代わって管理する管理代行を行う。このため、指定管理料の中に委託費用（再委託）を含む場合、その委託先の選定方法は、区が自ら委託先を選定する場合と同様に捉えられるべきである。</p> <p>すなわち、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の制約により、一定の金額を超える場合は競争入札を徹底するなどを行うべきである。</p> <p>任意で抽出した他の所管部署の指定管理者について、再委託の管理状況を検討したところ、所管課では、再委託先及びその選定方法について、ほとんど把握していない状況であった。</p>																																																												
	任意抽出施設の再委託状況表																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>再委託数</th> <th>入札</th> <th>随意契約数</th> <th>随契のうち 500万円以上 の案件</th> <th>随契のうち 80万円以上 の案件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>池上福祉園</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>うめのき園</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>コスモス苑</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ひまわり苑</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>産業プラザ</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>創業支援施設等</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>区民ホール等</td> <td>60</td> <td>2</td> <td>58</td> <td>7</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>区民活動支援施設大森</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>大田スタジアム</td> <td>31</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	再委託数	入札	随意契約数	随契のうち 500万円以上 の案件	随契のうち 80万円以上 の案件	池上福祉園	13	8	5	0	3	うめのき園	13	0	13	1	2	コスモス苑	10	0	10	1	1	ひまわり苑	13	0	13	1	1	産業プラザ	16	3	13	0	4	創業支援施設等	20	0	20	1	2	区民ホール等	60	2	58	7	16	区民活動支援施設大森	10	0	10	1	3	大田スタジアム	31	14	17	0	0
	施設名	再委託数	入札	随意契約数	随契のうち 500万円以上 の案件	随契のうち 80万円以上 の案件																																																							
	池上福祉園	13	8	5	0	3																																																							
うめのき園	13	0	13	1	2																																																								
コスモス苑	10	0	10	1	1																																																								
ひまわり苑	13	0	13	1	1																																																								
産業プラザ	16	3	13	0	4																																																								
創業支援施設等	20	0	20	1	2																																																								
区民ホール等	60	2	58	7	16																																																								
区民活動支援施設大森	10	0	10	1	3																																																								
大田スタジアム	31	14	17	0	0																																																								
<p>大田区では「契約事務の手引き」では、130万円以下の工事、財産の買入80万円以下の場合には随意契約とされているが、それ以上の場合には入札が原則となっている。</p> <p>その他区長が指定する委託契約に該当する場合は随意契約によることも認められる等諸々の要件はあるものの、そうした点を考慮することは別として、少なくとも金額のみで判断したところ、上表のような状況であり、大田区が直接委託する場合には入札採用の是非を検討しなくてはならない契約を多く含んでいることがわかる。</p>																																																													
<p>上記抽出した指定管理者のうちいくつかの外郭団体は、自ら契約に関する以下の項目を規程に定め、それに基づいた業者選定を行っていた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 随意契約によることができる場合の要件 ② 指名競争入札に付する場合の参加者数 ③ 指名業者選考会のとりきめ <p>こうした規程を有していない業者もあり、また規程があっても、金額基準等扱いには違いが認められた。</p> <p>特に大田スタジアムに関しては、630,000 円のエアコン保守契約に対しても入</p>																																																													

	<p>札によっているとのことであつた。</p> <p>区民ホール等の随意契約は、ほとんど継続、との記載があり、当初入札で決定後、数年間随意契約にて継続していることが推察される。</p> <p>入札後継続して随意契約を締結する場合は、その年限の合理性についても説明が必要である。</p> <p>指定管理者の再委託先選定方法について、規程を整備し、入札等を行うことで指定管理料をさらに減少させることが可能となると考えられる。所管部署では再委託契約手続きについてもモニタリングし、指定管理者による再委託先管理に留意すべきである。</p> <p>以上を総合的に勘案して、是正が不十分と判断した。</p>
--	---

新たに検出した事項

結果・意見区分	意見
概 要	<p>現状、業務委託契約については、指定管理者同様、再委託に関する管理は行われていない。</p> <p>選定手続きが入札による場合は価格に合理性があると考えられるが、入札によらない単独随意契約の場合で、その中に再委託契約を含む場合は、所管部署による管理によって委託料の減額が可能と考えられる。</p>
検出した事項及び結果・意見の内容	<p>大田区の業務委託契約は、経理管財課で扱う契約のほかに、大田区契約事務規則別表第1に規定する「区長が指定する委託契約」に基づき、各所管部長に契約権限を委任している契約も多くある。</p> <p>民間業務委託契約は指定管理者よりも、委託先の裁量に任せることが筋であるが、委託料の決定が入札等の競争によらない場合には、こうした再委託先の決定方法についても留意することは、指定管理者と同様の効果があると考えられる。</p>

【10】民間委託ないし指定管理者の導入による費用削減効果の把握等について
【着眼点】民間委託や指定管理者制度の運用は、どのような費用対効果があったのか、についての分析、把握はできているか。

ここがポイント

現在、数値のとりまとめが行われているが、より効果的で工夫した指標の作成が見込める。

NO	20132	所管部署	企画財政課
概要	<p>大田区では「大田区アウトソーシング指針」を策定し、今後ともアウトソーシング（業務委託、指定管理者）を推進していく方針である。</p> <p>アウトソーシングの導入がどれだけのメリット、デメリットをもたらしたのかについては、常に分析、検証しながら効果を測定していくことによって、将来の方向性の策定に役立てることができる。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>委託や指定管理者制度等の導入によって、どれだけの費用削減効果があったのか、という質問に対して各部局とも正確な数値をもっていない。</p> <p>施政方針としては、このような経費削減実績をもとに、今後展開する民間委託・指定管理者制度等の導入時期や導入手法等、業務のアウトソーシング関連の施政方針を記した資料を作成する必要があると考える。</p> <p>オーソライズされた実績ベースの経費削減の数値（目標、実績）がないことが、アウトソーシングを行う際に、サービス面等が重く見られ、価格面が軽く見られる傾向を助長しているのではないかと懸念される。</p>		
区の措置・対応状況	<p>区は、平成23年6月に「大田区アウトソーシング指針」を策定し、区として統一した基準を定め、今後もアウトソーシングを推進していく姿勢を明確に示した。</p> <p>また平成24年6月には、指針に基づく効果検証を実施し、指定管理者制度等の導入効果を分析した上、「大田区アウトソーシング指針に基づく検証結果」をまとめ、区議会にて報告した。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他</p>	
結果・意見区分		結果	
妥当性判断の理由及び結果	<p>平成24年度には効果検証がまとめられ、「大田区アウトソーシング指針に基づく検証結果」にて示された。</p> <p>そこには委託料の推移や、現状の課題状況等が示されている。</p>		

・意見の内容	<p>アウトソーシング先の委託料が一覧でまとめられたことの意義は大きい。若干数値の羅列にとどまっている感もあり、より突っ込んだ分析も可能と考えられる。このため、是正が不十分と判断した。</p> <p>数値を用いて分析を深めることで、より具体的な課題を把握することができる。今後のより効果的な活用が求められる。</p>
--------	--

【11】提出された報告書等の検証について
【着眼点】報告書の検証は適切に行われているか。

ここがポイント

決算報告書については、チェックリストを作成する等統一した検証手続を整備することが必要と考えられる。

NO	20133	所管部署	企画財政課 経理管財課 その他アウトソーシング を行う全ての課
概要	民間委託業者、指定管理者からは、毎年度終了とともに、事業報告書、決算報告書、精算書等、年間活動を記録した報告書を徴している。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>提出された報告書等の検証についてであるが、報告書の有無に関する検証証跡は残されていたが、各報告書の個別内容、とくに、単価以外の数量や件数といった、ヴォリューム、実施されたサービス、検収された物品類等に関する検証証跡が見受けられないことが多かった。</p> <p>単価については支払時に慎重にチェックされているものとするが、民間委託や指定管理者制度を実施している以上、委託者としての当該管理責任の遂行の観点から、報告書等の実質的検証に一定の基準等を定め、これに基づき実施していくことが必要と考える。</p>		
区の措置・対応状況	業務委託や指定管理者は、その業務の範囲は広範で、内容も多種多様であることから、事業実施報告書等の検証については、それぞれの所管部局において適正に実施するべきと考える。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>アウトソーシング先（業務委託先、指定管理者）からは、多くの報告書が提出される。これらは区の所管部署によって、何らかの検証が行われる。</p> <p>事業報告書は、業務の範囲は広範で内容も多種多様であることから定型的な検証方法を定めることは困難であり、各所管部局の裁量に任せられると考える。</p> <p>一方、精算書を含む決算報告書（歳入歳出報告書）などは、ある程度標準的であることから、一定の定型的な扱いが可能と考えられる。</p> <p>提出された決算報告書の検証方法について、いくつかの所管部局にヒアリン</p>		

グしたところ、基本的には担当者に任されており、数値の整合程度の比較的簡単なチェックによっているところがほとんどであり、実質的ではなかった。

たとえば、予算と実績に大きく差異が生じている項目があっても、その内容を把握できていない等の事例も今回検出された。このため、是正が不十分と判断した。

予算は、事業内容につき承認を受けて執行されていることから、その実績との差異については十分詰めるべきであり、担当部署は内容を把握するべきである。

そのうえで、区にとっての当該支出が妥当であったのか否かが判断できる。

そうした視点も含めて漏れなく一定の品質を保って決算報告書を検証するためにも、チェックリスト等を整備して実施していくことが望ましいと考える。

試案としてのチェックリストは以下のような項目が考えられる。各部署により応用されうる内容であり、参考とされたい。

	チェック欄
① 決算書の提出はおおむね5月末までであったか。	
② 法人の歳入と区の歳出は一致しているか。	
③ 法人の歳入・歳出はバランスが取れているか。	
④ 予算書の歳出項目と決算書の歳出項目は一致しているか。	
⑤ 事務管理費（その他、一般管理費、予備費等の包括的費目）について適正に支出されているか（予算書の按分率と同様）。	
⑥ 人件費について適正に執行されているか。多額の残または支出超過がある場合は内容を分析し妥当性を検討する。	
⑦ 各費用項目について適正に執行されているか。多額の残または支出超過がある場合は内容を分析し妥当性を検討する。	
⑧ 仕様書添付の費用負担項目一覧に従って処理されており、委託契約以外への支出はないか。委託契約以外への支出ある場合は委託料の返還の必要はないか。	
⑨ 委託料の選定手続きは妥当か。	
⑩ 必要に応じて詳細資料確認	

上記項目すべてに✓マークを残すことにより、検討した証跡として用いることができる。

平成21年度 資産の管理について

【1】土地の無償・低廉貸付

【着眼点】土地の無償・低廉貸付の地代はどのように決定されるか。

ここがポイント

区民等へ説明責任を果たすためにも、データを集積により公平かつ精度の高い無償貸付、減額貸付を実施すること。

NO	①21001 ②21003 ③21008 ④21016 ⑤21032	所管部署	経営管理部経理管財課 // // // //															
概要	区は普通財産の土地を下記条件で貸付けている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">物件名</th> <th style="width: 30%;">貸付先</th> <th style="width: 40%;">貸付条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①(旧)蒲田東特別出張所</td> <td>公益社団法人 大田区シルバー人材センター</td> <td>無償貸付〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条1号該当〕</td> </tr> <tr> <td>②(旧)保健福祉部機材倉庫</td> <td>地元町会（5町会）</td> <td>無償貸付〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条3号該当〕</td> </tr> <tr> <td>③東六郷一丁目公共事業用地</td> <td>社会福祉法人 長寿村</td> <td>低廉貸付（賃料は東京都行政財産使用条例で算定した額の36%程度）</td> </tr> <tr> <td>④(旧)中央四丁目アパート</td> <td>日本赤十字東京都支部 大森日赤病院</td> <td>低廉貸付（賃料は東京都行政財産使用条例で算定した額の45%程度）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 第4条 普通財産の無償貸付又は減額貸付 (1) 国又は公法人が、公用若しくは公共用又は公益事業に供するとき (2) 天変地変その他不可抗力によって貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき (3) その他区長が特に必要があると認めるとき</p>			物件名	貸付先	貸付条件	①(旧)蒲田東特別出張所	公益社団法人 大田区シルバー人材センター	無償貸付〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条1号該当〕	②(旧)保健福祉部機材倉庫	地元町会（5町会）	無償貸付〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条3号該当〕	③東六郷一丁目公共事業用地	社会福祉法人 長寿村	低廉貸付（賃料は東京都行政財産使用条例で算定した額の36%程度）	④(旧)中央四丁目アパート	日本赤十字東京都支部 大森日赤病院	低廉貸付（賃料は東京都行政財産使用条例で算定した額の45%程度）
物件名	貸付先	貸付条件																
①(旧)蒲田東特別出張所	公益社団法人 大田区シルバー人材センター	無償貸付〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条1号該当〕																
②(旧)保健福祉部機材倉庫	地元町会（5町会）	無償貸付〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条3号該当〕																
③東六郷一丁目公共事業用地	社会福祉法人 長寿村	低廉貸付（賃料は東京都行政財産使用条例で算定した額の36%程度）																
④(旧)中央四丁目アパート	日本赤十字東京都支部 大森日赤病院	低廉貸付（賃料は東京都行政財産使用条例で算定した額の45%程度）																
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況																		
結果・意見区分		意見																
前監査人見解	土地の無償・低廉貸付については、恣意的な判断とならないよう以下の対応をされたい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">物件名</th> <th style="width: 70%;">意見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①(旧)蒲田東特別出張所</td> <td>どのようなケースが無償貸付となるかガイドラインの設定</td> </tr> <tr> <td>②(旧)保健福祉部機材倉庫</td> <td>どのようなケースが無償貸付となるかガイドライ</td> </tr> </tbody> </table>			物件名	意見	①(旧)蒲田東特別出張所	どのようなケースが無償貸付となるかガイドラインの設定	②(旧)保健福祉部機材倉庫	どのようなケースが無償貸付となるかガイドライ									
物件名	意見																	
①(旧)蒲田東特別出張所	どのようなケースが無償貸付となるかガイドラインの設定																	
②(旧)保健福祉部機材倉庫	どのようなケースが無償貸付となるかガイドライ																	

		ンの設定
	③東六郷一丁目公共事業用地	適正賃料の算定のためガイドラインの設定
	④(旧)中央四丁目アパート	適正賃料の算定のためガイドラインの設定
区の措置・対応状況	<p>普通財産の土地貸付先は事業の目的、地元団体との関係、区民への寄与等を考慮して決定している。特に、東六郷一丁目公共事業用地の貸付に当たっては、特別養護老人ホームを民間事業者に開設してもらうべく事業者を募集し、事業者選定委員会において、各事業者の事業遂行の適格性を総合的に判断し、事業者を決定している。</p> <p>地代設定に関するガイドラインについては、検討すべき課題ではあるが、対象地や事業の種類・規模等により相当な差異が生ずるため難しいと考えている。</p>	
現監査人の見解		
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他	
結果・意見区分	意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>土地を無償で貸付けるのか有償にするのか、また、有償の場合はいくらに地代を設定するのかの判断に当たっては、貸付先の公益性の度合・財政状態、事業の内容、他の事業者との公平性等を考慮しなければならない。</p> <p>また、東六郷一丁目公共事業用地のように借地権利金の有無、その金額の多寡によっても地代は大きく変化する。</p> <p>このように、地代（無償・低廉）決定時に考慮すべき要素は様々であるので、定型的なガイドラインの作成は実務上困難である。</p> <p>以上の理由により、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。</p> <p>定型的なガイドラインではなく、区民や事業者へ合理的な説明責任を果たすためにも、無償貸付とした場合の理由及び地代の計算根拠（例えば、①地代計算方法、②地代設定時の通常の地代、③貸付先の財政状況、④その他地代計算に当たり考慮した事項）を集積し、より公平かつ精度の高い無償貸付，減額貸付を実行されたい。</p>	

【2】再開発事業における選定委員会制度

【着眼点】選定委員会が認めた事業計画の変更はどこまで認められるか。

ここがポイント

選定委員会制度の趣旨を踏まえ対応すること。

NO	21006	所管部署	まちづくり推進部都市開発課
概要	(旧)蒲田保健福祉センター蒲田東庁舎跡地の再開発について、平成15年に選定委員会が選定され、同年に選定委員会はあるグループの提案を選定した。しかしながら、実際の事業では、①借地契約の相手先、②商業施設を建設する者、③借地権及び商業施設の信託先、が当初の提案と異なっていた。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	選定委員会が選定した当初の提案内容と実施事業に乖離が生じた場合、どこまでが認められ、どこまでが認められないかが判然としないので、何らかのガイドライン等を設けるべきである。		
区の措置・対応状況	大森北一丁目開発において、当該事業での経験を活かしながら同様のスキームで事業を進めた。開発事業は既に完了している。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>まちづくり推進部都市開発課では、(旧)蒲田保健福祉センター蒲田東庁舎跡地の再開発後、大森北一丁目類似のスキームを利用した開発事業を手がけた。</p> <p>大森北一丁目開発においても、選定委員会が選定した提案は後日修正され、①定期借地権契約の相手先、②事業契約の相手先等に変更があった。</p> <p>この変更に当たっては、平成21年6月25日に「(仮称)大森北一丁目開発事業契約一部変更契約書(案)について」(21ま都発第10270号)として区長の承認を得た後、開発は実施された。</p> <p>なお、この当初計画の変更について、区から選定委員会への説明や選定委員会から区への質問は無かった。</p> <p>前監査人の監査報告日以前にこの計画変更があったため、また、大森北一丁目開発事業以降、同様の開発事業を手掛けていないため、都市開発課は監査意見への対応をしていない。このため、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。</p> <p>選定委員会が選定した当初計画が大幅に変更され、事業がそのまま実施され</p>		

るとするのであれば、選定委員会の存在意義は乏しい。今後も開発事業を手掛けるのであれば、前包括外部監査人が指摘の通り、“どこまでの変更が認められるのか”についてガイドラインを設けるべきである。

新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

概要

選定委員会の職務について

選定委員会の職務については、大森北一丁目開発では『(仮称)大森北一丁目開発事業者選定委員会設置要綱』(平成19年11月22日付け19ま都発10562号)において定められている。

同設置要綱上、選定委員会は事業を行わせる者の交渉順位を選考し、事業提案等について調査審議し、結果を区長に報告することが職務である(第2条)。

このため、平成20年3月21日付け『(仮称)大森北一丁目開発事業に係る事業者(優先交渉権者及び次点者)の選定について』を大田区長に答申したことで、その職務は終了したことになる。

検出した事項及び結果・意見の内容

公平かつ公正に優良事業者を選定するという選定委員会制度の趣旨を鑑みれば、選定委員会は当初計画の事業者を選定してその職務を終えるのではなく、大幅な事業変更が生じる場合は改めて選定委員会が計画を検討し直すことが選定委員会設置の趣旨に合致すると考える。

今後、選定委員会設置要綱を作成する場合には考慮されたい。

【3】境界未確定地

【着眼点】境界未確定地はどこまで調査するべきか。

ここがポイント

現状は、経済的な制約のため、土地所有者の買取要請等の場合に調査している。但し、境界未確定のために区が被るデメリットを認識し、境界未確定地の境界確定優先順位と費用対効果を考え対応すること。

NO	21011	所管部署	経営管理部経理管財課
概要	本件土地は平成12年に国から譲与された土地であり、長年にわたりA社が無許可で占有する状態が続いていた。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	このような状態を長年放置することは、無許可で占有した者に時効取得の機会を与える可能性もあり、通常放置は許されないことである。このようなケースがあるかどうかについては、土地の管理者として常に調査しておく必要がある。		
区の措置・対応状況	<p>本件土地はA社を含む隣接土地所有者から売却の申請があり調査した結果、区として存置する必要のない土地として売却した。</p> <p>平成12年に国から譲与された土地は、全てについて状況把握ができていない。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他		
結果・意見区分		無し	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成11年に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(通称「地方分権一括法」)が成立したことに伴い、国有財産特別措置法が改正された。</p> <p>この改正により、平成12年4月以降、それまで国が所有していた里道や水路のうち現に公共の用に供しているものにあつては、市町村(都の特別区を含む。)に譲与し、機能管理及び財産管理とも自治事務とすることとなった。</p> <p>平成12年に大田区も国から膨大な件数の道路や水路が譲与されたが、それらは測量も登記もなされていない境界未確定土地であった。本件はそのような境界未確定土地で生じた問題である。</p> <p>大田区公有財産管理規則第17条では、区の土地と隣地との境界には界標を立て、つねにその境界を明らかにしておかなければならないとされているが、全ての譲与された土地について一斉に測量等を実施するには莫大なコストがかかり</p>		

不可能である。そのため、区では、限られた予算の中で、土地の境界を確定するために二つの方法で対応している。

第一は、道路や水路に隣接する土地所有者から買取りの申出等がある場合である。この場合には、その都度、適正に境界確定を行っている。

第二は、地籍調査である。地籍調査とは、地元自治体が国土調査法に基づき行う土地の調査である。なお、地籍調査に要する経費の一部は国が負担している。

大田区では、平成16年以降、区内全域において丁目単位で地籍調査を順次実施している。(但し、東日本大震災の影響により基準点の再測量が必要なため、平成23～25年度は調査凍結中) 地籍調査を担当する都市基盤管理課によれば、調査対象件数が膨大であり、かつ、予算の制約があるため、現在、全体の10%程しか調査できていない。このため、全て調査が完了するまでには数十年かかる、とのことである。

境界確定は順次進めているが、予算的制約により全ては実施できていないという理由のため、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。

【4】未利用土地

【着眼点】未利用土地は活用又は売却は進んでいるか。

ここがポイント

未利用地に対する対応が遅く、緊急に対応すべきである。また、なぜ未利用になったのかの原因を再度整理し、今後このような事態を回避すべきである。

NO	①21012	所管部署	経営管理部経理管財課
	②21015		〃
	③21019		〃
概要	各物件の前回監査時の状況は以下の通りである。		
	物件名	未利用の状況	
	①(旧)仲六郷寮	何らかの形で利用する予定だが、具体的な内容については検討中。	
	②(旧)中央二丁目自転車駐車場	二筆あり、うち一筆は東京都へ賃貸中。もう一筆は未稼働状態。	
	③(旧)本庁舎第二分室	しばらくの間、資材置場として利用する予定。	
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	各物件の前監査人の見解は以下の通りである。		
	物件名	前監査人見解	
	①(旧)仲六郷寮	実現可能性が低い事業であれば管理コストの観点から、売却することも考慮することが必要である。	
	②(旧)中央二丁目自転車駐車場	未稼働地については、公有財産の有効活用の観点から、使用、収益、処分といったいずれかの途での検討を進めることが望まれる。	
	③(旧)本庁舎第二分室	効率的利用という観点からすれば、十分に活用されているとは言い難い。また、資材置場として利用した後について明確な計画がなく、現在の所有理由についても明確でないと考えられる。	
区の措置・対応状況	各物件に対する区の対応状況は以下の通りである。		
	物件名	対応状況	
	①(旧)仲六郷寮	本土地は区立公園に隣接し、一体的利用など公共用地として様々な活用方法が考えられるため、現在、具体的な計画を策定中である。	
	②(旧)中央二丁目自転車駐車場	本土地は接道の問題から、公共施設としての活用が困難であるばかりでなく、処分も大変困難な土地であると認識している。今後も引き続き売却を検討したい。	
	③(旧)本庁舎第二分室	本土地は平成23年度末に資材置き場としての利用	

		が終了したため、今後の活用方法について、できる限り早い時期に方針を決定できるよう検討している。
現監査人の見解		
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／是正 されていない／その他	
結果・意見区分	意見	
妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容	<p>普通財産の土地のうち、本3件を含め、未利用となっている全物件の現況は次頁の通りである。</p> <p>いずれも活用又は売却が困難な物件であることは分かる。また、担当部署が売却等の交渉に尽力されていることもお聞きした。しかしながら、平成21年度包括外部監査の時から事態は一向に改善されていない。このため、「是正が不十分」と判断した。</p> <p>区民の税金を元に行った投資であることをよく踏まえ、活用できる物件は早急に区又は区民の利用に供し、売却できる物件は売却して投資資金を回収すべきである。</p> <p>また、那須塩原の研修施設用地は、昭和49年に購入後、施設建設することなく放置され木が生い茂っている。取得価額は163百万円だったが時価は大幅に下落し、さらに、伐採費用等が必要とされるため処分には資金流出の可能性もある。</p> <p>今後このような事態が起きない様、当初の政策立案の過程、長期にわたり放置された理由、今後の対応方針について早急に対応すべきである</p>	

未利用地の一覧

連番	施設名称	施設所在地	実測地籍/ 登記地籍(㎡)	取得年月日	取得価額 (千円)	未利用の理由	取得の経緯、現在の状況、今後の予定等
21012	(旧)仲六郷寮	仲六郷3丁目19-4	7,845.26	昭和50年6月	90,821	活用計画が決まっていないため。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃屋が残っている。 ・隣接する公園と保育園と一体的に利用するのは可能であるが、個別に売却するのは困難である。 ・また、保育園の運営を予定地としての利用も見込まれる。
21015	(旧)中央二丁目自転車駐車場	中央2丁目12	197.83	昭和59年3月	53,206	活用計画が決まっていないため。	<ul style="list-style-type: none"> ・2筆の土地であり、1筆は東京都が道局へ賃貸中である。 ・もう1筆は、無誘導地のため隣のマンションに売却する以外無い。過去に売却を打診したが、先方次第のため大変困難である。
21019	(旧)本庁舎第二分室	中央2丁目17-3	203.86	昭和63年8月	249,148	活用計画が決まっていないため。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度末までは、近隣施設工事のための資材置場として利用されていた。 ・現状は空地である。 ・売却及び活用の両面で検討中である。
—	(旧)教職員仲池上住宅	仲池上2丁目5-6	772.01	昭和36年11月	3,737	活用計画が決まっていないため。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は古いが利用可能である。但し、アスベスト建材を利用している。 ・空地であり、工事の際は大変困難である。 ・売却及び活用の両面で検討中であるが、前記理由により困難が予想される。
—	(旧)研修施設用地	那須塩原市柳室字白湯山1173-774	11,567.00	昭和49年9月	163,036	職員研修及び区民保養所として取得したが、当初の計画がなくなったため。	<ul style="list-style-type: none"> ・リゾート分譲地である。 ・購入してから未利用のまま、現在は木が生い茂っている。このため、多額の造成費用が予想される。 ・ランニングコスト(固定資産税及び管理費)は発生していない。 ・過去に売却等を打診したが不調に終わった。現在も売却の方向で検討中である。

【5】株式会社大田ケーブルネットワーク

【着眼点】同社への投資をいかに考えるべきか。

ここがポイント

当初の出資の目的が、情報の地域格差を解消することと考えると、投資価値が減少してもやむを得ない。

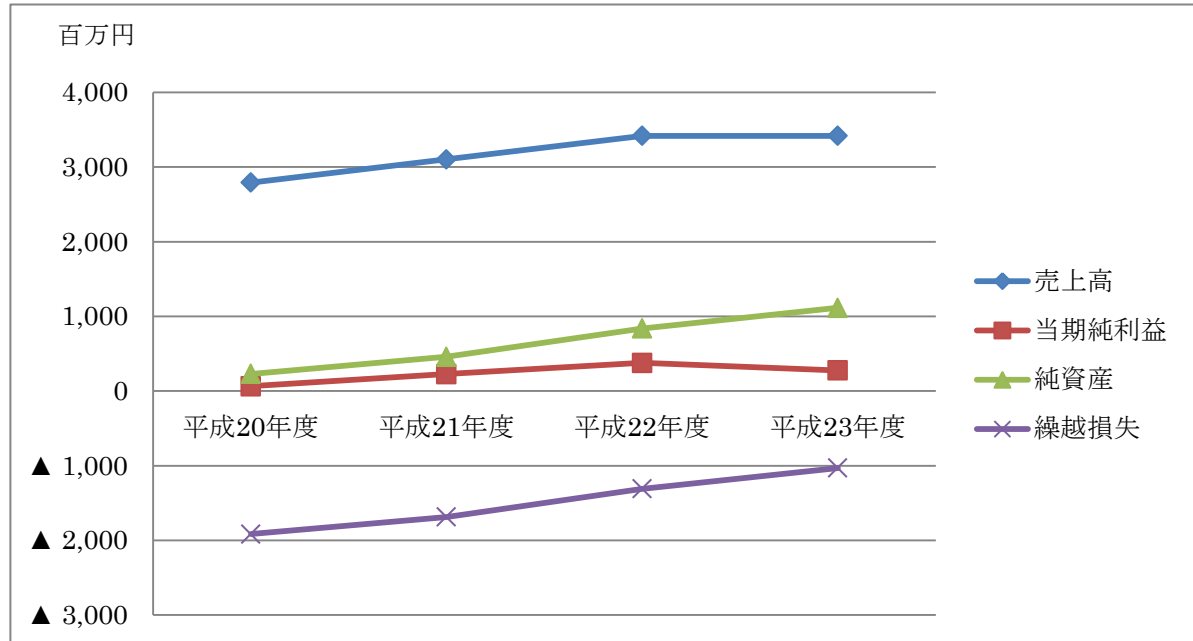
NO	21038, 21039	所管部署	経営管理部情報システム課
概要	<p>大田区は株式会社大田ケーブルネットワークへ30百万円(持ち分比率は0.89%)出資している。</p> <p>第14期(平成21年3月期)の決算書を見ると、純資産の部の利益剰余金のマイナスが極めて大きく、大田区の持分が大幅に目減りしている。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		結果	
前監査人見解	<p>現状の資本欠損の状況では自益権(分配請求権等)の行使については事実上望めず、共益権(議決権等)の行使についても持分比率が低いことで事実上望めなくなっている。今後は、独自番組のスポンサーになるに留めるなど、当該事業への協力のあり方を再考すべきである。</p>		
区の措置・対応状況	<p>情報格差の解消という初期の目的は一定程度達成したと評価している。また一方で、「シティーニュースおおた」や「デイリー大田」などの広報分野における協力関係や災害時の防災協定など、密接な関係を持っている。</p> <p>財産及び損益の状況を見ると、サービス地域拡大のための設備投資などによりマイナスが続いたが、平成19年度以降は黒字に転じている。</p> <p>また、共益権においては、外部取締役として(公財)大田区産業振興協会の専務理事が就任したことにより、区の立場での発言権も確保しているものと考えている。</p> <p>以上のような点も踏まえ、今すぐ株式を手放して出資関係を解消することは考えていない。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他</p>		
結果・意見区分		無し	
妥当性判断の理由及び結果・意	<p>大田ケーブルネットワークの平成20年度以降の売上高、当期純利益、純資産及び繰越損失の額は次頁の通りである。</p> <p>設立時からの初期投資が一段落したと思われ、コンスタントに利益が出るようになった。繰越損失も徐々に解消されており、平成21年度末には1,915百万あったが、平成23年度末では1,031百万円まで減少した。</p> <p>過年度監査人の提言時と状況が変化していることにより、「是正されていないがや</p>		

見の
内容

むを得ない」とした。

なお、(株)大田ケーブルネットワークは、平成24年10月、(株)JCN大田ケーブルネットワークへ社名変更した。

大田ケーブルネットワークの経営成績及び財政状態の推移



【6】外郭団体への出えん金

【着眼点】出えん金の額は妥当であるか。

ここがポイント

出えん金の額は設立当時の経済情勢に大きく左右される。

NO	21042 21043 21044	所管部署	教育総務部社会教育課 地域振興部地域振興課 産業経済部産業振興課
概要	財団法人大田区体育協会、財団法人大田区文化振興協会及び財団法人大田区産業振興協会へは、大田区からそれぞれ100百万円、220百万円、530百万円の出えん金がある。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	出えん金の大きさに対して、団体の事業規模が適正であるのか検証されたい。		
区の措置・対応状況	出えん金は原則として返還できないとされているので、区は財団に対し適切な運営に必要な範囲で今後も一定の財政支援を継続していくとともに、団体がさらなる経営改善に努めるよう指導・監督していく。 また、補助金や委託事業の内容、経費の妥当性、効果などを厳しく検証し財政支援の規模縮減に努める。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正 されていない／その他		
結果・意見区分		無し	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>外郭団体への出資額は一定の基準に基づいて定めているのではなく、設立の過程の中でケース毎に定めている。これらの財団法人の設立は、当時、東京都の認可により行われたもので、事業内容や基本財産の規模など全て東京都に協議・指導を経て決めた経緯がある。</p> <p>大田区産業振興協会への出えん金530百万円が決定された経緯について、担当課で調査してもらったところ、以下の回答であった。 「大田区文化振興協会が設立された昭和62年当時はバブル期の中にあり、2億円程度の基本財産で大きな運用益が期待できる時期であったため、220百万円の基本財産で設立認可がおりたものと思われる。 一方、大田区産業振興協会が設立された平成7年当時は、東京都との協議の中で、500百万円未満の基本財産では認可できないとの指導があった。こうした経緯から、産業振興協会への出資金は、基本財産500百万円と設立当初の運転資金30百万円を合わせて530百万円と決定された。」</p>		

このように、出えん金の大きさは事業内容・規模だけではなく、利率等の経済状況や監督官庁の方針にも左右されるため、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。

なお、大田区文化振興協会が平成22年4月から、大田区産業振興協会が平成23年4月から公益財団法人に移行し事業を実施している。大田区体育協会についても、平成25年4月の認定に向け準備を進めている。

【参考】

平成20年12月1日付けで公益法人制度改革関連3法案が施行され、当時の財団は、平成25年11月30日までに公益財団法人か一般財団法人に移行申請することが義務付けられた。

公益財団法人への移行にあたっては、当該財産法人の総事業費における公益事業比率が50%以上であること等、公益認定基準を満たすことが必要である。公益財団法人となることで税制面での優遇措置が受けられるが、法人内部の統治強化や、財政健全性等、運営面での透明性を強く求められることになる（大田区外郭団体改革プランより）

【7】物品の棚卸

【着眼点】物品の棚卸は定期的実施されているか。

ここがポイント

各部門は棚卸の趣旨を理解し、現場の状況に応じた棚卸を実施すること。そのためには、現在の棚卸を抜本的に見直すべきである。

NO	① 21065	所管部署	蒲田西特別出張所 教育総務部学務課 教育総務部大田図書館 教育総務部学務課 保健所大森地域健康課 経営管理部総務課
	② 21070		
	③ 21073		
	④ 21079		
	⑤ 21088		
	⑥ 21090		
	各部署における棚卸の概要は以下の通りである。		
概要	部署名		棚卸の概要
	①大田区民センター		定期的な物品の棚卸は実施していない。
	②各区立中学校		膨大な点数の物品を事務職員1名で対応している。また、担当者の引継がうまくされていないケースがある。管理の方法についても担当者の裁量に任されている部分が多い。
	③大田区立郷土博物館		物品数が膨大なため、全ての物品の棚卸が実施できていない。馬込文士村の資料については、3年計画で外部委託して進めている。
	④各区立小学校		「②各区立中学校」の棚卸の概要と同じ。
	⑤保健所大森地域健康課		定期的な物品の棚卸は実施していない。
	⑥総務課 絵画		全ての物品の棚卸は実施していない。
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		①、③、⑥は結果。②、④、⑤は意見。	
前監査人見解	台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、棚卸方法を検討の上実施するべきである。		
区の措置・対応状況	各部署における措置・対応状況は以下の通りである。		
	部署名		措置・対応状況
	①大田区民センター		毎年1月に棚卸を実施している。
	②各区立中学校		学務課は全中学校に対し、物品の適正な管理に努めるよう周知している。
③大田区立郷土博物館		馬込文士村関係資料約6千点については、平成23年度に資料カードと資料の突合作業は完了している。その他の資料約15千点の突合作業については、現在、6年間で全ての資料を一巡するように継続して実施している。	

④各区立小学校	学務課は全小学校に対し、物品の適正な管理に努めるよう周知している。
⑤保健所大森地域健康課 (X線装置)	年1回実施している。
⑥総務課 絵画	毎年、燻蒸・修復の際に実施している。

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性	①、⑤、⑥は 是正された ②、④は 是正が不十分 ③は 是正されていないがやむを得ない
結果・意見区分	意見

妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>②区立中学校及び④区立小学校については、学務課が毎年の事務説明会において物品の適正な管理に努めるよう周知しているが、棚卸を行う年度・頻度及び方法は各学校で判断、実施している。</p> <p>我々が実地調査で訪れた蒲田小学校では、毎年、夏休み期間中、備品管理台帳と現物を照合する方法で棚卸を実施していた。事務室の事務担当者は平成24年度に蒲田小学校に異動して来たが、棚卸事務の引継ぎも上手くされているようであった。</p> <p>蒲田小学校以外の学校については、蒲田小学校同様に毎年棚卸を実施しているところがあれば、毎年は実施していないところ（例えば、2～3年毎の会計管理室の自己検査前に実施しているところ）もあるとのことであった。</p> <p>一部の学校では棚卸が毎年実施されていないということであったため、「是正が不十分」と判断したが、かなり改善されているという印象である。</p> <p>③郷土博物館からは、「文士村資料以外の資料15千点については、学芸員が日々の業務の中で順次調査している。しかし、人数に限りがあるため、年間2.5千点が調査の限界である。</p> <p>全資料の調査にはどうしても6年掛かる。」との回答があったため、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。</p> <p>郷土博物館のように物品の点数が多く1年間で全ての調査ができない場合を除き、物品の適切な管理を行うためにも毎年棚卸を実施するべきである。</p>
--------------------	---

新たに検出した事項

結果・意見区分	意見
---------	----

概 要	<p>棚卸の抜本的見直し</p> <p>大田区の備品棚卸の現状を分かっていたくために、内部統制が比較的有効に整備・運用されている企業（以下「一般企業」という。）における固定資産棚卸との比較をしてみたい。</p>
-----	--

	比較項目	一般企業の固定資産棚卸	大田区の備品棚卸
	棚卸の目的	<p>二つの目的から固定資産棚卸を実施している。一つは実在性確認目的であり、固定資産台帳に記載されている固定資産が現物として存在していることを確認することである。</p> <p>もう一つは、財産保全目的であり、固定資産が利用できる状態になっているか調査し、場合によって修繕、他部署で利用、廃棄等を検討することである。</p>	<p>備品棚卸では、実在性確認目的が重視され、財産保全目的はあまり配慮されていない。</p>
	棚卸の根拠	<p>「経理規程」等で毎年実施することが定められている。</p> <p>具体的な棚卸方法、手順等は「固定資産棚卸マニュアル」等で定めている場合が多い。</p> <p>棚卸日時、要員については、その都度、「固定資産棚卸計画書」等を作成して、現場に周知している。</p>	<p>「物品管理規則」(昭和39年4月1日規則第15号)では、備品の出納保管に関する事務は課又は係の庶務を担当する係長に委任する(第3条、第8条及び第9条)と定めるのみで、棚卸に関する規定は見当たらない。</p>
	棚卸の対象となる備品	<p>固定資産の計上基準は10万円又は20万円以上としているところが多い。</p>	<p>消費税を含む購入予定額が2万円以上の備品。</p>
	棚卸の方法	<p>通常は、固定資産一覧表を現物と照合する方法で実施する。</p> <p>しかし、固定資産の点数が多い場合にはバーコード棚卸をすることもある。</p>	<p>備品一覧表と現物を照合する方法で実施している。</p>
	棚卸の時期	<p>棚卸を実施する時期には、一斉棚卸法と循環棚卸法がある。</p>	<p>各現場がそれぞれの判断で基準日(期間)を定めず棚卸している。</p>
<p>検出した事項及び結果・意見の内容</p>	<p>一般企業の固定資産棚卸と比較すると、大田区の備品調査は、方針が不明確なまま、各部署がバラバラに実施している。以下のポイントを参考にして、棚卸全般の抜本的見直しを検討されたい。</p> <p>1. 「物品管理規則」では、備品の出納保管に関する担当者を定めるのみで、備品棚卸に関する規定は見当たらない。棚卸がルールとして規定されていないため、各部署においてバラバラな対応がなされている。早急に棚卸を規定化するべきである。なお、実際の棚卸の範囲・方法等については、マニュアルを作成して柔軟に対応されたい。</p>		

	<p>2. 大田区の備品棚卸が大変な理由の一つは備品点数の多さである。平成23年度末現在での備品総点数は216千点もある。</p> <p>現在、区は2万円以上の備品を全て資産計上して棚卸の対象としているが、一般企業の場合は税法に拠るところが大きく、10万円又は20万円以上というところが多い。</p> <p>鵜の木特別出張所の備品一覧表（11月2日現在）を検討したところ、全115点の備品のうち、10万円以上の備品はわずか8件しかなかった。</p> <p>同様に、蒲田小学校の備品一覧表（平成23年度末現在）上、全1,588点の備品のうち、10万円以上の備品は289点だった。</p> <p>是非、備品の計上基準の引き上げを検討されたい。ちなみに、会計管理室に聴取したところ、23区での備品計上基準は最高で10万円、最低で1万円とのことである。</p> <p>3. 一般企業では、固定資産の有無が会社の利益の額に影響を及ぼすため、固定資産の棚卸は決算期末前に実施するところが多い。その場合、長くても1週間程度で実施しているようである。</p> <p>現在、区の棚卸にはあまりにも時間が掛り過ぎていると思われる。備品点数が多いのであれば、次回財務会計システム入替時にバーコード棚卸の導入を検討されたい。</p> <p>4. また、一般企業では、固定資産の有無のみならず、稼働の有無、利用の可否が利益の額に影響するため、棚卸時には固定資産の利用状況や遊休資産の発生状況を確認することになっている。</p> <p>今後は、棚卸時に遊休資産を把握、リスト化し、リストアップされた資産を他部門で転用、廃棄・売却処理等検討するべきである。</p>
新たに検出した事項	
結果・意見区分	意見
概 要	<p>棚卸結果の取纏め作業の省力化について</p> <p>上述の通り、蒲田小学校では、毎年、授業の無い夏休み期間中に棚卸を実施している。</p> <p>事務室は夏休み前に備品所在ごとに分けた備品一覧表を現場担当者に配布し、現場担当者は、夏休み期間中、備品一覧表と現物を照合して備品の有無を確認する。なお、現物が確認できたが故障等により廃棄する必要がある場合はその旨一覧表に記載することになっている。</p> <p>8月末日までに確認後の一覧表を回収後、事務室はその内容を精査する。現物が確認できなかった備品については、原因調査の上、システム上で除籍処理</p>

する。廃棄を要する備品については、実際に廃棄後、除籍処理している。
 なお、システムへの入力後、備品一覧表はすみやかに処分することである。

事務室が現場担当者から回収した備品一覧表を閲覧したところ、記載方法については事務室からの指示があるにも関わらず、現場担当者によって記載方法がまちまちであった。

記載内容が不明確な備品一覧表を入手した事務室は、改めて現場担当者を確認したり、現物を確認したりする必要があるとのことであった。

事務室の二度手間を省くために、今後は、現場担当者へは以下の様に棚卸結果のみを報告してもらい、備品一覧表は添付資料として提出してもらう方法を検討してはどうか。

検出した事項及び結果・意見の内容

備品棚卸報告書（例）

備品棚卸結果の概要

備品所在	棚卸対象 件数	確認件数	確認できたが 利用不可の件数	未確認件数	その他
保健室					

利用不可能なものの明細

管理番号・物品名	取得日	理由

未確認なものの明細

管理番号・物品名	取得日	理由

【8】指定管理者へ委託している物品の棚卸

【着眼点】指定管理者による委託物品の棚卸は適切に実施されているか。

ここがポイント

委託物品については、指定管理者へ棚卸を指示し、報告書を徴取すること。

物品管理の具体的なマニュアルがなくかつ物品管理実施の趣旨を理解していない。

NO	① 2 1 0 5 8	所管部署	地域振興部地域振興課
	② 2 1 0 6 0		〃
	③ 2 1 0 6 4		〃
	④ 2 1 0 6 7		〃
	⑤ 2 1 0 6 9		〃
	⑥ 2 1 0 7 7		福祉部障害福祉課
	⑦ 2 1 0 9 2		地域振興部地域振興課
概要	上記施設の管理は指定管理者へ委託している。指定管理者へ委託している物品の棚卸状況は以下の通りである。		
	管理施設	棚卸の状況	
	③大田区営アロマ地下駐車場	平成21年1月に地域振興課の担当者が棚卸を実施した。	
	⑦休養村とうぶ	指定管理者が現地物品の棚卸を実施している。	
③、⑦以外	指定管理者は定期的な棚卸は実施していない。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		①、②、④、⑤、⑥は結果。③、⑦は意見。	
前監査人見解	各管理施設に対する前監査人の見解は以下の通りである。		
	管理施設	前監査人の見解	
	③大田区営アロマ地下駐車場	指定管理者制度が導入されている施設においては委託物品の管理は区の担当部課に責任はあるものの、直接の管理は指定管理者が行うべきである。	
	⑦休養村とうぶ	直接管理をしている物品の棚卸と差異のないレベルで行われるように、指定管理者に対して指導監督を行うべきである。	
③、⑦以外	適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、指定管理者を指定している場合においても、棚卸方法を検討の上、指定管理者に指示して実施するべきである。		

区の措置・対応状況	各管理施設に対する区の措置・対応状況は以下の通りである。	
	管理施設	措置・対応状況
	①大田区民プラザ	指定管理者へ棚卸を指示し、実施後に報告を受けている。
	②大田区民ホールアプリコ	
	③大田区営アロマ地下駐車場	
	④龍子記念館	
	⑤熊谷恒子記念館	
	⑥大田区くすのき園	平成20年度より障害福祉課が指定管理者モニタリングを通じて現場確認を実施している。
⑦休養村とうふ	指定管理者による備品の実査、棚卸を継続する。また、備品確認報告書の提出により備品管理を徹底する。	
現監査人の見解		
区の措置・対応状況の妥当性	①、②、⑥は 是正されていない ③、⑦は 是正された ④、⑤は 是正が不十分	
結果・意見区分	意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>①、②、④及び⑤について、地域振興課は平成22年6月に指定管理者である公益財団法人大田区文化振興協会に棚卸を指示した。</p> <p>しかし、①と②は棚卸を実施したことが確認できなかったため、「是正されていない」とした。</p> <p>なお、④及び⑤について、文化振興協会は平成22年度末までに棚卸を終え、地域振興課へ口頭にて終了報告した。但し、地域振興課は文化振興協会から報告書は入手しなかった。</p> <p>当方で文化振興協会の棚卸実施記録を確認したところ、後述する「新たに検出した事項」にある通りの不完全な棚卸であったため、「是正が不十分」と判断した。</p> <p>⑥については、障害福祉課が指定管理者モニタリングを通して物品調査しているのは新規購入品のみである。指定管理者は全備品を対象とした棚卸は実施していない。このため、「是正されていない」と判断した。</p> <p>なお、③は指定管理者が毎年1回棚卸を実施しているため、「是正されている」と判断した。</p> <p>①、②、④、⑤及び⑥については、担当部署は指定管理者へ棚卸を指示し、実施後は指定管理者から報告書を入手されたい。</p>	
新たに検出した事項		
結果・意見区分	意見	
概要	保管証明書の必要性について	

	<p>一般企業においてもデモ機等の備品を外部へ貸出すことがある。貸出中に固定資産棚卸がある場合は、担当者が貸出先へ赴いて調査するのが原則である。しかし、実際には貸出先へ行けない場合が多いであろうから、現品調査の代替手段として、貸出先から保管証明書を入手している。</p> <p>その場合でも、保管証明書に貸出品の稼働状況や不具合状況についての記載を求めたり、高額貸出品については写真の添付を要求したりすることによって、貸出品の状態を確認している。</p>
検出した事項及び結果・意見の内容	<p>委託事業を所管する部課が委託物品の棚卸を実施しないのであれば、指定管理者からの保管証明書を必ず徴取すべきである。</p> <p>保管証明書については、既に、休養村とうぶで「備品確認報告書」という名称で作成されているので参考にされたい。</p>
新たに検出した事項	
結果・意見区分	意見
概要	<p>龍子記念館及び熊谷恒子記念館について</p> <p>龍子記念館及び熊谷恒子記念館の管理は、指定管理者である（公財）大田区文化振興協会に委託している。</p> <p>地域振興課は、平成22年6月に文化振興協会に対し棚卸を指示した。文化振興協会は平成22年度末までに棚卸を終え、地域振興課へ口頭にて終了報告したが、報告書は特に作成しなかった。</p> <p>平成24年3月に、地域振興課は新しい備品台帳に基づく棚卸を指定管理者へ指示した。今回の棚卸の報告期限は平成24年度末となっている。</p>
検出した事項及び結果・意見の内容	<p>文化振興協会が平成22年度末までに実施した棚卸実施記録を閲覧したところ、現物確認のチェックマークが付されていないものやクエスチョンマークが付されているものが散見された。</p> <p>本来であれば、原因調査の上、存在しないものについては除籍処理すべきであるが、いずれも平成23年度末の備品台帳に残ったままであった。平成24年度末までの棚卸においては、きちんと除籍処理されたい。</p> <p>なお、龍子記念館及び熊谷恒子記念館で管理する備品総額は、絵画を含むためそれぞれ7,128百万円と114百万円でかなり高額である。（平成23年末現在）</p> <p>絵画のような高額物品については、指定管理者以外にも区の担当課による棚卸を実施するとか、年1回ではなく複数回棚卸を実施する等、一般的な物品よりも厳重な管理のルール作りが必要と思われるので検討されたい。</p>
新たに検出した事項	
結果・意見区分	意見
概要	<p>委託備品の状態調査について</p>

	<p>大田区立くすの木園の委託備品リストを閲覧したところ、購入時期がかなり古く、実際の利用に供されていないと思われる備品が計上されていた。(例えば、昭和63年取得のテレビ、カメラ、冷蔵庫等)</p>
<p>検出した事項及び結果・意見の内容</p>	<p>保管証明書には備品の稼働状況や不具合状況を記載するよう指導し、その報告結果によっては他部署での転用、修理、除売却処理すべきである。</p>

【9】自己検査について

【着眼点】会計管理室による検査はどのようにあるべきか。

ここがポイント

会計管理室が指導的機能を発揮して、物品調査の方針を作成、全ての部署に周知徹底させ、棚卸結果の集計・分析をレビューすることにより組織的で効果的な棚卸ができる。

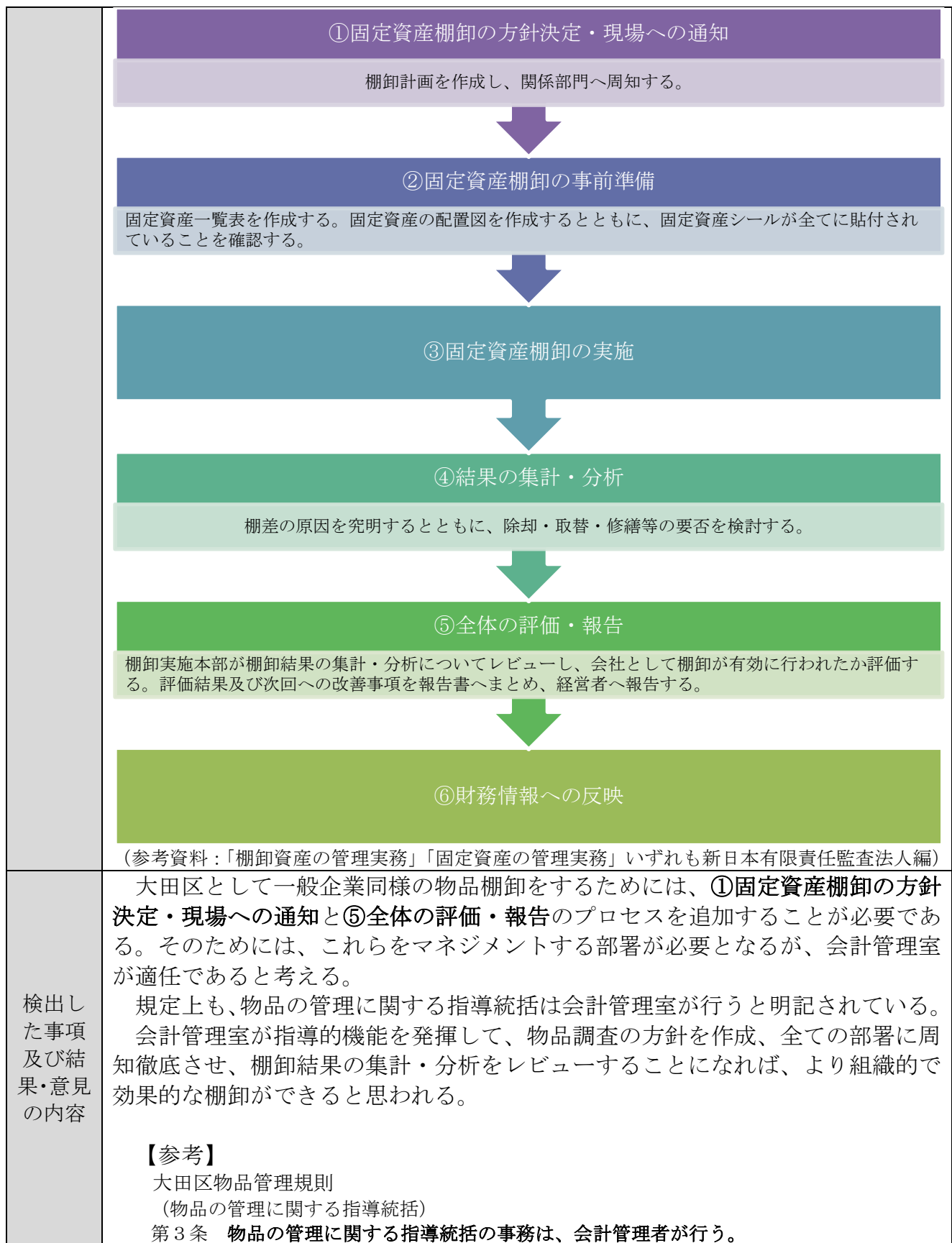
NO	21094	所管部署	会計管理室
概要	<p>大田区においては、会計管理室が主体となって、定期的に各部署を対象に会計事務規則に基づく検査と同時に物品管理規則に基づく検査を実施している。</p> <p>この物品の検査は「自己検査」と呼ばれ、平成20年度には3回行われており、対象部署及び対象物品を台帳より任意に抽出して物品の実在性や管理状態を検査している。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>現場を指定管理者に委託している場合などについては、指定管理者を直接会計管理室が検査することがないため、物品の管理が行き届いていない傾向にあった。</p> <p>本来、物品管理の責任者は各所属長にあることから、物品管理は各所属において適正に実施されなければならないが、会計管理室による検査についても対象をできる限り広げていく必要があると考えられる。</p>		
区の措置・対応状況	<p>平成22年度の自己検査対象所属のうち、指定管理者に施設の管理を行わせている所属が4課あったので、当該課の委託物品について検査を実施した。</p> <p>平成23年度も引き続き、自己検査対象所属のうち、指定管理者に施設の管理を行わせている5施設の委託物品について検査を実施した。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p>是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他</p>	
結果・意見区分		無し	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>指定管理者に施設の管理を行わせている施設総数と比較して、平成22年度及23年度に自己検査の対象としている施設数は少ない。しかしながら、以下に説明の通り人員的な制限がある中、指定管理者への委託先のみで自己検査の回数を増やすことには限界がある。このため、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。</p> <p>平成24年度の会計監査室が実施している自己検査の方針は以下の通りである。</p>		

検査対象	検査間隔	検査時期	検査体制	備考
本庁舎内の課・特別出張所出張所 地域福祉課・生活福祉課・地域健康課等 (主に課長級職場) 45箇所程度	2年に 1回	第1回 6月中旬 ～7月下旬	2～3名 半日	全対象約95箇所
消費者生活センター・区民センター・文 化センター・障害者就労支援センター・ 児童館・保育園(出張所併設の区民・文 化センターは第1回に実施) 35箇所程度	3年に 1回	第2回 10月上旬 ～11月下旬	1～2名 半日	全対象約110箇 所
学校・大田図書館・郷土博物館 30箇所程度	3年に 1回	第3回 1月中旬 ～2月下旬	1～3名 半日	全対象約90箇所
計 110箇所程度				計 約295箇所

会計検査室では約25名のメンバーでおよそ300箇所ある検査対象のうち年間110箇所程度を自己検査している。検査項目は備品の出納・保管事務だけでなく、現金の出納事務、金券の受払事務も含まれる。

新たに検出した事項

結果・意見区分	意見
概要	<p>一般企業における物品調査の流れについて</p> <p>一般企業における物品棚卸(一般企業では「固定資産棚卸」という)のフローは次頁の通りである。</p> <p>大田区の物品棚卸は、各現場がそれぞれの判断で実施頻度、時期及び期間を決定し、バラバラに棚卸をして自己完結している。したがって、企業の固定資産棚卸のフローと大田区のフローを比較すると、①固定資産棚卸の方針決定・現場への通知と⑤全体の評価・報告のプロセスが完全に抜け落ちている。</p>



【10】福祉部系債権

【着眼点】債権を属性分類し、その属性に応じた措置を講じているか。

ここがポイント

債権を施行規則に従って分類すること。規則が実態を反映していないのであれば規則改正をするべきである。

NO	21098	所管部署	福祉部福祉管理課
概要	<p>福祉部系債権を含む区の債権は、大田区債権の管理に関する条例（平成18年3月20日条例第3号）により定義され、その管理につき、同施行規則（平成18年3月20日規則第22号）とともに定められている。</p> <p>施行規則には債権の分類等として「区の債権は、次に掲げ区分に分類するものとする」（第3条第1項）と規定している。また、「前項の規定により区の債権を分類したときは、その区分に従って必要な措置を講じなければならない」と規定している（第3条第2項）。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		結果	
前監査人見解	<p>債権管理システムにおいては、施行規則に定める債権の区分は行われていない。</p> <p>条例、規則に基づき、当該区分に基づく分類を行ない、それに基づく管理を実施するのか、それとも、実務上、当該区分が形骸化している場合には、条例、規則等の廃止、変更につき検討することが必要と考える。</p>		
区の措置・対応状況	<p>平成21年度以降、継続して毎年、大田区債権の管理に関する条例に基づき債権の分類をし、不納欠損処理を行っています。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正 されていない／その他</p>	
結果・意見区分		結果	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>福祉管理課は債権管理システムで各種情報を有しているが、現状、施行規則第3条第1項に定める債権の分類は行っていない。このため、「是正されていない」と判断した。</p> <p>なお、上述した区の措置状況に記載の通り、区は、時効債権等の不能欠損処理については条例に基づき適正に行っている。</p> <p>前監査人見解の通り、是正されたい。</p>		

【11】債権の名寄せ

【着眼点】部局を超えた同一債権者の債権の一元化に取り組んでいるか。

ここがポイント

個人情報保護を配慮しながら、債権者毎の債権管理を徹底すること。

NO	①21104 ②21110 ③21142	所管部署	福祉部福祉管理課 産業経済部産業振興課 〃
概要	大田区では債権の名寄せが出来ていないため、以下の事象が発生する恐れがある。		
	債権	発生が予想される事象	
	①福祉部系債権	過去に福祉部で不納欠損として取扱われた債務者が福祉部の融資を申込み場合、債権管理システムにある履歴により融資から排除することは可能である。しかし、他部局、特に産業経済部における類似の貸付制度に対して申込があった場合、福祉部に問い合わせが無ければ判明しない。	
	②産業経済部系債権	中小企業融資あっせん制度で不納欠損として取扱われた債務者が、福祉部で行う福祉政策を利用することが可能である。	
	③産業施設使用料	融資係における融資の審査基準をクリアできれば、大田区からの融資を受けられるため、例えば、工場アパートの使用料で不払いがある者でも融資を申込みことは制度上可能である。	
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	大田区全体としての債権管理の観点から、例えば個人情報審議会の審議を経たうえでの申込時の特定情報の検索を可能化する方法や、新規申込時には他部局に問い合わせをさせる方法等の一定の方法の採用が必要と考える。		
区の措置・対応状況	区の対応状況は以下の通りである。		
	債権	対応状況	
	①福祉部系債権	不納欠損として取り扱った債務者の情報が、他部において必要な情報か、また、個人情報審議会において、貸付制度が違う債務者の情報を、担当課を超えて共有できるか、引き続き調査する。	
	②産業経済部系債権	福祉部だけでなく他部局の貸付回収状況や税金、国民健康保険料の滞納状況についての状況を共有化する必要性は認識している。今後、他部局と調整すべき検討課題である。	
	③産業施設使用料	個人情報保護条例の規定により、滞納状況を工業振興担当から融資係やあっせん審査会に提供することができない状況にある。しかしながら、本人の同意がある場合、法令等に定	

		めがある場合には、目的外使用即ち区の機関内部での情報提供が可能となることから、工場アパートへの入居の際には、滞納が発生した場合、融資係に情報提供することについて、同意書の提出を求めていく。
現監査人の見解		
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正 されていない / その他	
結果・意見区分	意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>大田区個人情報保護条例（条例第66号）第15条では、保有個人情報を利用の目的の範囲を超えて、区の機関内部で利用することを禁じている。但し、①本人の同意がある場合、②法令等に定めがある場合、③緊急事態の場合、④審議会の意見を聞いて公益上必要と認められる場合、については例外的に利用が認められている。</p> <p>したがって、本人の同意を得るか、審議会の承認を得れば、他部署で保有する債権情報を利用することができるのにも関わらず、現時点では対応がなされていない。このため、「是正されていない」と判断した。</p> <p>前監査人見解の通り、是正されたい。</p>	

【12】積立基金の積立て及び取崩し

【着眼点】積立て及び取崩しは適正に行われているか。

ここがポイント

実質的には積立てや取崩しは適正に行われている。但し、積立基金の運用については検討すべきである。

NO	① 2 1 1 2 4 ② 2 1 1 2 5 ③ 2 1 1 2 6 ④ 2 1 1 2 7 ⑤ 2 1 1 2 8 ⑥ 2 1 1 2 9 ⑦ 2 1 1 3 0 ⑧ 2 1 1 3 2 ⑨ 2 1 1 3 3 ⑩ 2 1 1 3 5	所管部署	経営管理部企画財政課 地域振興部地域振興課 教育総務部教育総務課 教育総務部社会教育課 教育総務部大田図書館 都市基盤整備部都市基盤管理課 経営管理部企画財政課 福祉部福祉管理課 経営管理部企画財政課 経営管理部経理管財課
概要	減債基金等の積立基金について、具体的な当該基金に関する条例や要綱が存在しない。大田区積立基金条例においては大田区で設置している基金を列挙しているだけで、それぞれの具体的な内容について規定していない。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	積立基金に関する条例や要綱等を定めて、その中で、取扱い（積立て及び取崩し）等について具体的に規定することが望ましい。		
区 の 措 置 ・ 対 応 状 況	前監査人見解に対する対応は以下の通りである。		
	基金名	措置・対応状況	
	③大田区立学校積立基金	平成21年度末に廃止し、「公共施設整備資金積立基金」に整理、統合した。	
	④大田区総合体育館整備資金積立基金	平成23年度末に廃止。	
	⑤郷土博物館資料取得積立基金	「郷土博物館資料取得積立基金の活用に関する取扱基準」（平成22年9月3日教育総務部長決定）を定めた。	
③、④、⑤以外の基金	具体的な積立・取崩を含む基金の取り扱いは、特段裁量の余地は無いものである。 本区における基金の取崩・積立にあたっては、常に予算に計上し議会の審議議決経た上で行なっており、執行の適正性は確保されているものと考えるので、特に対応しない。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	④は その他 ⑤は 是正された ④、⑤以外は 是正されていないがやむを得ない		
結果・意見区分	無し		

<p>妥当性判断の理由及び結果・意見の内容</p>	<p>④は廃止のため「その他」とした。</p> <p>地方自治法第214条第8項では、基金の管理及び処分に関し必要な事項は条例で定めなければならないこととしている。</p> <p>大田区積立金基金条例は、特定目的の積立基金を一つの基金として条例を設置し、第1条で積立基金の目的と併せて、別表において個別基金の目的が明らかとなるよう名称を列記し、第2条以降で管理、運用、処分等の共通事項の規定を定めた形となっている。</p> <p>企画財政課の意見は、「大田区積立基金条例は基金毎の個別具体的な目的は記載していないが、形式上、積立基金として地方自治法が規定する事項は定めており問題は無い。また、基金の積立て及び取崩しについては、必要の都度予算に計上し、区議会の審議議決を経ている。」とのことである。</p> <p>個々の積立基金について条例化はされていないが、現状では、区議会の決議を経て適正に積立て・取崩しされているので、④、⑤以外は「是正されていないがやむを得ない」と判断した。</p>
---------------------------	--

新たに検出した事項

結果・意見区分	意見
---------	----

<p>検出した事項及び結果・意見の内容</p>	<p>積立基金の運用について</p> <p>地方自治法第241条第2項で、基金は確実かつ効率的に運用されることが求められている。これを受けて、大田区積立基金条例第3条で、基金は最も確実かつ有利な預金、有価証券で保管すると定めている。</p> <p>積立基金の運用の悪さについては、大田監査委員から毎年指摘のあるところである。平成23年度の大田区の積立基金の運用利回はわずか0.218%しかなかった。ちなみに、他の地方公共団体では、杉並区0.824%、世田谷区0.343%、東京都0.283%という実績だった。（「平成23年度大田区各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書」より）</p> <p>大田区の基金運用利回りがこのように低い原因は、基金の積立て・取崩しに関する資金計画がないため、会計管理室では長期の運用ができず、短期の定期預金による運用しか行っていないためである。例えば、減債基金は将来の公債費に充当する財源を確保するために計画的に積立てているものであるから、償還時期に合わせた基金運用計画があれば、短期の定期預金ではなく、長期のより有利な運用が可能となる。（「平成20年度大田区各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書」より）</p> <p>積立基金については、積立てや取崩しだけでなく、基金運用計画に基づいた安全で効率的な運用にも努められたい。場合によっては、前監査人が指摘した通り、条例や要綱等を定めて、その中で運用方法について具体的に規定して、適正に運用していくことが望ましいかもしれない。</p>
-------------------------	---

平成22年度 負債（債務負担行為を含む）の管理について

【1】地方債発行の判断基準

【着眼点】地方債発行の判断基準は妥当か、かつ区民に対する説明責任は適切か。

ここがポイント

起債金額の妥当性や基金の活用内容を区民にできるだけ説明していくことが望ましい。

NO	22A01	所管部署	経営管理部企画財政課			
概 要	大田区が発行する地方債の残高推移は以下のとおりである。 (単位：百万円)					
		12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
	地方債合計	129,921	125,666	118,278	111,333	105,807
		17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
	地方債合計	93,904	80,377	69,771	63,587	60,046
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況						
結果・意見区分		結果				
前監査 人見解	<p>個別の地方債発行について、なぜ当該事業に対して公債発行で資金調達を行うのかにつき、その判断基準が不明確である。</p> <p>「基金残高」を含めた大田区の資金残高保有量については年々増加傾向にあり、また、このうち「基金残高」を除いた「預金残高」についても若干の増加傾向にある。また、いわゆるプライマリー・バランスについても良好な状況にある。このため、地方債発行を積極化させる理由はその根拠にやや乏しいように感じる。</p> <p>起債と基金の関係については、資金需要あるいは資金調達にかかる抽象論で終始するのではなく、なぜ当該事業に当該金額の起債が必要なのかという個別具体的な資料を用意し、その考え方について説明可能な状態にしておく必要があると考える。</p> <p>(参考) プライマリー・バランスとは？：財政の健全性を示す指標。公債発行などの借り入れを除いた収入と、過去に発行した公債など借金の元利払い費を除いた支出を差し引いた財政収支のこと。</p>					
区の措 置・対応 状況	<p>地方債は、地方公共団体が事業を行う際の資金調達方法のひとつであり、多額の経費を要する建設事業などを行う場合や、景気変動などで税収が落ち込んだ場合に、起債によって所要財源を調達し、その償還を後年度以降に平準化することで財源の年度間調整を行う機能を持っている。将来にわたり効果を生ず</p>					

る施設等を作るのに、現在の住民（現在世代）だけが一切の負担を負うことは不合理であり、将来世代との負担の公平を図る機能も、財政運営上重要な役割を担っており、地方財政法の規定に基づき発行するものである。

同法に基づき地方債の同意を行う趣旨は、当該事業に地方債を活用することが、その団体の財政運営に支障を与えないと判断される場合、地方財政全体またはその団体の財政状況救済に地方債の緊急避難的機能の発揮が必要不可欠の場合、施設整備等の経費負担において、将来世代負担を求めることが経費負担公平の原則から適当であると認められる場合などであり、これらを踏まえた特定の事業を適債事業としている。

区はこの同意に基づき起債を活用しており、どの事業に充当すべきかは、世代間の負担の公平性を確保する観点などから、受益が後年度に続く投資的経費の財源として適切に活用する、基本的な考え方は十分に説明可能なものである。

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他
---------------	-------------------------------------

結果・意見区分	意見
---------	----

<p>妥当性判断の理由及び結果・意見の内容</p>	<p>起債と基金利用に関しては区担当者から、以下の説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 起債については地方財政法の規定に基づき行っており、財政基金の利用に関しては財政基金条例第6条でその処分（取り崩し）について定めている。 起債対象事業は、予算フレーム作成段階で特別区債による財源措置可能な事業（適債事業）を抽出したうえで、区長査定の中で判断している。 個別の起債対象事業の判断、財政基金取崩額の判断については明文化されたルールはなく、年々の予算編成作業の中で判断している。 <p>また、区が平成24年2月に公表したOTAシティ・マネジメントレポート（平成22年度決算版）において今後の行財政運営の方向性が示されているが、ここでも上記考え方が反映されている。レポートでは全庁をあげた財政構造改革の基本的視点への具体的な取組として以下4つを掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中期財政見通作成・公表 2. 各部局の主体的取組みの促進と事務事業の検証・評価の推進 3. 基金を活用した年度間の財源調整 4. 特別区債の活用による世代間負担の公平性 <p>上記3では基金の有効活用を、4では区債の積極的活用の方針が述べられている。</p> <p>全体の予算編成の中で起債金額は区長査定を経て決定している性格が強く、個別事業でそれぞれ起債金額を決定し積み上げをしているわけではない。予算策定時に考慮すべき要素は様々であることから個々の事業に対するルール明文化は困難である。</p>
---------------------------	--

以上の理由により、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。

どのような判断に基づいて起債や基金利用を決めたかを説明することは必要である。区は、毎年の予算策定の中で起債金額の妥当性や基金の活用内容を区民にできるだけ説明していくことが望ましい。

【2】減税補てん債

【着眼点】いわゆる赤字公債を早期償還すべきか。

ここがポイント

区財政が大きく改善されない限り、現時点では困難。引き続き検討すべき。

NO	22A03	所管部署	経営管理部企画財政課
概要	区が発行しているいわゆる赤字公債の残高は以下のとおりである。 (単位：千円)		
		20年度末残高	
	住民税等減税補てん債	11,293,710	
	住民税等減税補てん借換債	11,265,346	
	臨時税収補てん債	2,333,118	
	合計	24,892,174	
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>「区債現在高調書」上の「2. その他」にある「(1) 住民税等減税補てん債」「(2) 住民税等減税補てん借換債」「(3) 臨時税収補てん債」については、財政基金を使用して早期に償還すべきである。</p> <p>これらのいわゆる赤字公債は、「将来世代への負担の転嫁」を行っている状態にあるため、財政基金を利用して早期に償還することが財政の健全化のためには優れている。この点に関しては、足立区及び江戸川区は、当該「2. その他」の赤字公債の発行を行っておらず、公債発行の一般的なセオリー、すなわち、地方財政法第5条に準じた運用、つまり、将来世代に負担を転嫁する可能性のある赤字地方債を極力発行しない方針を貫いているといえ、一定の評価に値すると考える。</p>		
区の措置・対応状況	<p>区財政は、ここ数年、基幹財源の大幅な減収と義務的経費の増加という二重の課題に直面している。また、今後中期的に多額の財源不足が見込まれ、財政運営は更に厳しさを増している。こうした厳しい財政状況においても行政サービスを安定的に供給していくためには一定規模の基金残高を確保しておく必要があると考えている。</p> <p>したがって、直ちにご指摘の事項への対応は財政の健全性維持の観点から困難と考えるが、住民税等減税補てん債が都区財政調整制度における基準財政需要額として理論算定されているものも含まれることにも留意しながら、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後検討を続けていく。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他</p>		
結果・意見区分	意見		

妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容	<p>基金の処分は、経済状況の変動による財源不足や災害復旧などに充当することとなるため、一定規模の残高は必要と考えられる。</p> <p>今後、努力の結果財源が生じ、あるいは増収が生じたことで財政状況が改善された場合に早期償還の検討が必要となる。区が今後どのようなタイミングで早期償還実施するかについて、方針や基準を検討し区民に公表することが、区政には望ましい。検討されたい。</p>
--	--

【3】一部繰り上げ償還

【着眼点】金利が高く、取得対象用地の時価が下落している地方債を早期償還すべきか。

ここがポイント

現時点での早期償還にはメリットがほとんどない。今後も早期償還を検討すべき。

NO	22A04	所管部署	経営管理部企画財政課					
概要	区は以下の用地取得のために地方債を発行している。							
	(発行額残金単位：百万円)							
		年度	発行額	期間	借入先	種別Ⅰ	種別Ⅱ	21 残金
	調布大塚小・小池小・羽田小用地	63	873	25	資金	義地	教債	234
	調布大塚小・入新井第五小用地	101	364	25	資金	義地	教債	129
	大森第六中学校用地	102	2,546	25	資金	義地	教債	1,023
	大森第六中学校用地	103	2,655	25	資金	義地	教債	1,204
	大森第六中学校用地	104	2,546	25	資金	義地	教債	1,215
	大森第六中学校用地	105	2,546	25	資金	義地	教債	1,333
大森第六中学校用地	106	2,546	25	資金	義地	教債	1,422	
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況								
結果・意見区分		意見						
前 監 査 人 見 解	昭和63年度～平成6年度までに発行した上記の用地物件に対応する地方債については、①その金利面が現状に比して高いこと、②それぞれの用地の時価の下落が著しいこと、に鑑み、地方債の残高を早期に償還すべきである。							
	これらのいわゆる建設公債は、時価の下落が著しく、結果として赤字公債と同様の状態になっている部分があるため、当該部分については財政基金を利用して早期に償還することが財政の健全化のためには優れている。また、平成2年当時は、バブル最盛期にあたることから剰余金の発生が見込めたはずであり、当時本当に建設公債を発行して用地取得すべきであったかについて、今後公債発行が増加する状況においては、ここでいったん検討を加えておくことが必要であると考え。							
区 の 措 置 ・ 対 応 状 況	区債は、財源の年度間調整と世代間の負担均衡（経費負担公平の原則）といった2つの機能を有しており、この機能を適切に活用することは、財政運営上大変重要なものである。							
	単なる期間利益の問題にとどまるものではなく、基金残高と起債残高、さらにはその差額にも留意しながら財政運営を進める必要があり、直ちに起債を償還する考えには立ってはいないが、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後検討していく。							
現監査人の見解								
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他						
結果・意見区分		意見						
妥当	区担当者が、上記地方債について当初計画通り償還した場合と平成24年3月26日で繰上償還した場合のシミュレーションを作成した結果が以下のとおりである。							

当初計画どおり償還の場合

(単位：円)

	償還日時	償還元金	利子
1	H24. 3. 26	86,384,878	26,928,630
2	H24. 9. 25	89,365,157	23,948,351
3	H25. 3. 25	92,448,254	20,865,254
4	H25. 9. 25	95,637,719	17,675,789
5	H26. 3. 25	98,937,221	14,376,287
6	H26. 9. 25	102,350,555	10,962,953
7	H27. 3. 25	105,881,649	7,431,859
8	H27. 9. 25	109,534,566	3,778,942
合計（総支払額）		780,539,999	125,968,065

A

平成24年3月26日に繰上償還した場合

(単位：円)

	償還日時	償還元金	利子（補償金）
1	H24. 3. 26	86,384,878	26,928,630
2～8	繰上	694,155,121	96,192,607
合計（総支払額）		780,539,999	123,121,237

利子

補償金

B

$$A - B = 2,846,828$$

計画どおりの償還と繰上償還の利子支払差額はおよそ284万円であり、早期償還によって区の予算枠が狭まり他の事業へ予算が回らなくなる影響を考慮すれば、現時点での早期償還のメリットはあまりない。あるいは、借換措置として地方債を新たに同額発行しても利息や手数料は別途発生するため、284万円の差額はさらに小さくなるか、もしくはこれをオーバーする可能性もある。

ただ、これらの検討を今後も随時行っていくことは区財政の健全化を目指すために必要である。引き続き、早期償還のメリットを考慮されたい。

【4】歳計外現金について

【着眼点】歳計外現金を負債計上していない現状の処理は妥当か。

ここがポイント

歳計外現金の重要性を検討し、負債計上可否を判断すべき。

NO	22A14	所管部署	経営管理部企画財政課
概要	<p>改訂モデルの規定 327. には以下のような記載がみられるが、大田区においては、現状のところこの記載がみられない。</p> <p>327. 重要な歳計外現金がある場合は、その N+1 年度支出予定額について、当該負債を示す名称を付した科目をもって流動負債の部に計上しなければならない。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		結果	
前監査人見解	<p>平成 21 年度の包括外部監査において、大田区において各種の普通財産が存在し、これらの財産を民間等へ対して貸付等を行っているケースがあることが判明している。このうち、例えば、区営・区民住宅や工場アパート・創業支援施設等の賃貸借については、各条例等に従い幾ばくかの資金を、敷金あるいは保証金等として預かっていることが判明している。昨年度の監査調書によれば、これらの資金については「会計事務の手引」により「歳入歳出外現金」としての処理がなされているとのことであった。少なくとも、当該部分については、その総額を把握し、重要であると判断された場合には、負債に相当するため上記規定に従い、負債としての計上を行うべきである。</p>		
区の措置・対応状況	<p>総務省方式改訂モデルの作成にあたっては、原則として、新地方公会計制度実務研究会報告書の記載に則って各勘定科目の計上をしている。</p> <p>歳計外現金については、残高が財政運営上重要な影響がある額となる場合には、流動資産の歳計外現金に計上するとともに、固定または流動負債として計上することと理解している。</p> <p>新地方公会計制度実務研究会報告書では、「総務省方式改訂モデルは、財務書類作成事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、当面の間、公有財産台帳や個々の複式記帳によらず既存の決算統計情報等を活用して作成することを認めているモデルである。その結果、早期の財務情報の開示と、公有財産の整備財源情報など有用な情報開示が可能となるなどの特徴がある。」とし、「段階的かつ計画的な整備により、より精緻な財務情報の作成・公表へ向けて進化することをあらかじめ意図したモデルであることに留意する必要がある」としている。</p> <p>総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」において、作成基準の統一など、地方公会計制度改革の方向性が検討されており、この動向にも十分留意しながら、ご指摘の趣旨を踏まえ、勘定科目と計上の基準について検討</p>		

を高めしていく。

現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正
されていない／その他

結果・意見区分

意見

平成22年度末（平成23年3月31日）現在の歳計外現金は以下のとおりである。

（単位：千円）

区分	金額
保証金（賃貸契約保証金等）	694,816
保管金（職員源泉徴収所得税、都非費職員旅費等）	289,963
公売代金	—
遺留金	4,603
その他歳計外現金（都民税等）	12,160,147
歳計外現金合計	13,149,531

前監査時と同じく、現在においても区では歳計外現金は負債計上されていない。平成22年度末の貸借対照表に計上されている負債合計金額は、101,116,689千円であり、もし歳計外現金を負債計上すれば下記のとおり負債に占める割合は約11%となる。

$$13,149,531 \text{ 千円} \div (101,116,689 \text{ 千円} + 13,149,531 \text{ 千円}) = 11.5\%$$

年度末現在、当該現金の管理責任は区にあるため預り金を有していることと同じであり、質的重要性の検討が必要である。また、計上すれば負債の10%以上を占めることで、金額的重要性の検証は必要である。区に帰属する現金ではないという理由で区は負債計上していないが、重要性の点に関する検討は不十分である。

総務省新地方公会計制度研究会報告書では、地方公会計が準拠すべき指針として「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」という2つの作成方式を示している。大田区は作成労力軽減のメリットがある「総務省方式改訂モデル」を採用しており、このモデルでは前述のとおり、重要性のある歳計外現金がある場合に負債計上を求めている。

一方「基準モデル」は資産管理の面で有用とされているが、歳計外現金は負債計上が原則である。したがって、歳計外現金の負債計上は財政状況を示す情報として有用性が高い。

区は重要性を詳細に判断し、もし計上しない場合であっても、注記で一定の情報を公表するなどの対応を検討すべきである。

妥当性
判断の
理由及
び結果
・意見の
内容

平成22年度 人件費（福利厚生等を含む）について

【1】大田区特別職報酬等審議会審議事項

【着眼点】特別職の報酬決定ルールは明確か。

ここがポイント

特別職のうち、議員、区長、副区長以外の監査委員、教育委員、選挙管理委員等についても審議会の審議事項の対象とする方が望ましい。

NO	22B03	所管部署	経営管理部総務課
概要	特別職のうち、議会の議員の報酬の額、区長及び副区長の給料の額は、区長が諮問する大田区特別職報酬等審議会において審議され、その答申を受け区長が条例を議会に提出し、議決を経て決定されている。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>大田区特別職報酬等審議会の審議事項は議会の議員の議員報酬の額、区長及び副区長の給料の額である。しかし、特別職は議員、区長、副区長以外にも監査委員、教育委員、選挙管理委員がいる。監査委員、教育委員、選挙管理委員も特別職であり、これらの特別職について大田区特別職報酬等審議会が審議事項としていないことには積極的な理由を見出しにくい。</p> <p>その他の特別職の給料についても議員の報酬、区長や副区長の給料と同様に、大田区特別職報酬等審議会に審議を諮ったうえで、区長が条例を議会に提出し、決定するべきであると考えられる。</p>		
区の措置・対応状況	<p>大田区特別職報酬等審議会では、公選による区長、議員のほか、区長に直属し、区長と一体となって執行機関を指揮する副区長の報酬等を審議事項としているが、行政委員会の委員等については、答申における区長・副区長の改定内容を横引きして適用、改定している経緯がある。</p> <p>23区でも、常勤の監査委員、教育長の報酬等を審議会で審議を行っている例があるが、実質的に、区長・副区長の改定率と同内容となっている。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正 されていない / その他	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の	<p>一般職の給与等については、民間の給与実態等を調査したうえで出される特別区人事委員会の勧告を受け区議会の審議を経て条例で定められる。一方特別職のうち、議会の議員の報酬の額、区長及び副区長の給料の額は、区長が諮問する大田区特別職報酬等審議会において審議され、その答申を受け区長が条例</p>		

内容	<p>を議会に提出し、議決を経て決定されている。</p> <p>特別職のうち、議員、区長、副区長以外の監査委員、教育委員、選挙管理委員等については報酬について明確な決定方法がない現状からは、前監査人指摘のとおり審議会の審議事項の対象とする方が決定過程が明らかになり、望ましいと考える。特別職の中でも常勤の職にあるものは特に必要性が高いと判断する。</p>
----	---

【2】大田区特別職報酬等審議会会議の公開

【着眼点】審議会の審議内容は原則公開されているか。

ここがポイント

審議会を非公開とするのは、区民が納得する公益上の理由等が必要。

NO	22B04	所管部署	経営管理部総務課
概要	特別職のうち、議会の議員の報酬の額、区長及び副区長の給料の額は、区長が諮問する大田区特別職報酬等審議会において審議され、その答申を受け区長が条例を議会に提出し、議決を経て決定されている。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>大田区においては特別職報酬等審議会の会議については、公開が行われておらず、また、審議会の議事録についても公開されていない。また、会議が公開されていないため、審議会がいつ開かれるのかまた開かれたのかについても情報を公開していない。</p> <p>特別職報酬等審議会の審議事項は議会の議員の議員報酬であり、また区長及び副区長の給料の額であり、決定された議員報酬、区長及び副区長の給料は公開されるものである。そのため特段に特別職報酬等審議会の会場を非公開とすることも、特別職報酬等審議会の議事録を非公開とすることにも合理性は認められない。</p> <p>むしろ積極的に特別職報酬等審議会の会議の日程を知らせ、会場を公開し、議員報酬、区長及び副区長の給料をどのように審議されているかを区民に明らかにすることが必要であると考えられる。また会議が公表されることに審議会の場で、より活発な議論が期待できると考えられる。</p> <p>これと同じ理由から特別職報酬等審議会の審議の議事録についても公表することが必要であると考えられる。</p>		
区の措置・対応状況	<p>会議、議事録の公開は、自由な審議を行っていただく趣旨から、現在のところ考えていないが、会議の中での審議内容、意見等については、答申中に盛り込まれ、答申書は、現在、報道機関への情報提供や一般の閲覧希望にもこたえている。</p> <p>また、答申書には、委員名が記載されているが、「意見5)の構成メンバーの公表」とあわせて、答申書の公開の方法等について検討する。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他</p>		
結果・意見区分	意見		

妥当性
判断の
理由及
び結果
・意見の
内容

審議事項を公開することは次の点から重要と考える。公開することに大きな支障はないと考えられることから、早急に検討されたい。

- ・区民の生活は、景気後退によりより今後ますます厳しくなることが予想される。議員及び区長等の職責により報酬のみではその妥当性を判断することはできない。
- ・一般的には以下のことが審議されると考えられ、これらを区民に説明することで区民に大田区行政の理解を高めることができる。

- ① 特別区人事委員会勧告の趣旨を考慮
- ② 他の特別区との均衡
- ③ 社会経済状況、区の財政状況
- ④ 特別職の重要性
- ⑤ 大田区の抱える特殊事情 等

上記の意味からも積極的な公開をすべきと考える。

なお、インターネット上で確認できた他区の会議録・答申は以下のとおりであり、より広く公開する趣旨に合致している。

(○はインターネットで閲覧可能)

	審議会会議録	答申
千代田区	○	○
中央区		○
新宿区	○ (要旨)	○
文京区		○
目黒区	○	○
世田谷区	○	○
中野区		○
豊島区	○	○
北区		○
葛飾区	○ (要旨)	○

【3】定数管理と予算作成との連動

【着眼点】現場の創意工夫を引き出す仕組みになっているか。

ここがポイント

具体的な数値を提示することで、現場が具体的に検討する材料を提供する。

NO	22B14	所管部署	経営管理部企画財政課
概要	<p>大田区における定数管理については、各部局から「所要人員計画書」としてまとめられた一連の書類について、「組織構成」「計画内容」「予算事業」「現状との対比」などに基づき現場の要望を吸い上げ、この内容に執行部としての将来的な定数計画等の観点や事業のあり方からの検討を加え、組織計画・人事計画等として具体化させていくという手続きを踏んでいる。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>地方自治法第2条第14項「最少の経費で最大の効果を挙げる」、あるいは同法同条第15項「組織及び運営の合理化」と「その規模の適正化」を考える予算組みをするためには、当該「所要人員計画書」のいずれかのシートに金額面での数値も落とし込み、行うべき事業にどれだけの人件費がかかるのかを把握できる形式にすべきである。</p> <p>なぜなら、そのような人件費という金銭面も含めた定数管理を行わなければ、非常勤化、外部化等でどれだけのコストの削減が実現できるのかについて、「所要人員計画書」のいずれかのシートに金額面での数値も落としこむ形式をとらないと経費の削減に関してのインセンティブが生まれず、業務に関しての所要人員の要望ばかりが高まるという結果になりかねないからである。</p> <p>また、現在の状況においては、非常勤化、外部化等でどれだけのコストの削減が実現できたのかについて、職員人件費の平均値を使えば大雑把な計算しかできておらず、その効果の測定が詳らかとはいえない。</p>		
区の措置・対応状況	<p>標準的な人件費（職層別標準給等）を職層別に示すことにより、部局において、部局が行う事業にどれだけの人件費がかかるのかを一定の基準額をもとに把握できるようにしている。</p> <p>また、部局から提出された所要人員計画書で把握できる小事業名ごとの人件費と当初予算額における小事業名ごとの事業費の総コストの見地からの検証を試行している。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		<p>是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他</p>	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及	<p>“大田区職員定数基本計画（平成23年度～平成25年度）1. 計画策定の目的”には、“-----行政需要が増大する中、財政面では減収局面を迎える一方、義務的経費の増加という課題に直面している。” “-----これまで以上に最少の</p>		

び結果 ・意見の 内容	<p>経費で最大の効果を発揮できる効率的・効果的な組織及び運営の合理化を図っていくことが求められる。”と記載されている。このような観点で組織・運営の見直しを図っていくためには、現場での創意工夫を最大限発揮させ、その実現を目指すことが必須と考える。この点から前監査人見解のとおり、事業を統括して管理する課長レベル以上については、自己が責任を負う事業全体で人件費がどれほどかかっているのかを把握できる形式にすべきである。</p> <p>そして、例えば区全体の人件費削減目標率に基づく各課長別の具体的な削減値を提示することが望ましい。これによって職員定数基本計画に記載された“事務事業のスクラップ・アンド・ビルド、業務プロセスの見直し、行政サービスのアウトソーシング等、内部努力を計画的に進める”機運が現場から発生すると期待される。検討願いたい。</p>
-------------------	--

【4】カフェテリアプラン等の実際の運用について

【着眼点】名義貸の防止のためのチェックは適正に行われているか。

ここがポイント

本人利用を確認するため、領収証の宛名はフルネームが必須。

NO	22B21	所管部署	経営管理部人事課
概要	<p>カフェテリアプランは、所定の予算内で、従業員が個々のニーズに合ったものを自由に選択することができるという職員厚生制度である。利用可能な様々な福利厚生メニューをポイント制で提供し、職員はあらかじめ与えられたポイントの範囲内で自分が必要とする福利厚生メニューを自由に選んで利用することができる。</p> <p>カフェテリアプランについては差額精算方式とキャッシュバック方式が採用されている。キャッシュバック方式は事後申請となっており、a 利用施設等に利用料金全額を支払い、会員名義の領収書を受領し、b 申請書に必要事項（領収書添付）を記入のうえ、文化会事務局へ提出すると、c 申請書審査後に、ポイント利用相当額が会員の福利口座に振込まれる、というものである。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
	結果・意見区分	意見	
前監査人見解	<p>「名義貸し」に対する防衛策について ヒアリングによれば、当該キャッシュバック方式においては、上記「領収書の添付」以外にも運用上、会員カードの提示、番号の記載等が必要となっているとのことである。</p> <p>差額精算方式でも「名義貸し」は可能であるが、キャッシュバック方式は、「領収書の添付」に確認の主眼が置かれており、また、事後申請であることなどから、より安易な「名義貸し」が可能な手続きとなっていると思われる。差額精算方式、キャッシュバック方式とも「名義貸し」に対する防衛策を講じる必要があると思われる。</p>		
区の措置・対応状況	<p>領収書は、利用し支払いをした本人に発行されるものであるため、領収書の宛名については、文化会事務局及び審査機関で審査をしている。領収書の宛名は会員のフルネームが必須になっており、他人の宛名は不可としている。</p> <p>また、但し書きも必須項目となっており、カフェテリアメニューに該当するかについても審査を行っている。</p> <p>領収書の宛名が空白、氏のみ、また本人以外の氏名の記載がある領収書などは、申請者に返却し、キャッシュバックの対象にしないなどの対応をとっている。</p>		
現監査人の見解			

区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない／ 是正が不十分 ／ 是正 されていない ／その他
結果・意見区分	意見
妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容	<p>キャッシュバック方式に使用される“カフェテリア補助金（ポイント）申請書”のサンプリング調査を行ったところ、領収書の記載内容等概ね適正に処理されていた。</p> <p>但しチケット購入補助については“チケットの半券で利用施設・利用日・金額が分かる場合は、領収書の代替とします。”との取扱いが行われており、映画や公演等のチケットについては上記の区対応が行われていない。</p> <p>チケットについては少額のものも多いが、名義貸し防止の最低限の措置として本人宛領収書を要求する以上、上記区対応を徹底されたい。</p>

【5】帳簿の不整合について

【着眼点】帳簿は適正に作成されているか。

ここがポイント

帳簿を定期的組織的にチェックする体制を構築する。

NO	22B22	所管部署	経営管理部人事課
概要	大田区職員文化会の決算書について問題がある。一般会計の平成14年度における次期繰越利益は32,891,361円となっているが、平成15年度における前期繰越利益は33,445,000円となっており、年度繰越の間に553,639円増大している。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		結果	
前監査人見解	<p>今回の調査によれば、平成15年度に発生した帳簿と通帳上の不一致については、今回の包括外部監査までその事実が見逃されてきた。これだけ長期間にわたって勘定不一致の事実が発覚しなかったということは、決算書類作成担当者がどのような照合を行っていたのか疑問である。</p> <p>加えて、大田区職員文化会では、決算に当たり監事の監査を受けており、「平成**年度の決算監査を実施した結果、諸帳簿及び証拠書類等の整理は良好に行われており、現金の保管も預金通帳との照合の結果、誤りのないことを確認しました」という内容の監査報告の提出も受けている。しかし、これが文字通りの意味をなしておらず、十分に機能していなかったことが明らかになった。</p> <p>専門家による監査の導入等、公費が投じられている当該職員文化会の決算の適正化を図る必要がある。</p>		
区の措置・対応状況	<p>平成22年12月3日開催の職員文化会理事会・評議員会において、決算書の是正について承認された。是正後は、帳簿と通帳上に不一致が生じないように、出納整理期間について現金出納簿の記載方法を改めた。</p> <p>併せて、記載誤り等の早期発見に繋がるよう、四半期毎に帳簿と通帳の点検を実施する。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性		是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他	
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>出納整理期間の帳簿フォームを改訂する等改善への努力は認められるが、NO.17009にも記載のとおり、決算書の表示誤りや帳簿の誤記等事務処理のレベルは高いとは言えない。日常の定期的な内部点検を徹底させるとともに、第三者の監査も必要と判断される。検討されたい。</p>		

【6】繰越金残高について

【着眼点】繰越金は適正な規模か。

ここがポイント

年度歳出額の3倍を超える繰越金は過大であり、助成金水準を再考する。

NO	22B23	所管部署	経営管理部人事課
概要	<p>平成22年3月31日現在、少なくとも、大田区職員文化会では436,028,453円、大田区学校現業文化会では9,087,476円の預金残高を有している。したがって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・436,028,453/5,035（便宜的に20年度会員数）=86,599円（職員文化会） ・9,087,476/64=141,992円（学校現業文化会） <p>という残高が会員一人あたりの繰越金として残されている。</p>		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	<p>この繰越金の大きさが問題である。 繰越金をカフェテリアプランのポイント付与額に充当する方法、繰越金を大田区あるいは会員に返還する方法、負担金の一時的凍結をする方法等、繰越金のあり方を再考する必要があるように思われる。</p>		
区の措置・対応状況	<p>今後、福利厚生事業への区助成金の確保は大変厳しい状況下にあると認識しており、そのためにも繰越金をより有効に活用していく方針である。</p> <p>これからも引き続き、職員文化会の予算や事業内容について、真に職員の福利厚生に沿ったものであるか等、専門委員会をはじめとして機会ある毎に点検・見直し等を行う。</p> <p>平成24年度の区交付金は1,200万円（事業者：会員の負担割合0.8：1）減額されている。カフェテリアプランポイントについても、22ポイントから21ポイントに減じる見直しを行った。</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	<p>是正されていないがやむを得ない／是正が不十分／是正されていない／その他</p>		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成24年3月31日現在職員文化会は422百万円の預金残高を有している（平成23年度未払金46百万円余含む）。平成22年3月31日現在の436百万円（平成21年度未払金44百万円含む）とほぼ横ばいである。</p> <p>前監査人の報告書によれば“大田区職員文化会における現行のポイント付与額22ポイント（1ポイント=1,000円）というのは、繰越金を低減させるために行っている期限付きの措置であり、数年後には現状の繰越金は解消される見</p>		

	込みである”との区側の説明があった。 平成23年度の職員文化会の決算によれば、歳出は138百万円であり、資金残高は3年程度の歳出を賄える水準である。現下の経済状況等からカフェテリアアプランポイントについて22ポイントから21ポイントに減じることから、当面助成金のストップ或いは大幅な削減も必要と考える。検討されたい。
--	---

新たに検出した事項

結果・意見区分	結果
---------	----

概 要	学校現業職員文化会が平成23年度末で解散し、職員文化会に統合されたが残余資産の処分に問題がある。
-----	--

検出した事項及び結果・意見の内容	<p>学校現業職員文化会が平成24年度に職員文化会に統合される際、剰余金は次のように処分された。</p> <p>① 大田区職員文化会の一人当たり資産に相当する額に会員数を乗じた額を大田区職員文化会へ持参する。</p> <p>② ①を除いた剰余金は、会費と交付金の割合を踏まえ、2分の1を大田区現業職員文化会会員に返還し、2分の1を大田区職員文化会への持参金に加える。</p> <p>上記②については、交付金は大田区職員文化会が支出したのではなく、区が支出したものであるから、区に返還するのが正当である。適正に処理されたい。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成23年度末学校現業職員文化会剰余金</td> <td style="text-align: right;">918万円</td> </tr> <tr> <td>処分内容 職員文化会持参金 (上記①対応)</td> <td style="text-align: right;">477万円</td> </tr> <tr> <td>会員への返還金 (上記②対応)</td> <td style="text-align: right;">221万円</td> </tr> <tr> <td>職員文化会追加持参金 (上記②対応)</td> <td style="text-align: right;">221万円</td> </tr> </table>	平成23年度末学校現業職員文化会剰余金	918万円	処分内容 職員文化会持参金 (上記①対応)	477万円	会員への返還金 (上記②対応)	221万円	職員文化会追加持参金 (上記②対応)	221万円
平成23年度末学校現業職員文化会剰余金	918万円								
処分内容 職員文化会持参金 (上記①対応)	477万円								
会員への返還金 (上記②対応)	221万円								
職員文化会追加持参金 (上記②対応)	221万円								

新たに検出した事項

結果・意見区分	意見
---------	----

概 要	預金残高を一覧することが出来る資料が存在しない。
-----	--------------------------

検出した事項及び結果・意見の内容	<p>職員文化会の財産調書には積立金と備品が記載されている。このうち積立金は“職員文化会積立金(事業資金)”として職員文化会の定期預金残高が記載されている。</p> <p>しかし、職員文化会は普通預金も設定しており、この残高は財産調書に記載されていない。平成23年度末では定期預金300百万円、普通預金122百万円である。全預金残高を網羅した資産状況を一覧できる資料は監査や補助金審査に必須であり、このような一覧性のある資料を常備されたい。</p>
------------------	--

【7】区の助成金と会費について

【着眼点】助成金は適正に算出されているか。

ここがポイント

途中採用・途中退職者の助成金は、在職期間に応じ月割で計算する。

NO	22B25	所管部署	経営管理部人事課
概要	区の助成金については会員1名につき年12,000円を一律に支払う（年払い）ことになっているのに対して、会員の会費は給与から天引き徴収のため月額を支払となっている。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
結果・意見区分		意見	
前監査人見解	途中採用・途中退職などが発生した場合には両者は必ずしもイコールとはならない扱いとなっていると思われる。区の助成金についても月額払いと改め、会員の不存在期間の支払いを中止するなど、理論上の整合性を保つべきである。		
区の措置・対応状況	<p>大田区職員文化会に関する条例第2条「区は、・・・毎年度予算の範囲内で交付金を交付する。」と定めている。区からの交付金については、文化会事業の適正な運営に活かしている。（人事課）</p> <p>大田区学校現業職員文化会では平成23年度に中途退職者が発生した際、区助成金は月額単位とし、会費との整合性を取った。（教育総務課*なお、大田区学校現業職員文化会は平成23年度末に解散）</p>		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない / 是正が不十分 / 是正されていない / その他		
結果・意見区分		意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>区の助成金も会員の在籍期間に応じ支出するのが適正であり、学校現業職員文化会はそのような運用を行ってきている。職員文化会についての助成金算出基準も改善されたい。</p> <p>現状の職員文化会の処理は、区民感覚からすると金額の多寡によらず、理解を得ることはできない。区民に対する区政の理解を求め、区民に対しても納税等について厳格な処理をしていくためには助成金のあり方についても踏み込んだ対応も必要と思慮する。</p>		

以上